するも、尙ほ五百萬石の輸移出増加を見んとするものである。

(二)　土地改良事業代行機關　本事業の進捗に伴ひ、昭和二年五月、土地改良、水利及び開墾の三課を統轄する土地改良部を新設したことは既說の通りであるが、本期に入り更に事業代行機關として、大正十五年に東洋拓殖會社に土地改良部を新設し、又政府慫慂の下に、朝鮮土地改良株式會社を設立せしめ、各々本計畫の一半を分擔實施せしむることにした。尙ほ東洋拓殖會社の土地改良部は、昭和六年八月之を廢止し、朝鮮土地改良會社に事業を繼承せしめた。

(三)　其の他の助成　大正九年十二月、土地改良事業補助規則を制定し、從來の補助範圍及び補助率を擴張し、更に昭和二年十二月に至り朝鮮土地改良令を制定して、從來の法規を整備統一し、又之と同時に水利組合令を改正した。

耕種改善計畫　產米增產計畫は、土地改良實施計畫と耕種法改善計畫とに二分さるべきものである。從つて耕種法の改善は從來奬勵し來りたる處であるが、產米增殖計畫の樹立と共に、一方土地改良事業の實施と平行し、更に一層力を玆に用ふるに至つた。

(一)　優良品種の種子更新計畫　大正十一年度より從來の施設を刷新し、邑面採種畓の耕作者には補助金を與へ、五箇年毎に優良種子を更新し、其の普及徹底を期するの計畫を樹て、一方勸業模範場をして、朝鮮の風土に好適せる新品種の育成に當らしめ、以て各道種苗場を通じて夫々奬勵品種を定めた。此の結果、昭和元年までの五箇年に亙る種子更新は、第一期計畫面積百萬町歩を突破し、次いで昭和二年度よりの第二期計畫五箇年間の更新實績は、百七十二萬町歩に達した。

(二)　販賣肥料の奬勵　大正八年度以降は從前の自給肥料と共に、安全なる販賣肥料の奬勵に著手したが、更に更新計畫の樹立するに及んで硫安等を追加し、右の購入その他の事業資金として、四千萬圓を限度とする農事改良資金の貸付を斡旋し、以て本計畫の實施に遺憾なきを期した。

(三)　米產額の增加　以上の施設と土地改良の進展と相俟つて、產米の增殖著しく、始政當時の米總生產高一千四十萬五千六百十三石は、大正十年に於いて一千四百三萬石に增加し、更に昭和二年には氣候の適順と相俟つて、一千七百三十萬石に躍進するに至つた。尙ほ大正十二年關東震災を機とし東京に鮮米協會を設置して販路の開拓擴張を圖つたが爾來輸移出額の激增を示し、始政當時の輸移出米總額五十四萬餘石が、昭和三年には、實に約七百萬石の多額に達した。

農地移住奬勵　土地改良に伴ふて、必要なるは農民の移住である。本期に於いては、未だ之に對する積極的方針を採るに至らなかつたが、その狀況は大體左の通りである。

(一)　東拓移民と其の廢止　曩に東洋拓殖會社が政府の許可を受け、明治四十四年以來、內地農民の招致に盡力し來つたが、讓渡すべき社有地の減少と、其の後の實績に鑑みるところあり、大正十年以降は第一種移民を廢し、次いで昭和二年を限り更に第二種移民を中止し、昭和三年よりは之を全廢するに至つた。因みに昭和二年までの移民回數十七回、その數九千百四戶に及んだ。

(二)　中央政府の移住奬勵　大正十三年以來中央政府拓務省は、海外移住奬勵費として一戶當三百圓を交付した。これに依つて朝鮮に移住したものは、本期の終り昭和二年度には百三十二戶、昭和八年には六百九十五戶を算してゐる。但し該施設は昭和八年度限り打切られた。

(二) 田作・肥料・穀物檢査等

田作の奬　産米の增殖奬勵以外に、田作物の奬勵も忽諸に附すべきにあらず、特に田作多き西北鮮地方に於いては最も急務である。仍つて大正九年に至り、黃海道沙里院に勸業模範場西鮮支場を設置し、黃海・平安南北三道の田作物改良に著手したが、その結果昭和二年には、主要田作物たる大麥・小麥の如きは、何れも二倍乃至三倍の增殖を見るに至つた。

肥料取締令の發布　近時金肥の需要は逐年躍進的激增を來しつゝあるが、肥料に關する農家の知識は遲々として進まず、此の間、之に乘じて粗惡なる肥料の氾濫するものあり、以て農家の蒙る損害多大なるのみならず、農產增殖の遂行を阻害するものあるに鑑み、昭和二年九月制令を以て朝鮮肥料取締令を公布し、尙ほ同時に、各道をして朝鮮肥料取締施行細則を發布せしめ、共に昭和三年一月一日を以て此等取締法規を施行した。尙ほ右實施に關し、各道に一名の肥料取締官を、本府に又一名の監督技師を置き、農事試驗場には肥料檢查機關を設けた。

副業　農家の副業は寺內總督時代より銳意奬勵するところで、其の結果、成績の大いに見るべきものあるに至つた。仍つて昭和二年八月府令を以て叺檢查規則を發布し、更に穀用叺の統制を圖ると共に、益々之が奬勵に努めた。之に依つて斯業は著しき發達を遂げ、昭和二年に於ける生產高は、叺五百七十二萬圓、繩七百六十二萬圓、總價格一千三百七十一萬圓に達した。

穀物檢查　穀物檢查は、長谷川總督時代に於いて之を統一改正し、更に大豆檢查をも施行して來たが、其の後に於ける朝鮮米豆の改良進步と需給關係の增大とは、從前の規定を改正する必要を將來し、大正十一年七月、米穀檢查規則及び大豆檢查規則の改正を行つた。尙ほ同年八月より、江原・咸鏡北の兩道を除く各道に於いて白米檢查をも施行することゝした。

(三) 小作問題

小作慣行と小作爭議　朝鮮に於ける小作慣行は古來一定の制規なく、唯慣習に依り行はれて來たもので、地方により、又は地主の異なるに從ひ、區々たるを免れないが、大體區別して、定租（年の豐凶に拘らず一定の小作料を支拂ふ）・執租（每年地主又は舍音（管理人のこと）と小作人とが立會の上、收穫高を定め、豫め約定の率に依り小作料額を定める）・打租（收穫物を地主・小作人間に折半する）の三となる。而して此等の小作慣行に於ける種々なる不合理は近時の社會情勢と相俟つて、所在に地主小作人間の紛爭を釀成するに至つた。之れ卽ち朝鮮農事開發上忽諸に附すべからざる問題であることは勿論である。從來朝鮮に現はれた農民間に於ける土地所有の紛爭は、其の性質上經濟機構の根底に觸れるものは甚だ尠かつた。然るに歐洲戰爭を一轉機として、半島に於いても、所謂經濟鬪爭としての小作爭議を發生するに至つた。卽ち大正九年、南鮮地方に發生した爭議を端緖として漸次各地方に蔓延し、大正十二年には一躍百七十六件、同十三年には百六十四件に達した。之は大正八年、獨立騷擾事件以後急激に擡頭し來つた社會主義運動の結果に外ならぬのである。

小作慣行調查　以上の如く頻發する小作爭議を實質的に見る時は、畢竟小作慣行の缺陷又は小作權の異動等に基づく所のものに外ならぬのである。仍つて本府は公正なる小作制度を樹立することの喫緊なるを察し、昭和二年以降、五箇年計畫を以て全鮮的小作慣行の實相調查に著手した。

(四)　棉作・果樹・甜菜

棉作の第二期擴張計畫遂行　棉作の第一期擴張計畫は、大正七年に終了を告げたが、更に第二期擴張計畫を樹立し、大正八年より十箇年間に總生產高大約二億五千萬斤に達せしむるを目標としたことは前述の通りである。本期に於いては之が遂行の爲、鋭意耕地の擴張、集約的栽培の徹底的普及を圖る等諸種の施設を講ずるところあつたが、經濟界の變動に依る影響を受け、其の結果、次期昭和三年までに作付面積二十萬五千町歩に達したが、遺憾ながら豫定の目標に到達しなかつた。

果樹　始政以來奬勵せる果樹は、本期に入り漸く結實期に入り、梨、葡萄の收穫高は、昭和二年に於いて價額六百八十三萬圓に達し、これを大正八年に比すれば、數量に於いて二倍半强、價額に於いて一倍半を示した。尙ほ大正十二年より主產地に果樹組合の組織を奬勵すると共に、大正二年には、府令を以て害蟲驅除豫防規則を發布する等、大いに其の成績擧揚に努むるところがあつた。

甜菜栽培の奬勵　長谷川總督時代より奬勵し來つた甜菜栽培は、本期に入り、大正九年度より朝鮮製糖會社に對して獨逸種子購入費を補助し、尙ほ大正十四年四月、平壤種苗場の甜菜部を沙里院西鮮支場に移し、一層試驗研究に意を用ひることにした。

(五)　蠶　業

產繭百萬石增收計畫　養蠶は引續き奬勵の結果、大正八年には產繭額十二萬二千餘石に達したが、斯業の前途益々多望なるを認め、大正十四年に至り、向ふ十五箇年を期し產繭百萬石增收計畫を立て、同時に府令を以て植桑奬勵補助規程を發布した。爾來植桑苗代金竝びに乾繭場設置補助等の方法を講じ、鋭意本計畫遂行に努力し來つたが、其の結果は、昭和二年に於ける產繭額三十五萬五千石に及び、施政當時に比し約二十五倍强に達し著々豫定計畫以上の成績を擧げつゝある。

置繭の處理　蠶繭の處理に關しては、始政以來最も之に意を用ひ、一郡一箇所乃至數箇所を指定して共同販賣を行はしめ、主として內地に移出せしむる方針を取つて來た。共同販賣の方法は道に於いて、之を監督し、郡廳又は養蠶組合等をして其の衝に當らしめ、橫濱生絲取引所相場による公正なる現金取引を行はしめ來つたが、大正十四年頃より、養蠶、製絲兩業者の關係を密接ならしむる爲、隨意契約に依る取引を行はしめてゐる。因みに大正十五年一月、朝鮮農會令發布と共に養蠶組合は郡農會に編入せられ、繭共同販賣は郡農會が之を斡旋することゝなつた。

(六)　畜　產

優良牛生產部落の設定　種牛充實の目的を以て大正十三年度より京畿外四道の適地を選び、優良牛生產部落を設定し、一箇所に對し原種牡牛一頭、原種牝牛四十頭を飼養せしむることゝした。尙ほ此の施設は今後八箇年を期し、全鮮四十箇所に該部落を設定する計畫であつたが、此の增設計畫は、其の後財政整理の爲、中止の已むなきに至つた。但し既設五箇所は何れも成績良好にして、昭和八年迄の生產數一千三百七十八頭中、既に種牛として供給せしもの五百二十八頭を算した。

購牛低利資金の融通　昭和二年度より郡農會又は地主をして農事改良低利資金の融通に依る畜牛の購入貸付をなさしめ、年賦償還の法を以て、漸次被貸付者の所有に歸せしむる等の手段を講じつゝあるが、其の成績良好にして、昭和八年度末迄に郡農會貸付四萬九千百七十二頭、二百三十六

萬圓、地主貸付九百二頭、六萬五千七百圓を算してゐる。

畜牛の肥育奬勵　畜牛の肥育に就いては、大正十一年、慶尚北道農事試驗場に於ける實績に鑑み、爾來專任指導員の設置、奬勵金の交付等、各種の施設を講じた結果は良成績を擧げつゝある。

移出牛の檢疫　從來移出牛の檢疫は、明治四十二年設置の釜山檢疫所一箇所のみであつたが、大正十四年より、更に仁川、元山、城津、鎭南浦の四箇所に增設し、以て防疫上の萬全を期して居る。

緬羊　前期に引つゞき大正八年以降、三箇年間繼續して、每年蒙古羊四百頭、洋種羊五十頭を輸入することゝし、緬羊の飼養適地として認められる、咸鏡南道外四道に對し、同年以降二萬千百十四頭を配付すると共に、洗浦牧羊支場には、專任技師及び技手を增員して雜種改良試驗を行ひ、其の成績頗る良好なるものあつたが、大正十三年行政整理の結果、本奬勵事業は全部中止の已むなきに至り、洗浦牧羊支場も同年度限り廢止せられた。

採肥養豚の奬勵　養豚は本期に於いて特に所謂採肥養豚を奬勵することゝし細農に對しては、農會をして預託飼育を行はしめた。殊に昭和二年(宇垣總督代理時代)以來は積極的奬勵を加へるに至つたが、其の結果は頗る顯著なる實績を擧げてゐる。

養鷄其の他　養鷄は本期に於いて特に改良種の普及著しく、卽ち大正八年に於いては、改良鷄及び雜種の五十二萬羽に過ぎなかつたが、昭和二年には、百七十二萬羽卽ち約三倍半の增加を示してゐる。而して生產物中、就中鷄卵の共同販賣に關しては、大正十四年以來、殊にその奬勵を加へたる結果、鐵道沿線地方に於ける鷄卵の共同出荷は漸次進展し、昭和八年末に於ける出荷組合數三百餘組合員二萬有餘名となり、出荷雞卵數量は十萬貫に達してゐる。

尙ほ畜產物及び其の加工品たる牛骨の利用竝びに骨粉の製造工場設立等は、本期に其の端を發してゐることを記しておく。

(七)　勸農機關

勸業模範支場の擴充と改變　農事奬勵施設の進展と相俟つて、中央農事試驗機關も、本期に於いて著しく擴充を見るに至つた。卽ち水原の勸業模範場の事業擴張、黃海道沙里院の西鮮支場及び平安南道龍岡の棉作出張所新設の如き之である。然れども亦一面財政整理の結果は、大正十二年德源園藝支場、同十三年鎭島園藝支場及び洗浦牧羊支場を廢止するの已むなきものがあつた。

系統農會の設置　從前に於ける農業關係の各種團體を整理統一するの必要を認め、大正十五年一月二十五日朝鮮農會令を公布し同年三月一日より施行した。之に依つて從來の各種團體は、一旦解散の上新農會に統一さるゝことゝなり、同年六月には先づ郡島農會の成立を見、翌昭和二年三月朝鮮農會の設立を最後として所謂系統農會の組織が完成するに至つた。

二　林　業

治山治水の必要　朝鮮の林野は、全土の七割以上を占めて居るにも拘らず、古來林政不備の結果甚しく荒廢に歸し、建築用材、燃料等に甚しい缺乏を告げつゝあるのみならず、洪水、旱魃の慘害を頻發し、朝鮮國土の保安竝びに各種產業の發展上極めて憂慮すべきものがある。仍つて明治四十四

年の森林令公布以來特に林政に盡力するところあつたが尙ほ且つ林野の總面積一千五百八十八萬町歩の內其の成林地は僅かに五百餘萬町歩其の他は稚樹地又は未立木地に屬して居る現狀である。茲に於いてか財政緊縮の折柄にも拘らず特に朝鮮の林業施設費として多大の豫算を計上し以て砂防工事竝びに造林奬勵を遂行する等林政刷新に一轉期を畫することゝなつた。

(一)　第一期砂防事業

荒廢林野の調査　多年朝鮮に於ける甚しき林野荒廢の現狀を鑑みるに之が復舊を圖るは實に水源の涵養國土の保安產業の開發を圖る所以であり從つて之が完成を企圖するは現下喫緊の問題となさねばならぬ。仍つて大正八年度より同十年度に亙る繼續事業として治水上重要にして且つ流域內に荒廢林野の多く存在せる漢江錦江東津江蟾津江榮山江洛東江大同江城川江の八大河川流域につき禿裸荒廢林野の調査を實施した。其の調査の結果は實に總面積十一萬七千九百三十六町歩の多きに達するものがあつた。

實施　砂防工事は大正七年度より忠淸南北道地方費に對し助成補助金を交付して實施せしめたる錦江支流美湖川流域の砂防造林を以て嚆矢とする。然るに前條荒廢地調査の結果は其の地域頗る廣大にして到底補助事業の能くするところに非ざるを認め全部國費支辨事業となす方針を樹て先づ其の約半數五萬七千町歩に對し大正十一年度以降砂防工事費五千百餘萬圓を三十箇年間に支出することゝし其の內當初十箇年間の施工所要經費一千三百九十萬圓を繼續事業として第四十五帝國議會の協贊を經て事業に著手した。然るに其の後國庫財政上の關係より豫定計畫の變更を餘儀なくせられ結局繼續年限十四箇年所要經費總額八百八十五萬一千圓に改め昭和十年度を以て第一期國費砂防事業を完了する豫定となつた。

(二)　林政の刷新

國有林野の特別緣故讓與　不要存置國有林野の貸付竝びに讓與の手續は大正元年八月勅令朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令に依り隨意契約に依る途が開かれてゐたが更に本期に入り大正十五年四月制令第七號を以て朝鮮特別緣故森林讓與令次いで同令施行規則が發布せられた。其の結果從來特別の緣故ある國有林は當該緣故者に無償讓與し得ることゝなり其の出願面積三百四十一萬六千町歩に達し之が處分は昭和九年度に於いて漸く終了した。

林政機關の統一　從來國有林野に關する事業は本府山林課出張所地方廳及び營林廠の三に分立してゐたが大正十五年六月本府官制を改正して中央機關たる山林部を置き此等林政機關を統轄することゝした。卽ち國有林經營に關しては營林廠及び山林課出張所を廢し新たに山林部の下に營林署を設け民有林野改善に關する事務は國有林の經營に關する事務と併せて山林部に於いて之を統轄し茲に上記特別緣故森林讓與の決行と共に林政上の一紀元を劃することを得た。

民有林の保護徹底　民有林野の造林に就いては從來極力奬勵に努めたる結果相當の成績を擧げ得たるも其の多くは資力乏しく一定の補助金を下付するに非ざれば到底造林の促進を期し難き狀態である。仍つて國庫補助金を計上し大正十四年度の約三十萬圓を初めとして爾後年々之を增額して道地方費に交付した。尙ほまた民有林野保護取締の徹底を期する爲朝鮮全土に森林

主事を漸次配置することゝした。

林業試驗場の新設　朝鮮に於ける林業に關する調査竝びに試驗は、大正二年より農商工部山林課に於いて森林植物の調査を開始し、京城府外懿陵及び抱川郡蘇屹面光陵に苗圃を設け普通業務の傍ら、養苗植栽の試驗に著手したのを以て嚆矢とする。大正八年官制改正後、殖產局山林課に於いて技師及び技手を增員して該事業を擴張したが、大正十一年には、林業試驗場費十四萬八千圓の豫算を計上し、同年八月、朝鮮總督府林業試驗場官制の公布を見るに至つた。

朝鮮山林會　大正十年五月全鮮官民有力者を網羅した朝鮮山林會の成立を見、爾來當局の施設に順應して半島林業界に貢獻し、大正十五年には、大日本山林會第三十六回大會を京城に開催して朝鮮の林業を宣傳する所あつた。昭和二年十月社團法人に組織を改め、昭和二年より年々國庫より三千圓の補助金を受け、現在約四千八百名の會員を有し、事務所を本府農林局内に置いてゐる。

三　治水事業

第一期河川調査　治水事業は、運輸交通竝びに產業と密接なる關係を有し、半島開發上一日も等閑に附すべからざるは勿論である。仍つて之が事業を計畫するに先だち、管内河川の調査をなす必要あるを認め、大正四年度以降七箇年を期して全鮮に於ける十四主要河川の調査を開始した。而して本期に入り、連年の水害に依る被害防止と、產米增殖計畫に依る水利組合の增加に伴ひ、更に河川調査の急施を痛感し玆に從來の調査に大擴張を加へることゝし、其の第一期として、前期に於ける十四大河川調査を大正十五年度迄に完成の豫定を以て進捗を圖り、以て右河川中調査の終了するものより、順次治水及び水利の根本的設計を定むる方針を樹立した。然るに其の後財政緊縮の影響を受け、豫定の功程を擧げ得なかつたが、昭和二年度に至り、悉く之が根本的調査を終了し、尙ほ最重要なる十一河川に於ける改修計畫を樹てた。

治水事業　治水事業は、前記の如く本期に入り急速決行の方針を決定し、主要十一河川の改修を實施する事としたが時恰かも財界緊縮の影響を受け、豫定計畫の實現に至らず、大正十四年度に至り、萬頃江、載寧江の改修に著手し、亞いで大正十五年度より十箇年繼續事業として、漢江、洛東江、大同江及び龍興江の改修工事に著手した。然して尙ほ以上の改修工事施行に就いては、之に關する根本法規の必要を認め、昭和二年一月朝鮮河川令（制令）同年五月同令施行規則（府令）を發布した。

四　水產業

保護奬勵　本府は始政以來、力を斯業の發達に致したる結果、累年漁獲高及び水產製造高の增加を來し、昭和二年に於いては、其の合計一億六百八十八萬圓に上り、之を明治四十四年に於ける九百四十二萬圓に比較すると約十一倍に達して居る。且つ又水產試驗場の設置、法規の制定等も本期に於いて略々整備の域に達したが、本期に於いて特に施設せられた主要のものは　(一)機船底曳網漁業の制限　(二)取締船の新造　(三)優良漁船補助　(四)水產養殖業奬勵補助　(五)水產物冷藏奬勵補助　(六)漁業組合補助　(七)水產學校設立群山、麗水、龍岩浦統營等である。

水產試驗場の設置　大正九年度以降三箇年計畫を以て水產試驗場特設の計畫を立て、大正十年五月官制を發布し、直ちに釜山府牧ノ島に、之が設置を見るに至つた。本場は同十二年六月完成を告げ、緊切重要なる事項に付き著々試驗調査の歩を進め、以て斯業の發達に貢獻しつゝある。

水產會の設立補助　從來朝鮮一圓を區域とせる朝鮮水產組合なる團體があつて、水產業の改良發達に力を盡し來つたが、其の機構その他に於いて、時宜に適せざる憾があつたので、大正十二年一月、新たに朝鮮水產會令を公布し、之に改善を加へるに至つた。之と同時に朝鮮水產組合は解散し、尋いで朝鮮水產會の設立を見たのである。該水產會は何れも水產當業者の自治機關であつて、政府と當業者の間に介在して各種の施設經營をなし、半島斯業の改良發達を圖ると共に、一面國家水產行政の補助機關たる機能を有するものであつて、本府は毎年金三萬圓(大正十四年度以降二萬四千圓)を補助し、以て其の健全なる發達を促進せしめつゝある。

五　鑛業

概說　明治四十四年度より開始したる鑛床調査は、大正六年度に於いて全く所期の調査を完了し、玆に斯業に關する企畫の基礎が成立するに至つた。仍つて本期に入り(一)大正十年十二月制令を以て、本府保留地域を除く外は、全部先願者に鑛業權の設定を許し(二)右と同時に大正十一年度以後設定の鑛區稅に就いては、設定の月より三年間は定率の半額とし(三)同十二年一月、府令を以て、新たに鑛業出願圖面閱覽制度を設けて出願者の便を圖り(四)同十五年五月、制令を以て鑛

石其の他の鑛物を鑛業令中の鑛物に追加する等、大いに斯業の發展に資する施設を講じた。

歐洲大戰の影響　歐洲大戰勃發以來、內地實業家の半島進出漸く多きを加へ、就中日本鑛業株式會社鎭南浦製鍊所、日本金屬株式會社鷺梁津選鑛場及び兼二浦に於ける三菱製鐵株式會社の事業開始の如きは、その大宗をなすものである。然れども、斯業は忽ちにして戰後財界不況の影響を受け、休山廢鑛續出し、如上の製鍊所、選鑛場も休業の已むなきに至り、兼二浦製鐵所も非常なる苦境に陷つた。斯くて大正十年の金產額は、僅かに三百三十萬圓、大正十一年の鐵產額は百十五萬圓に減少した。其の後、物價勞銀の漸落と一般財界の不振は、却つて斯業を有利に展開せしめ、大正十四年後半期に至り漸次好調に向ひ、鎭南浦製鍊所の如きは同年九月より再開するに至つた。

燃料選鑛研究所の創設　朝鮮に於ける石炭の賦存量及び鑛床狀態等を調査し、以て半島の燃料竝びに動力問題解決の基礎を確立せんが爲、大正十一年十月、京城府外鷺梁津に燃料選鑛研究所を設置し、同十二年度に於いて其の設備を完成した。朝鮮に於ける鑛山の多くは選鑛、製鍊の施設を缺き、或は施設貧弱幼稚である爲、鑛利を損すること甚だ大なるものあるに鑑み、選鑛研究所にては、鮮內鑛山に適應せる鑛石の處理方法、貧鑛に對する經濟的處理方法等を考究して、選鑛製鍊法の改善と適切なる施設の普及に努め、以て鑛利の保全と操業の進步を圖り、斯業の振興に資しつゝある。

鑛業技術官派遣制度の創始　朝鮮に於ける鑛業經營の現狀に鑑み、大正十二年一月鑛業技術官派遣規則を制定し、民間の希望に應じ技術者を派遣し、鑛床調査及び鑑定は勿論選鑛製鍊設備其の他設計指導をも爲し、以て鑛業の誘掖奬勵に資しつゝある。

製鐵奬勵補助　製鐵業の保護奬勵が、國策上極めて緊要なることは、今更喋々を要せざるところである。茲に於いてか、内地では大正十年法律第七十八號を以て船舶用鋼材に對する奬勵金交付の制度、大正十五年法律第四十九號を以て銑鐵に對する奬勵金交付の制度を設けた。從つて朝鮮に於いても、前者は大正十一年より、後者は同十五年より、何れも勅令を以て同樣施行せらるゝことゝなつた。因みに製鐵界好轉の結果銑鐵に對する奬勵金交付は昭和九年二月より廢止せられた。

保留炭田の解散　從來保留中の順川、价川竝びに平壤の無煙炭田は、大正三年以來、鮮内燃料の供給及び産業助長の目的を以て、其の一部分を民間に割讓したが、其の後無煙炭の需要增加の趨勢に鑑み、從來の分立を廢して、合同經營の方法に依らしむることゝし、昭和二年二月、朝鮮無煙炭株式會社の設立を見るに至つた。仍つて此等保留炭田中の重要部分三十五區を同會社に解放許可した。

六　商工業

商業概況　朝鮮に於ける商業は、對内外共に併合以來漸次發展の歩を進め、特に歐洲戰亂後は長足の進歩を示してゐる。今試に本期の終りなる昭和二年と明治四十三年當時とを比較すると、輸移入總額は十二倍强に增加し、商業又は銀行若くは金融業を營む會社に在りては、社數約十一倍、公稱資本約十倍、拂込資本金約八倍に達し、舊式商業の市場に於いても、其の取引高大正八年以降は常に一億圓を超え、昭和二年には一億七千八百萬圓に上つてゐる。

市場規則の改正　大正三年本規則の發布以來大いに其の機能を發揮し、市場商業の進展著しきものゝあつた事は既述の通りである。而して本規則は時勢の進展に伴ひ、大正九年四月、府令第三十八號を以て改正したが、是は現物市場を公認したものであつて、大いに注意を要するものである。

(一)　京城株式現物取引市場　近時朝鮮に於ける會社の設立は逐年增加して、有價證券殊に株式に對する資金の投下尠からざる情勢に鑑み、大正九年五月、市場規則の改正に依り、京城株式現物取引市場は、同年一月舊會社令に依り、一旦許可せられたものゝ尚ほ昭和七年一月一日朝鮮取引所令の實施と同時に、株式會社仁川米豆取引所と合併し、現に株式會社朝鮮取引所の名稱の下に、其の有價證券部として今日に及んで居る。

(二)　穀物現物取引市場　從來穀物現物取引市場は、之を市場規則適用外に置いたのであるが、近時漸く濫設の弊害を生じたので、市場規則の改正と共に許可制を實施し、以て其の監督を勵行することゝした。因みに之に依つて漸次許可されたものは京城外八箇所に及んだが、昭和六年九月朝鮮取引所令施行の結果、同七年一月一日より一箇年の猶豫期間經過と同時に消滅した。

工業概況　工業に在つては、特殊のものを除くの外、今尚ほ幼稚の域を脱しないのであるが、大正五年以來、歐洲時局の影響を受けて急速の發達を示し、工産物の價格は三億二千八百餘圓を示し、之を大正元年度に比すれば實に十九倍の數字を示してゐる。

製造工場は歐洲戰前に在りては、主として内地人又は外國人の經營に係るもの數箇所を除いては、殆んど擧ぐるに足るものなかつたが、戰後内鮮財界の好況に伴ふて大小工場著しく增加し、昭和二年末現在資本金五十萬圓以上の各種製造工場は、合計七十四に達してゐる。然して此等工業の

內、本期中に創業した主なる會社は朝鮮紡織株式會社、小野田セメント株式會社平壤支店、日本硬質陶器株式會社、朝鮮製糖株式會社後に大日本製糖株式會社に合併した等である。

鮮產品使用奬勵　本府に於いては、上記の如く種々の施設をなして產業を奬勵すると同時に、一面可及的鮮內生產品の使用を盛ならしむる必要を認め、大正十四年十二月政務總監名を以て各道に朝鮮產品充用に關する官通牒を發し、之が使用を奬勵せしむることゝした。

會社令の廢止　本令は明治四十四年寺內總督時代に於いて、當時朝鮮の實情に卽して設けられたものであるが、晩近朝鮮人間に於ける經濟力の發展竝びに會社企業に關する一般の理解等に鑑みるところあり、大正九年四月一日を以て廢止せられた。但し取引所、保險業、無盡業、有價證券賣買仲介業は其の事業の性質上當分本令に依ることゝした。

メートル法の實施　朝鮮に於ける度量衡は、明治四十二年、度量衡法の公布に依り改定せられたものであるが、大正十三年七月一日メートル法專用度量衡制度が內地、臺灣、樺太に實施せらるゝに及んで、朝鮮も之に順應し、大正十五年二月、現行朝鮮度量衡令を發布してメートル法專用とし、同年四月一日より實施した。而して之が供給販賣方法は、從來の委託販賣を改めて保險金制度とした。

產業組合　大正十五年一月制令第二號を以て、朝鮮產業組合令を發布し、同年三月一日より之が實施を見るに至つた。本組合令は大體に於いて範を內地に採りたるも、現に朝鮮には信用組合と略々同一內容を有する金融組合制度が施行せられある關係上、產業組合に於いては組合事業の範圍を販賣、購買及び利用の三種に限定し、兩者相提携して、地方產業經濟の圓滿なる發達を期することゝした。因みに本組合令施行後、本期の終りまでに設立を許可せるもの二十三組合に上つた。

產業紹介施設　產業紹介施設としては、鮮米協會、朝鮮物產協會、朝鮮水產物輸出組合等がある。而して是等は何れも當業者を以て組織し、或者は本府の補助を受け、本部を京城に、出張所を東京、大阪等に設け、以て朝鮮物產の紹介、宣傳、取引の斡旋に努めてゐる。

其の他の產業團體　前條各種團體の外、商業會議所は京城、仁川其の他主要都市に所在するもの十一箇所となり、重要物產同業組合は、昭和二年度末現在に於いて畜產同業組合二百六、同聯合會十一、果物同業組合六、同聯合會一其の他織物、酒、木炭、穀物同業組合等十指を算へることが出來る。

朝鮮副業品共進會　副業奬勵は歷代總督の大いに力を用ふる所であり、又朝鮮經濟上頗る喫緊の事である。本期に在つては大正十二年度に於いて副業品共進會の開催を企畫し、朝鮮農會主催朝鮮總督府參加の形式を以て、各種產業團體を通じ、官民一致協力して同共進會を開催した。會期は大正十二年十月五日より同月二十四日に至る二十日間とし、京城景福宮址內約五萬坪を以て之に充て、朝鮮內に於ける出品總數一萬八千八百餘點、朝鮮以外の出品總數四千九百餘點に及び、其の總入場者三十九萬五千六百餘人に達し、大正四年始政五年記念共進會以來の盛況を呈した。

第十　關稅と貿易

一　關稅行政

關稅据置滿了後の關稅統一　明治四十三年八月併合の際に於ける帝國の宣言に基づく、十年間關稅据置は、大正九年八月二十八日を以て滿了に至るのである。本府は之を機として時勢に順應したる關稅制度を整理確立するの必要を認め、之が對策として豫て大正六年三月關稅調査會を設置した。爾來各方面の調査を開始し、特に諸國の實情を調査せしむると共に、一方朝鮮の實情を仔細に研覈し、玆に關稅制度の確立を見るに至つた。今新制度の要點を述べると左の通りである。

新制要點　(一)對外關稅は、內鮮關稅統一の方針を以て、大正九年八月二十九日より從來の關稅令及び國稅定率令を廢止して、內地現行關稅制度の基本法令は悉く之を朝鮮に施行した。(二)朝鮮の經濟程度其の他特殊の事情あるものに限り、法律を以て若干の特例を設け、適當の時期に之を撤廢することゝした。(三)內鮮間の關稅は、全然之を撤廢する方針により、內地側にあつては、本令施行と同時に之を廢止せるも朝鮮にあつて移入稅を撤廢する時は之に依つて生ずる財源補塡に容易ならざるものあるを以て、財政計畫上當分之を存置することゝした。(四)尙ほ別に出港稅令を制定して、內鮮間に於ける消費稅及び關稅の調節を圖つた。

移入稅の一部撤廢　移入稅暫置の事情は上陳の通りであるが、內鮮經濟共通の實現を促進するの急務なるを認め、大正十二年四月一日より、有稅移入品中酒精、酒精含有飮料竝びに纖物を除く外、一切の物品に對する移入稅の撤廢を斷行した。其の後民衆生活の必需品たる綿纖物に對しては從來の稅率の三分の一を減じて從價五分とし、昭和二年四月一日から實行した。

關稅收入の增減　關稅收入は、併合以來逐年增進の趨勢を示し、明治四十四年以後四、五百萬圓程度なりしものが、大正七年、遽かに千百萬圓、同八年度千六百萬圓の多額を算するに至つた。其の後歐洲大戰に於ける財界恐慌の影響を受け、大正十二年度及び同十三年度に於いて一時に激減を示したが、夫より以後は一進一退の趨勢を呈して居る。

二　貿　易

大　勢　由來朝鮮の貿易は、併合以前に於いて極めて貧弱なるものであつたが、併合後產業、金融、交通等經濟機構の整備と相俟つて、漸次面目を一新するに至つた。今之を具體的に數字を以て示すときは、明治四十三年の數字は、輸移出入合計五千八百萬圓を算するに過ぎなかつたが、大正三年には、輸移出入合計九千八百萬圓に達し、更に歐洲大戰に際會するに及んで、大正八年には、一躍輸移出入合計五億五百萬圓の巨額に上つた。然るに其の後一般財界の恐慌に際會し、一時輸移出入共に不振を將來したが、忽ちにして產業發展、關稅撤廢等の好影響に惠まれ、大正十年以來、逐年增進の一途を辿り、昭和元年に於いては、既に輸移出入合計七億三千四百萬圓の膨脹を示した。

出入貿易の趨勢　貿易狀況を一瞥するに、併合後の初期に在つては輸移入超過を持續してゐるが、大正元年より漸次逓減の趨向を辿り、同八年には、再び入超額の激增を示してゐる。爾後大勢再び減退に轉じ、遂に同十三、十四の兩年には輸移出超過を呈し、昭和元年以降また輸移入超過を示すに至つたが、これ等の現象は、主として產業開發資材の入增に依るものであることは勿論である。

對內地及び對外關係　朝鮮貿易の對手國は、廣く歐亞、北米、濠洲の諸方面に亙つてゐるが、今昭和

二年の貿易に就いて觀ると、輸移出貿易の九割二分强、輸移入貿易の七割强、出入總計の約八割が內鮮間の貿易であつて、對外國貿易は輸出八分、輸入三割弱、總額で二割を占めるに過ぎない。

第十一　金　融

概　說　本期の金融情勢を概觀するに、所謂大戰景氣の後を受けて、暫時惰性的好況を持續したが、間もなく金融は緩漫不活潑の兆を胚胎し、大正九年三月には、反動的大恐慌を現出するに至つた。偶々大正十二年九月關東大震火災に依つて、金融は益々惡化し、昭和二年に至り、財界の大動搖となつて、終に支拂猶豫令の實施等を見るに至つた。朝鮮の金融も、以上の情勢を反映せるは勿論、大正八年の旱害を初め、爾後數次の水害に見舞はれ、之が爲財界も亦頗る多事なるものがあつた。

一　通貨及び銀行券

貨　幣　前期に述べた如く、舊韓國貨鐚葉錢を除く）の通用期限は大正九年十二月末日を限りとしたが、同日に於ける其の流通見込高は、之を明治四十三年九月末日現在高に比ぶれば、新貨に於いて四百三十六萬八千圓、舊貨に於いて二萬三千圓、葉錢に於いて二百六十四萬五千圓の減少を示して居る。而して、葉錢を除く其の他の舊韓國貨幣は、上記通用禁止後五箇年間に限つて政府にて回收し、其の滿了期限たる大正十四年十二月末日を以て、葉錢を除く舊韓國貨幣は、金融途上全く其の影を沒するに至つた。然るに大正七年以來、物價の騰貴と經濟界の進展に伴ひ、通貨の需要は著しく增加し、爲に補助貨の不足を告ぐるに至つた。仍つて本期に於いても年々之を內地より回送し、以て取引の支障を緩和するに努めた。

小額紙幣　上述の補助貨拂底を補ふため、政府は大正九年七月更に法律を以て、尙ほ當分の內、小額紙幣の發行を繼續することゝした。然し間もなく大戰景氣の反動時代に入りたる爲、補助貨の流通高も增加し、隨つて小額紙幣の流通高は大正十年八月以降著しく減少した。

銀行券　所謂大戰景氣の影響に依り、銀行券の流通は著しく增加し、本期初頭の大正八年末に於ける朝鮮銀行券發行高は一億六千三百萬圓を突破した。然るに大正九年三月の財界反動以來、其の發行高は漸次收縮を來し、金融大恐慌の勃發せし昭和二年末に於ける朝鮮銀行券の總發行高は、大正八年末に比べると約五千三百八十萬圓の減少を示した。

二　金融機關

朝鮮銀行の整理　半島經濟發展の結果、國際商品の取引增進に伴ひ、大正八年十一月一日、朝鮮銀行をして、世界的金融の中心地たる紐育に出張所を設置せしめ、又之と前後して、浦潮斯德其の他必要の地點には、支店或は營業所を設置せしめた。斯くて同行の業務は、順調に進展して第三次增資の必要となり、大正九年二月二十八日、資本金を八千萬圓に增加することゝなつた。然るに時恰かも大戰景氣の急轉に際會し、同行取引先貸出金の回收に支障を生じ、延いては同行の資金調節に大なる困難を賈し、遂に第一次整理をなすの已む無きに至つたが、財界の不況は益々深刻となり、同十

三年には更に第二次整理となり、次いで大正十四年八月第三次の根本的整理を見るに至つた。概ち這次の株主總會にて資本金の半減及び積立金の取崩を決議し、一方大藏省預金部及び日本銀行より特別整理資金の融通を受けることゝしたる同行の監督權は、大正十三年九月一日より大藏大臣に移管し、同時に同行の朝鮮及び間島に於ける業務の監督は、改めて朝鮮總督に委任されることになつた。

朝鮮殖產銀行の苦處　朝鮮殖產銀行も、大戰後の反動的大恐慌に際會し、加ふるに朝鮮內の打續く旱水害を受け、全く試練時代に遭遇したのであるが、克く時代の推移に善處順應し、各般の業務は不況時にも拘らず、却つて順調の發展を遂げた。即ち大正九年三月一日には、資本金を三千萬圓に增資し、次いで大正十三年三月十九日、制令第一號を以て、朝鮮殖產銀行令に改正を加へ、以て資金の充實及び運用の方法を擴張した。斯くて朝鮮殖產銀行は益々隆運に向ひ、曩に大正八年六月東京に事務所を開設したが、大正十四年五月には、更に大阪にも支店を設置するに至つた。

普通銀行の合同と銀行令　財界好況時代に簇生したる群小銀行は財界不況の襲來と共に、自然經營困難に向ひ、其の結果は漸く合同の氣運を釀成し、大正十一年末に於ける二十行が昭和二年末には十六行に減じた。從來銀行業を目的とする會社の設立は、會社令に依り、其の營業の免許及び監督については銀行令を適用し來つたが、大正九年四月に至り、會社令を廢止すると共に銀行令に改正を加へて、銀行の商號、資本金額及び本支店の變更竝びに銀行の他業兼營に就いては、總督の免許又は許可を要することゝし、更に大正十二年十一月に至り、再び銀行令に改正を加へ、銀行の合併

手續を一層簡單ならしめたが、此等は銀行合同の機運釀成にも與つて力があつた。

東洋拓殖株式會社の整理　東洋拓殖株式會社は、戰後經濟界の影響により傍系會社の資產內容惡化し、加ふるに關東地方の大震火災は同社に著しき打擊を與へた。仍つて昭和元年度決算期に於いて、業務の刷新、經費の節減を斷行するに至つたが、一面政府に於いても、昭和二年外國債四千萬圓に對する保證及び政府持株配當免除に關する法律を公布し、極力之が救濟に努めた。

金融組合　大正九年三月以來、內地財界を席捲した恐慌は、組合事業にも多少の打擊を與したが、幸にして大なる損害を招致することなく、殊に村落組合の如きは概して順調に經過し、不動產擔保貸付の如きも銀行の貸出引締に因り、組合は却つて徐々に增進の一路を辿つた。本期間中、金融組合に於ける業務監督規程の改正は、前後四回に亙つたが、之は總て本府產業增殖計畫に卽應する部分的改正である。卽ち其の第一は大正九年七月であつて、從來朝鮮總督の認可事項であつたものを地方長官に移屬し、組合の自治的發展を企圖するものであり、第二は大正十年八月の改正であつて、都市組合に於ける商工用建物等の建築資金の需要に對し、一定の貸付を認めたもの、第三は大正十一年の夫れで、組合員に非ざる者の預り金制限を擴張すると共に、受入總額の制限を從來の二倍にした。最後の改正は、大正十五年七月に行はれたものであるが、之に依つて農業用の器具機械及び肥料購入に要する資金貸付の制限を擴張し、擔保貸付の方法に依ることをも認めた。

朝鮮無盡業令の制度　朝鮮に於ける無盡營業は、大正十年七月末現在に於いて、既に營業者數七十七、給付金契約高三千百餘萬圓の巨額に達し、尙ほ將來逐次增加の趨勢にあつた。玆に於いてか、

本府は取締法制定の喫緊なるを認め、大正十一年四月制令を以て朝鮮無盡業令、同年五月同令施行規則を發布し、共に同年八月一日から實施したのである。本令の內容は、內地のそれに若干の規程を附して適用したもので、斯業を免許營業と爲し、其の資本金額に一定の制限を置き、又他業務の兼營を禁ずると共に、資金の運用方法に嚴格なる制限を加へ、以て加入者を保護したる如き總て內地の制度と同一である。本令公布當時は、暫く業界不振の狀況にあつて、個人として營業を出願するもの殆んどなく、大正十一年末迄に開業せるもの六會社に過ぎなかつたが、爾來年と共に營業免許申請を爲すもの續出し、本期の末年たる昭和二年十二年末現在に於ける免許無盡業者は三十社に達し、其の公稱資本金三百五十七萬圓、給付金契約高三千五百八十六萬八千九百二十圓を算するに至つた。斯くの如き業界の進展は、玆に全鮮無盡會社を糾合して相互の連絡提携を講じ、將來一層發展を期せんとする機運を生じ、大正十三年四月に朝鮮無盡協會の創立を見るに至つた。次いで各地方にも夫々地方無盡協會が組織され何れも斯業發展の素地をなしてゐる。

三　不況の對策

支拂猶豫令の實施　昭和二年三月帝國議會に於ける震災手形善後處理法案の討議に刺戟せられて、俄然帝都に勃發したる恐慌に對し、之が緊急措置として、政府は勅令第九十六號を以て支拂猶豫令を公布し、財界の混亂鎭靜に努むるところがあつた。この際に於ける朝鮮の金融界は、人心概して靜謐であつたが、其の經濟的依存關係に鑑み、預金拂戻其の他に依る資金の內地流出を防止し、

朝鮮財界の安定を圖る爲には、內地同樣にモラトリアムの施行を必要とし、勅令第九十八號の公布を見るに至つた。其の間、本府は一般に輕擧盲動を誡める等適宜の處置を講じたので、モラトリアム期間前後に亙り、何等異狀を見ざりしのみならず、金融組合の如きは、却つて民衆の信用を增加する狀況にあつた。因みにモラトリアム期間は五月十六日を以て明け、財界は一般に平穩に復した。

日本銀行特別融通及び損失補償法の實施　政府は前條の支拂猶豫施行と共に、更に財界の安定を期する爲、同年五月九日法律第五十五號を以て日本銀行特別融通及損失補償法を施行した。朝鮮に於いては之と對應して政府と協商を遂げ、本法に依る恩惠を鮮內銀行にも均霑せしめることゝした。然し鮮內に於ける預金の移動は豫想外に僅少であつて、この特別融通を受けたものは僅かに普通銀行一行あるに過ぎなかつた。

金融制度の調査　朝鮮に於ける金融體系は一見整備の觀があるが、未だ十分とは云ひ難い。殊に金利は一般に高率であつて產業の開發上遺憾の點が尠くない。因つて朝鮮に於ける金融制度の全般に亙つて、之が整備改善に關する對策を確立する必要を認め、昭和二年度豫算にこの調査費を計上し、同六月十八日、金融制度準備調查委員會を置いて基礎的調查を進めることゝした。委員は本府及び所屬官署の高等官中から任命する外、學識經驗ある民間有力者にも委囑し、昭和二年六月二十五日以降每週一、二回の委員會を催し、昭和二年中十二回に及んだ。

第十二　交通、運輸及び通信

一　鐵　道

概　說　朝鮮の開發に至大の關係を有する交通・運輸の施設に就いては、新政以來當局の大いに力を用ひた所であるが、其の結果併合後十數年を出でざる今日に於いて、早くも其の面目を一新するに至つた。然しながら時勢の進運は決して此の現狀を以て滿足すべきにあらず、就中鐵道に於いては、略々半島面積の三分一に相當する北海道鐵道一千五百哩に比するも、尙ほ遜色ある狀態にして、その普及程度の狀況推して知るべきである。鐵道以外の交通施設に就いても尙ほ未だ之と多く異らざる狀態にあることは、敢て贅言を要しないところである。

南滿鐵道會社委託解除　國際鐵道としての使命を完うする爲、朝鮮鐵道を大正六年七月以降南滿洲鐵道株式會社に委託したことは第二期に說述の通りであるが、其の後に於ける時勢の推移は、本府に於いて再び直接經營するの必要を認むるに至り、大正十四年三月末日限り其の委託を解除し、同年四月一日より本府直營に還元せらるゝ事となつた。之に依つて、大正十四年四月一日、朝鮮總督府鐵道局官制を以て、本府所屬官署たる鐵道局を新設し、國有鐵道と其の附帶業務竝びに私設鐵道及び軌道の監督に關する事務を掌らしめた。

國有鐵道　國有鐵道は、大正六年委託後に於いても之が建設改良に努めたが、本期間に於いて竣工又は工事中に屬するものは下の諸線である。(一)鎭海線昌原・鎭海間大正十年十二月起工、同十五年十一月竣工)(二)慶全北部線晋州・全州間、昭和二年度着工)(三)平元線平壤・元山間大正十五年起工)(四)咸鏡線元山・會寧間、大正三年十月起工)就中京城の大玄關たる京城驛は大正十一年度に起工し、同十四年度に至り竣工し、同年十月より新驛舍に於いて營業を開始した。

本期の新規計畫　本府は昭和二年度以降、十二箇年の繼續事業として新たに鐵道計畫を樹立したが、これに基づき實施すべきものは、圖們線外四線八百三十哩の建設と圖們鐵道會社線外四線二百餘哩の私設鐵道線の買收である。該計畫は、最初昭和元年第五十二帝國議會の協賛を經たのであるが、其の後政府の財政緊縮方針に依り、二箇年の繰延べを餘儀なくせられ、昭和十五年度完成の計畫を以て進みつゝある。

(一)　圖們線(雄基・會寧間)　本線は沿線の豐富なる石炭・木材及び農產物の搬出を目的とするものであつて、昭和二年十月起工した。尙ほ本線上三峰驛と支那側江岸驛との間に架したる豆滿江鐵橋は、大正十四年十二月吉林省との間に締結した架橋協定に基づき、天圖・圖們兩鐵道の[illegible]により同十五年十月起工、昭和二年九月末竣工した。

(二)　[illegible]線(吉州・惠山鎭間)　本線は豆滿・鴨綠の二江上流に於ける大森林を開發して、之を日本海岸に[illegible]出せんとする目的によるものである。

(三)　[illegible]線(順川・滿浦鎭間)　本線は順川・价川等に於ける無煙炭・鐵鑛竝びに奥地の大森林を開發し、兼ねて通化を經て滿洲國中部に達する要路を形成するものである。

(四)　東海線安邊・浦項間及び釜山鎭・蔚山間)　本線は日本海海岸地方の海產物及び同地方の鑛物搬出に大なる使命を有し、昭和三年二月起工した。

(五)　慶全線晋州・裡里間　本線は南部朝鮮を横斷して、多島海の豐富なる海產物を奥地に輸送し、併せて木浦群山・釜山の三大要港を連絡するものであつて、昭和二年起工した。

私設鐵道　私鐵の發達に關して、大正八年九月には、補給金の步率を年八分に引上ると同時に、一方に於いては從來の朝鮮輕便鐵道令を廢止し、大正九年六月、新たに朝鮮私設鐵道令を公布した。其の後大正[illegible]年四月に至り、朝鮮私設鐵道補助法の公布施行を見、玆に一層私鐵の發達を促進することゝ[illegible]尙ほ同十二年三月、私設鐵道補助法の一部を改正して、補助年限の延長及び金額の增加[illegible]十四年四月更に之を改正し補助金を受くるものは、大正八年汽[illegible]かに全北輕便・朝鮮中央の二社に止まりしが、大正九年度に入りて俄かに十社を算し、同年度補助金は一躍六十九萬五千餘圓に上つた。次いで大正十二年度初頭には十三會社となり、同年九月に至つて、此の中六社は合併して朝鮮鐵道株式會社を形成し、同年度末現在は七社となつた。斯くして、本期の終りに於いては開業線五百十三哩餘・經營者六會社、國庫補助金四百十二萬三千圓（昭和二年度に達した。

軌道　軌道は明治四十五年に制定せられた朝鮮輕便鐵道令の適用を受くるものである。然して同令は大正九年六月を以て廢止せられたが、其の際公共道路に敷設する軌道に限り、特に公衆の便宜に鑑み、仍ち從前の例に依ることゝせられた。本期間に於ける軌道には　(一)京城電氣軌道　(二)釜山電氣軌道　(三)平壤電氣軌道　(四)咸平軌道、其の外若干の手押軌道が開設されてゐる。

二　道路及び都市

概說　陸上運輸機關としては鐵道を以て交通の大動脈とし、之が支脈として既定道路網の完備を期すの緊要なるは云ふまでもない。而して治道第一期工事は大正六年に之を終り、更に同年度より六箇年繼續事業として治道第二期工事に着手したことは前期に述べた如くである。

治道第二期工事　然るに大正七年以來異常なる物價及び勞銀の騰貴を來し、加ふるに大正八年制度改革に伴ひ、從來行ひ來つた夫役及び用地寄附を廢せる結果、遂に豫定工事を進行し得ざる狀況となつた。依つて豫定の計畫を變更し、同十五年度に至り、治道第二期總工費を三千三百三十三萬餘圓に增加し、其の竣工期を昭和十年度に更訂した。以上本府直營の外、別に地方廳に年々十萬圓乃至三十餘萬圓の國庫補助を與へて急施を必要とする道路の修築を行はしめた。本期の末には既成道路の總延長一・二等道路九千五百二十二粁餘・三等道路七千百十六粁餘となり、營業自動車の運轉區間は一萬二千七百三十三粁に上り全鮮交通の面目を一新するに至つた。

都市計畫　鐵道及び道路の整備と相俟つて必要なるは都市計畫である。然して京城市街の第一期工事は前期に於いて其の大要を了へ、本期に於いて更に第二期工事を遂行した。又道廳所在地其の他の主要邑に對しては前々期以降國庫より補助を與へ來つたが、尙ほ其の成績の不充分なるものは更に國庫補助を交付し、市街の整理改善と同時に、下水改修工事をも併せて施行せしめた

三　水運

港灣修築　港灣修築は前期よりの繼續事業たる釜山・仁川・鎭南浦の外、更に本期に於いて、大正十一年度以降の繼續事業として群山・多獅島・木浦及び雄基を修築することゝした。今これを便宜工程に依つて分類して見ると、卽ち　(一)本期間內に竣成せしものは鎭南浦・仁川・元山・城津の五箇所となり、尙ほ　(二)本期間工事中のものは群山・木浦・淸津・雄基・多獅島の五箇所があることゝなる。

海運　本期末には、近海七線・沿岸九線・河川三線・寄港二、合計二十一線の命令航路を維持した。

(一)　沿岸河川航路　本期の初めに在つては、雄基・關門線外十三線の命令航路を有したが、大正九年三月に至り、之が改廢整理を行ひたる外、新たに新義州・阪神線を開始し、同十四年三月末日迄を期間として同線外十二線を命令した。又同十一年四月、鴨綠江命令航路の期間滿了に伴ひ、更に之を繼續せしめた外、新義州・楚山間に汽船航路を創設せしめ、爾來三箇年間に於いて新義州・新坡鎭間延長三百二十餘浬に新航路三線を命令し、尙ほ元山・淸津間に直通航路を開始せしめた。而して更に大正十四年には南方に於いて釜山・濟州島・關門線を新設せしむるに至つた。

(二)　裏日本との通航　多年の懸案として唱道せられた該航路は大正七年四月以降、朝鮮郵船株式會社に對する追加命令として淸津・敦賀間に定期航路を開設し、更に大正十三年八月宮津・舞鶴に寄港航路の延長を策した。尙ほ大正九年以降は北陸汽船をして淸津に寄港せしむることとし、又大正十五年四月には朝鮮・北海道・大連線を開設した。

(三)　近海航路　大正九年四月新義州・阪神線を開始し、大正十一年四月、共同汽船の仁川寄港を策すると共に、朝鮮郵船株式會社をして朝鮮・北支那線の補助航路を開始せしめ、尙ほ大正十四年近海航路に朝鮮・上海線及び朝鮮・長崎・大連線を加へた。

四　郵便・電信・電話

通信機關の普及發達　半島の通信事務は逸早く帝國政府に委任せられた結果、比較的急速の進歩發展をなし、郵便局所の如きも事業合同當時は、三十二方里一局所の割合なりしものが、昭和二年度末には十八方里一局所の割合となり、通常郵便物の數に於いても合同當時に比し、發信に於いて約三十倍、受信に於いては約四十倍に增進した。電信取扱局所も年々增設したる結果、昭和二年度末には七百三十九箇所となり、電話は同年度末現在加入者二萬九千四十二人となつてゐる。通信機構に於いても　(一)外國郵便　(二)內・外國電報　(三)諺文及び歐文電報　(四)無線電信の公衆使用　(五)長距離電話等の施設等見るべきもの尠くない。

五　航空と放送

航空竝びに放送に關する學理及び技術が近年驚くべき進歩をなした事は著しき事象であるが朝鮮に於いても本期間に始めて此等に關する行政上施設の端緒を見るに至つた。

航空　航空法は內地・朝鮮・臺灣を同一法域とし、大正十年四月法律第五十四號を以て公布せら

れたる所のものであるが、之が施行に先だち、朝鮮に在つては昭和二年一月勅令第二號を以て遞信官署官制を改正し、同年五月勅令第百四號を以て同年六月一日より施行する旨を規定した。次いで同法附屬諸法規は、同年六月一日朝鮮總督府令第五十六號及び同第五十七號を以て發布と同時に之が施行を見、玆に朝鮮に於ける航空行政の基本が定つたのである。

放送無線電話　大正九年、米國の放送無線電話開始以來、朝鮮に於いても斯業の調査に着手し、大正十三年九月から實驗放送を開始した。爾來ラヂオに關する知識は急激に普及發達し、其の結果該放送を聽取する合理的經營を目的として、其の施設許可を出願するもの大正十四年に於いて十數團體に及んだ。仍つて本府は當時の事情に鑑み、此等の團體を一團とし且つ非營利事業として經營せしむる方針を樹て、大正十五年十一月、社團法人朝鮮放送協會の前身である京城放送局の設立を許可すると同時に、遞信局の實驗放送を打切ることゝした。同年三月末現在聽取施設許可者は、內地人四千百六十一人、朝鮮人九百四十九人、外國人十二人、合計五千百二十三人であつた。

第十三　電氣事業

本期の狀況　本期の當初に於ける我國の財界は、尙ほ歐洲大戰後の好況を持續し、其の後一時反動的變調を呈したりとは云へ、該事業界に於いては新規事業の計畫各地に起り、其の發展寔に刮目すべきものがある。試みに、大正八年八月以降昭和二年十二月に至る間に於ける新規事業の許可數を見るに、四十八件の多きを算し、併も此の外既設事業の擴張を見たものが尠くない。尙ほ電氣の用途について見るに、從來殆んど夜間の燈用を主としたる需用は、歐洲大戰後に勃興せる各種產業の發展に伴ひ、產業動力に電氣を使用するもの俄かに增加し、大正八年には全鮮の原動力約四千馬力に過ぎざりしものが、昭和三年三月には、一躍約三萬二千馬力の多きを算するに至つた。

電氣料金低下の狀況　朝鮮では明治四十四年發布せられた電氣事業取締規則に於いて、早くも電氣料金認可制を採用し、爾來當局は終始可及的料金の低下を圖るの方針を執り來つた。其の後偶々歐洲大戰當時の好況時代を迎へ、業界は一般に著しき需用增進を來たしたが、大正九年頃には燃料及び電氣諸材料漸次昂騰し、却つて事業經營難に陷り、遂に一、二の業者は若干料金の引上げを爲すの已むなき狀況に立到つたが、大正十年を境として、料金は漸次低下の傾向を辿るに至つた。

第二回發電水力調查事業の實施　大正十一年度以降、昭和四年度に至る八箇年繼續事業として第二回の發電水力調查を行つた。該事業は、總額約二十九萬圓の經費を以て水力の合利的利用を可能ならしめんが爲、渴水量は勿論平水量乃至高水量に就いても調查することゝし、同時に經濟的なる發電水力地點の探究をも行つたものである。この結果、朝鮮に於ける總發電水力地點數百四十七箇所、其の最大發電力約二百三十七萬キロワットを得た。

電氣計器の檢定　電氣事業の顯著なる發達につれ、自然電氣計量器の取締を行ふ必要を認め、玆に大正十二年四月制令第十號を以て朝鮮電氣測定令、同十月府令第百二十四號を以て同令施行規則を發布し、大正十二年十一月から電氣計器の檢定及び之が取締を開始した。

第十四　朝鮮神宮の御鎭座

前　記　朝鮮神宮御造營は、大正九年五月二十七日地鎭祭を執行し、當局は孜々として經營の歩を進め、同十四年十月初旬を以て全部の竣功を告げたが、之に要した工費總額は、百五十六萬四千八百五十二圓である。又本神宮神域の總坪數は十二萬七千九百餘坪で、社殿の周圍に內外神苑を築造し、本殿・拜殿・神庫を初めとし勅使殿・社務所・參集所等夫々適當に位置し毫も間然する所がない。

御鎭座　大正十四年六月二十七日內閣告示第六號を以て、曩に創立仰出されたる朝鮮神社を朝鮮神宮と改稱せらるゝ旨仰出され、同年十月十五日を以て莊嚴なる御鎭座祭を擧げられた。爾後毎年十月十七日を以て御例祭日と定め、勅使を差遣せられることに御治定あらせられてある。

第十五　教育制度の刷新

一　制度の改善

一般方針　齋藤總督は、文化施設の擴充徹底を期する爲、特に教育の振興に力を効すの必要を認め、先づ以て國民教育の基礎たる普通教育を略々內地の小學校・中學校竝びに高等女學校と同一の程度に引上ぐることゝした。而して右應急的改正を行ひたる後、更に臨時教育調査委員會竝びに朝鮮總督府教科書調査委員會を開設し、徐ろに該制度の根本的改革を行ふに至つた。

應急的改正　(一)大正八年十二月、先づ高等普通學校規則及び女子高等普通學校規則を改正して、兩者共に大正九年一月より實施し　(二)大正九年十一月朝鮮教育令に改正を加へ、高等普通學校に二箇年以內の補習科を置くことゝし　(三)大正九年十一月、朝鮮教育令改正により普通學校の修業年限は六年を本體とし、土地の狀況により五年又は四年に短縮することを得ることゝし、併も特に諭告を發して其の趣旨を明かにし、又訓令を以て之が運用を誤らざる樣注意を與へた。

兩調査委員會　朝鮮總督府教科書調査委員會及び臨時教育調査委員會は、大正九年十一月及び十二月に夫々規程を發布し、兩者共政務總監を委員長に充て、其の他の委員は本府高等官中より任命する外、內地及び朝鮮に於ける教育に關し、學識經驗ある內鮮人に囑託することゝした。斯くて教育調査委員會議は二回を重ね、其の結果朝鮮教育制度根本の要旨は、民度事情の許す限り內地の教育制度に準據する事に意見の一致を見た。又教科書調査委員會に於いては、朝鮮教育制度の根本的革新を前提として、朝鮮に於ける教科書編纂案を審議し、其の結果教科書用國語假名遣・諺文綴字法等は本會の決議に基づき、夫々特別委員を設けて之を調査せしむることゝなつた。

新朝鮮教育令　以上調査研究の結果、愈々大正十一年二月四日を以て新教育令の公布を見、夫と同時に總督は諭告を發し、府令を以て同年四月一日より同令を施行した。

(一)新令の要點　(イ)舊令は朝鮮人のみの教育制度を定めたが、新令に於いては內鮮人の教育制度を同令に統合設定し、內地と全く同一の教育制度を採用した　(ロ)舊令は普通教育より專門教育までを規定したが、新令は普通教育より大學教育まで延長し、且つ舊令に認めなかつた所の

師範教育を認めた　(ハ)内鮮人共學を原則としたが、普通教育に於いては國語を常用する者と然らざる者とに依り、學校の名稱系統を區別することにした。從つて實業教育專門教育及び大學教育に於いては、全然内鮮人共學の主義を取り、内地の制度と同一の教育を施すことゝなつた。

(二)其の他の注意すべき點　(イ)國語常用者の學校に於いては朝鮮語を必修せしむることゝし、又小學校に於いては文國語を常用せざる者の學校に於いては朝鮮語を加ふることを得しめ、部省編纂の國定教科書を使用し、普通學校に於いては、朝鮮總督府編纂の教科書を使用することゝした　(ロ)普通學校の修業年限は、六年を本體とし、五年又は四年に短縮することを得しめ、尚ほ普通學校には、高等小學校に相當する修業年限二年の高等科を設け、且つ高等科卒業者の爲に補習科を設くる事を得しめた　(ハ)朝鮮に在つては、内地人朝鮮人共に初等學校に於ける義務教育制度を認めず、而して公立小學校は、府又は學校組合に於いて設置し、公立普通學校は、府又は郡島學校費に於いて之を設置することゝした　(ニ)普通教育に於いては便宜上國語常用者と否常用者の相互入學の規程を設け、又職業學校及び實業補習學校に在りては、特に年齢十歳以上にして普通學校四年修了程度以上を以て入學資格とすることを得しめた　(ホ)師範學校の入學資格は、本科にあつては尋常小學校又は修業年限六年の普通學校卒業程度とし、男子は六年、女子は五年の教育を施すことゝし、尚ほ本科を第一部小學校教員養成、第二部普通學校教員養成に區別し、其の外研究科及び講習科を設くることゝした　(ヘ)師範學校以外の學校には總て私立を認め、又本令施行の際現に朝鮮に存在する私立の專門學校は當分の内舊令に依り存續することを認めた　(ト)大學の豫備教育就いては、朝鮮の現狀に鑑み先づ大學豫科のみを置くことゝした。

二　新教育令實施後の狀況

概說　前記改正教育令の公布に伴ひ、下は幼稚園より上は大學に至る各制度の確立を見、之が實施上必要なる諸規程は相次いで發布せられ、大正十一年四月より一齊に之を實施した。又一方に於いて地方官々制の一部改正を行ひ、大正十一年度より各道に理事官を增置して視學官に充て道學務課と相俟つて地方教育改善の事に當らしめ、玆に朝鮮教育上一新紀元を劃するに至つた。

初等普通教育

(一)小學校の增設　教育令の改正に伴ひ、所在學校組合の增設となり、爾來毎年約十數校づつの新設を實し、本府設置當時約百二十校を算せしものが、本期末には實に四百五十八校となつた。

(二)普通學校三面一校計畫の遂進　齋藤總督新たに任に就くや、前期末に樹立せる普通學校三面一校主義八箇年計畫を短縮して四年間となし、大正十一年度を以て之が完成を遂げ、其の結果は大正八年五月現在の四百八十二校に比し殆んど倍數の成績に達し、本期末には官公私立合計一千四百十九校を算するに至つた。

師範學校の新設　本府に於いては、大正十年度より差當り小學校教員を養成すべき官立師範學校と改め、第一部及び第二部を併置して内鮮共學制度を實施し、尚ほ大正十四年度よりは女子演京城に設置したが新教育令の公布と共に、之を同令に依る師範學校として繼承し、名稱を京城師範

習科をも增設した。又大正十一年四月、忠清南道公州に於ける特科師範學校を嚆矢とし、各道一箇所に公立特科師範學校を開設した。

中等教育機關の整理縮小　行財政整理緊縮の實施に依り、大正十四年度より從來本府直轄に係る中等學校を道地方費に移管した。此の當時、公立中學校は十、公立高等普通學校は十五、公立女子高等普通學校二、高等女學校二十一、此の外私立高等普通學校八、同女子高等普通學校七であつた。

實業教育の改善　諸新教育令の實施と共に內鮮人に依る制度上の區別を撤廢し、在來の實業學校は總べて新令を適用し、又昭和二年度よりは、中學校竝びに高等普通學校に於ける實業科を必修科に改めた。斯くて本期の終りには國費經營の京城工業學校の外、公立學校は、農業學校十九、農蠶學校二、農林學校一、商業學校十五、商工學校一、水產學校四、女子實業學校一、實業補習學校五十九、私立學校は商業學校四、實業學校一であつた。

專門學校の改善　新教育令實施に際し、在來の私立專門學校は、當分の內仍ち舊令に依りて存續することを許したが、此等は漸次廢校し、昭和元年度よりは總て新令に依るものゝみとなつた。斯くして同年度末現在に存在せしものは、官立の京城法學專門學校外四校、私立のセブランス聯合醫學專門學校外四校であつて、官立學校では何れも全然內鮮人共學の制を實施して居る。

大學教育の開始　新教育令の實施と共に、大學教育及び其の豫備教育は大學令に依ることゝなつたが、愈々之が準備として、大正十二年十一月大學創設委員會の設立を見、同十三年五月京城帝國大學官制が公布せられた。仍つて先づ大學豫科を建設し、大正十三年より開校し本部及び學部は十四年度以降順次建築に著手し、法文學部、醫學部とともに同十五年五月より開學した。

私立學校規則の改正　朝鮮に於ける私立學校に關する制度は、曩に臨時教育調査委員會の審議するところとなつたが、新教育令の公布に先だち、大正九年三月從前に於ける私立學校規則全文の改正を見、其の後大正十一年三月に至り、更に本規則に一部の改正を加へ、私立各種學校教員の資格に關する規程を設けて各種學校との區別を明かにした。又私立の專門學校、中學校、高等普通學校の設立者は其の學校を設立維持するに足るべき財產を有する財團法人たるを要することゝし、以て民間私營の教育刷新を企圖することゝした。

教科用圖書　大正十一年に於ける朝鮮教育令竝びに諸學校規程の實施に伴ひ、曩に開設せられた教科用圖書調查委員會決議の趣旨に基づき、爾來鋭意編纂中の教科用圖書は、大正十四年度末に於いて大體その終了を告げた。尙ほ從來本府編纂教科用圖書の印刷は、之を內地有數の印刷會社に命じて之をなさしめ來つたが、大正十二年三月朝鮮書籍印刷株式會社を創立せしめ、同會社をして、右教科書用圖書の飜刻發行竝びに發賣の事に當らしめた。

國語の普及　國語の普及奬勵は朝鮮統治の眼目として、併合以來本府の特に唱導し來りたるところであるが、近時其の成績は頗る見るべきものあり、大正二年に於ける總人口に對する國語を解する者の割合は纔かに一千人に對し約六・〇八人なりしに昭和二年には、約六三・二三人に上つた。

教員の素質改善　本府は學制の擴張充實と共に教員の素質向上に意を用ひ、努めて講習會を開催する外、內地、支那、臺灣、比律賓等に見學旅行を爲さしめ、又中等及び專門教育にありては、其の專攻

學科の研究、教育制度の視察等特別の施設を講じ、尚ほ内地に委託生を置いて一面教員の補充を期し、更に大學よりは年々十數名の研究員を海外に派遣することゝした。

内地遊學　朝鮮學生の内地遊學に就いては、從來特に規程を設けて之を取締つたが、大正九年十一月、時勢の進運に鑑み該規程を廢止して私費遊學を自由とし、同時に在内地官費朝鮮學生規程を公布して、朝鮮人學生に對する學資の一部支給を實施した。

第十六　宗　教

概　說　併合以後に於ける宗教行政の大綱は、寺内總督時代に於いて確立せられ、長谷川總督時代には、格段の變更もなく、齋藤總督時代に入り、時勢の進展上若干の改正を加へ來つたが、其の間各宗派の布教竝びに社會事業は、本府の公平周到なる保護監督の下に漸次其の發展を見るに至つた。

宗教課の設置　由來朝鮮の宗教行政は、統治上重要なる關係あるのみならず、多數外國宣教師との交渉事項頗る多端複雜なるものがある。仍つて大正八年官制改革と同時に學務局に宗教課を新設し、專ら宗教行政に關する事務を處理せしめ、以て新施政方針の徹底を期することにした。

布教規則の改正　大正九年四月布教規則を改正して、教會堂、說教所、講義所設立の許可主義を屆出主義に改め、同時に諸般の複雜なる手續を省略し、以て布教の便宜を圖ることゝした。

宗教團體の法人格　朝鮮に於ける宗教及び祭祀を目的とする財產は、之に法人格を認むべきや否やは多年の懸案であつたが、大正八年八月制度改正後、此等の財產は之を民事令に依る公益法人とし、內國法人として許可することゝなし、以て基本財產管理維持の便宜を有せしめた。

神　道　本期に於ける神道は、金光教以下の八派を數へ、其の中金光、神理、大社、天理の四派は併合以前の開教である。就中天理教は、朝鮮人教化を目的とする教義講習所を京城に設置し著々根柢ある傳道計畫を進めてゐる。因みに昭和二年末に於ける神道各派を通ずる教勢を見るに、布教所百七十七、布教者三百二十三人、信徒七萬八千四百餘人、內朝鮮人一萬一千二百餘人となつてゐる。

内地佛教　本期現在の朝鮮布教に從事する宗派は、眞宗以下の十九派を數へ、其の內眞宗兩派、日蓮宗、淨土宗は併合前よりの開教である。各宗派は、從來在鮮內地人間の布教を目的としたが、近來漸次朝鮮人教化の途を開かんとする傾向を生じ、又傍ら社會事業をも經營するものあるに至つた。尙ほ昭和二年末に於ける教勢は、寺院八十八、布教所二百九十六、布教者五百二十八人、信徒十八萬八百餘人、內朝鮮人九千二百餘人となつてゐる。

朝鮮在來の佛教　朝鮮在來の佛教が、明治四十四年寺刹令の施行により更生した次第は第一期に於いて述べた所である。爾後漸く復興の氣運を兆し、大正三年京城に中央布教所（覺皇寺）を建て、翌四年三十本山聯合事務所を此の寺に置いた。又大正十三年、全羅南道所在の華嚴寺が寺刹令施行規則の改正に依り本寺中に加へられ、三十本山に更に一本山を加へた。右本山聯合事務所は種々の變遷を經て、大正十一年財團法人朝鮮佛教中央教務院となり、益々講說布教の發展に努め、現に其の附屬事業として普成高等普通學校、中央佛教專門學校を經營してゐる。斯くして、以上の教勢を概觀すると、昭和二年末に於いては、本寺三十一、末寺一千三百餘、布教所八十二、僧尼七千五百九十人、

信徒十八萬九千八百餘人を算することが出來る。

基督教

(一)教勢　大正八年八月制度改正せらるゝや、總督は努めて外國人宣教師及び信徒に面接して意思の疏通を圖り、親しく宗教に關する本府の方針を說明すると共に、宣教師團の平素懷抱せる意見を徵して、宗教行政の改善に資した。其の教勢は、昭和二年末現在新舊各派を通じて布教所三千六十九、布教者三千四百四十七人內外國人宣教師五百餘人、信徒內地人五千五百餘人、朝鮮人二十五萬九千餘人、外國人三百餘人である。

(二)社會的施設　基督教宣教の附帶事業たる社會的施設の主なるものを擧げると、新教派に屬する學校には、セブランス聯合醫學專門學校外三、培材高等普通學校外七、攻玉普通學校外二十等であつて、舊教に屬する學校には啓星普通學校外四を數へられる。此等の外、社會事業には救世軍の育兒ホーム、天主公教の京城孤兒院等があり、醫療施設にはセブランス病院外二十四の病院竝びに大邱、麗水、釜山の癩病院がある。

(三)其の他　此處で一言し置くべきは、舊教天主公教々勢の進張である。輒ち其の第一は同教獨國派の布教である。同派は歐洲戰爭後、間島方面の布教に從事しつゝあつたが、大正九年前記地方を元山教區に併せ、その根據を元山に移して布教に從事した。其の第二は同教會米國派の布教である。同派は大正十一年、羅馬にある外國宣傳協會の指令により、京城教區の西北部に布教するに決し、同年平安南北道を京城教區より割きて新たに平壤教區を設けた。

日本基督教　大正十二年九月、東洋宣教會ホーリネス教會の日本人牧師が朝鮮に來つて、新たに南鮮地方に布教を始め、又こゝに從來諸派の外新たに一派を加へるに至つた。最初同派は米國人宣教師により、專ら朝鮮人間にて清潔教會を組織してゐたのであるが、玆に至り根據を京城に置いて內地人間に布教を開始し、以て現在に及んで居る。

朝鮮基督教　從來朝鮮人間に行はれる基督教は、專ら外國人により布教せられたのであるが、大正七年、元長老派の傳道師金庄鎬が同派を脫し、黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、又同十一年日本組合基督教會が其の組織を變更し、朝鮮人側の布教を柳一宣に委ねることゝなり、京城に朝鮮會衆基督教會が設立された。

第十七　衞生施設

概說　近時衞生施設の實績漸く見るべきものありと雖も、今後尙ほ調査研究を要する事項が極めて多く、且つ本府設置當時適切なりと思考された施設も、今日の狀勢から觀れば其の缺陷を感ずるものが尠くない。仍つて本期に於いては、益々之が改善に努め、既設醫院の增改築醫療分科の增置、看護婦の養成及び其の招致等を計畫すると共に、必要の地點には醫院を新設し、僻陬地には公醫を增配する等、極力以て醫療機關の完成を期し、益々濟生救療の實績擧揚に努めた。又地方衞生機關の擴充に伴ひ、中央に衞生會を置き、尙ほ從來數箇の機關に依つて分掌せられた傳染病及び地方病の調査研究竝びに血淸、藥物類の製造、配布及び衞生試驗に關する事務の統一に資する爲、本府

に審議機關を設け、且つ又各道に衛生技術員を置き、海港地には、港務醫官及び同醫官補を增置して保健及び防疫の事に膺らしめ、以て漸次衛生事務の根本的刷新を期すことゝした。

一　醫療機關の擴充取締

醫院の擴充と道參管　既設朝鮮總督府醫院及び各道慈惠醫院は、年と共に益々其の聲價を高めたが、其の設備內容に於いては、尙ほ改善を要すべき點決して尠しとしない。仍つて本府は大正八年度から五箇年繼續事業を以つて院舍の擴張、職員の充實を圖り、大正九年度更に前記事業を同十四年度迄に延長して、本府醫院々舍の改築竝びに同院分科の完成と共に、進んで道慈惠醫院十三箇所を增設して救療機關の普及を期することゝした。然るに其の後財界の打擊を蒙り、爲に該計畫は一時中止の已むなきに至つた。次いで大正十四年度には、從來の道慈惠醫院を道立醫院と改稱して、全部道地方費にて經營せしむることゝなし、曩に豫定せし醫院の新設に對しては、相當の國庫補助を與へて之が完成を期することゝした。斯くして本期中に設立せられた道慈惠醫院は都合十一箇所であつて、本期末に於ける醫院總數は小鹿島慈惠醫院の外、道立醫院三十箇所となつた。

衛生技術員等の增置　大正九年度に於いて各道に技師十三名、技手二十六名の增員を行ひ、衛生施設上遺憾なからしめたが、別に公醫三十名を增員して俳隊に於ける醫療の普及を圖つた。尙ほ海港の檢疫に關しては、從前の檢疫所に要員を增加した外、新たに群山外三港に要員を配置した。

二　醫師、療屬の養成

京城帝國大學醫學部の設置　大正十三年五月京城帝國大學官制公布され、同時に勅令を以て、同大學に法文學部、醫學部の二部を設置することゝなり、同十五年四月から開學した。殊に醫學部の講座數は二十六に上り、尙ほ一方朝鮮特殊の疾病、藥物等の研究をなす機關たらしめた。尙ほ大正十二年に於いて、私立セブランス聯合醫學專門學校を醫師規則第一條に依つて指定し、卒業生には直ちに免許を與へ以て醫師の補給に資することゝした。

齒科醫師試驗規則の發布　從來朝鮮に於ける齒科醫師の不足に鑑み、大正十二年二月、齒科醫師規則に改正を加へて、齒科醫師の資格に「朝鮮總督ノ定ムル齒科醫師試驗ニ合格シタル者」の一項を追加し、同時に府令を以て齒科醫師試驗規則を新たに制定し、齒科醫師の急速養成に資することゝした。尙ほ大正十四年二月には、私立京城齒科醫學校を齒科醫師規則第一條に依つて指定し、其の本科卒業者には齒科醫師の免許を與へることゝなつた。

醫生規則の改正　大正三年醫生規則の發布以來、俳隊醫療機關充實に關しては、特に機宜の策を講じ來つたのであるが、尙ほ遺憾の點尠からざるものがあつた。仍つて大正十年十二月醫生規則に改正を加へ、爾來醫生の免許は地域を限りて爲すことゝし、以て俳隊地に於ける醫療機關の分布を徹底せしめることゝした。

醫師會規則、看護婦規則の發布改正　如上施設の成績に依る開業醫師の增加に伴ひ、醫師會の

設立を必要とするに至り、大正十一年九月府令を以て朝鮮醫師會規則を制定、發布した。

醫師、醫院の增加に伴ひ、優良看護婦の必要は自然の勢である。仍つて朝鮮總督の指定したる看護婦學校に對する資格及び看護婦試驗の受驗資格竝びに試驗科目等の改正を要することゝなり、大正十一年二月看護婦規則を改正し、又同年七月更らに該規則に改正を加へ、爾後朝鮮に於いても開業し得ることゝなつた。

三　傳染病と其の對策

本期の一般狀況　本期に入りては、大正八年の大旱水害、大正十四年の大水害等に依り、屢々各種傳染病の流行を見たが、其の都度機宜の方法を講じ、適宜檢病的戶口調査を行ひて豫防注射を勵行し、又平素に於いては、極力防疫上適切なる施設をなすと共に、一方映畫其の他の方法を以て防疫思想の普及を圖りつゝある。又法規の改正に就いては左の通りである。

(一)　傳染病豫防令の改正　從來流行性腦脊髓膜炎は、法定傳染病中に規定せられなかつたが、近時流行の兆あるを以て、大正十三年六月制令第三號を以て法定傳染病とした。

(二)　朝鮮種痘令の公布　現行種痘規則を改正し、大正十二年四月制令を以て必ず種痘を行ふことゝし、附屬法規と共に同年九月一日より之を施行した。

細菌檢查室の設置　朝鮮に於ける細菌檢查は漸次其の種類を擴充し來つたが、昭和二年度よりは新たに四十餘種類を增加し、從來の製品と併せて六十四種を製造し、その豫防液及び診斷液類を各道竝びに各警察署に配給し、以て無料豫防注射を勵行した。尙ほ大正九年より各道に細菌檢查室を設置し、傳染病の豫防檢索上の利便を圖つた。

四　地方病に關する諸調查

概說　朝鮮に於ける地方病中重なるものは、肺ヂストマ、十二指腸蟲、マラリア等がある。而も此等諸病の豫防撲滅に關しては、夙に意を用ひ來つたところであるが、從來に於いては、費用其の他の關係上施設の見るべきものがなかつた。仍つて本期に入り漸く根本的科學調查に著手すると共に、下に述べる如き施設を爲し以て取締を勵行した。

肺ヂストマ調查　本府は之が撲滅策を樹てる前提として、大正十一年度から各道に經費を配賦して、其の濃厚と認める地方から一定の方針に依つて技術的調查を爲さしめた。本調查の結果、本病分布の濃否は一般朝鮮人の嗜好するザリ蟹、モクヅ蟹等の生食に依るものなる事を發見した。そこで大正十三年六月、府令を發して此等中間宿主の採取、授受を禁止した。

寄生蟲の調查　大正十四年以來各道に亙り學生及び農村生活者につき腸內寄生蟲の調查を實施し、其の調查の結果は、檢查人員百人に對し、七〇％乃至八〇％の寄生蟲保有者を發見し、其の最も甚しき地方に於いては、九〇％以上に達するものあることが判明した。

五　保健衛生施設

朝鮮中央衛生會の設置　近時工場學校等の著増にも拘らず、此等の社會情勢に卽應する公衆衛生上の施設は、未だ充分ならざるものがある。從つて是等の施設に關する徹底的研究審議をなす中樞機關の設置を必要とし、大正九年七月朝鮮中央衛生會に關する規程を發布し、其の第一回總會を翌年十月に開催した。之と同時に傳染病及び地方病の調査研究豫防に關する委員會を設けた。

衛生試驗室設置の完了　現今の飲食物及び飲食物用器具の取締に關する法令は其の性質上、理科學的試驗の施行に俟つべきや明かである。仍つて大正二年以來逐次各道に衛生試驗室を附設する方針を執り、同十年度を以て全鮮に其の施設を完備せしめるに至つた。

屠場規則の發布　大正八年十一月、府令を以て屠場規則を發布し、之が經營を許可制度とし、衛生風敎等種々の取締規定を設け、殊に食用の目的をもつてする牛馬等の屠殺解體は、屠場以來絶對に之を爲すを得ざらしめ、之と同時に從來の屠獸規則及び屠獸場取締規則を廢止した。

六　阿片・モルヒネ・コカイン等の取締

モルヒネ・コカイン及び其の鹽類の取締　阿片の吸飮に對しては、從來極力取締を勵行し來つた結果、舊來の弊習著しく減退したが、此等癮者中には、モルヒネ・ヘロイン又はコカイン等の注射又は服用を以て阿片に代ふる者を生じ、而も次第に增加するの傾向を馴致して來た。偶々歐洲戰亂後に於ける國際阿片條約が公布せらるゝに至り、本府に於いては之れに順應し、大正九年十二月府令を以てモルヒネ・コカイン及び其の鹽類取締に關する件を發布し、以て其の濫用及び不正取引の防遏勵行に努めることゝした。大正十二年一月竝びに六月に於いて、更に府令を以て本令に改正を加へ、爾後如何なる者と雖も、所轄警察署長の證認を得るに非ざれば、一切モルヒネ類の購入所持を禁じ、尙ほ醫師に於いて之を使用したる時は屆出を要することゝした。

モルヒネ中毒者の救療　昭和二年度に於いて積極的救療の方針を執ることゝなり、同年度より中毒者の最も多き京畿外五道に對し、國費二萬圓を補助し、道をして收容治療を實施せしめ、更に之を漸次他道に及ぼし、昭和四年以降、每年約二千人以上を收容治療する計畫を樹てた。然しながら此の實施に當つては、尙ほ大いに研究を要する點あるを以て、一時之を變更し、昭和五年三月府令を以て麻藥中毒者登錄規程を制定し、豫算の許す範圍內に於いて各道の治療所を擴張し、尙ほ京畿及び全羅南道に於いては授產場を設け、治療者を一定期間收容して身心の恢復を圖り、其の他職業の斡旋を爲す等努力をなしたる結果、極めて良好なる成績を收め得た。

モルヒネ類製造の官營　從來に於ける制度は、所謂製藥用阿片賣下制度を採用したものであつて、民間阿片製造を認めるのみならずモルヒネ及び其の鹽類の民間製造も亦認めるものである。從つて之が取締上極めて困難なるものあるを以て、本府は昭和二年度限り製藥用阿片の賣下を廢止し、更に昭和四年度以降は、政府に於いて鹽酸モルヒネ及び鹽酸デアセチールモルヒネ等を製造することゝし、この事業は同年九月專賣局の所管に移した。この結果、昭和五年六月朝鮮阿片取締令に改正を加へ、製藥用阿片賣下げに關する規定を削除したるを以て、爾來モルヒネ及び其の鹽類は、實質上殆んど專賣と同一の性質を帶びるに至つた。

七　癩救療事業

御下賜金及び國庫補助　既說外國人宣教師の經營に係る大邱・釜山・光州の三私立癩病院は、何れも宗教團體援助の下に慈善的に經營せられつゝあるが、畏くも　皇室に於かせられては社會事業御奬勵の思召を以て、大正十一年以來、右三病院に對し御內努金を賜つた。

本府に於いては、既に官立癩療養所を小鹿島に開きて患者の收容施療に努めつゝあるが、大正十二年以降は、右私立癩病院に對し國庫補助の途を開き、患者收容數に應じて每年補助金を交付することゝし、昭和五年度に於いては一院年額七萬三千六百四十二圓を計上した。尙ほ本府は、大正十二年度に於いて小鹿島慈惠醫院の收容設備の擴張を圖り、一面大正十五年度以降、本府に於いて癩治療藥を製造し、之を療養機關及び未收容患者に無償交付し、以て治療救濟の途を講じた。

私立癩病院の經營統一　大邱以下三私立癩病院は、從來大英癩病者救療會の財的援助の下に經營せられ、他面本府の補助及び一般の寄附に俟つものであるが、大正十三年十一月、大英癩病者救療會朝鮮支部維持財團が成立し、其の結果、爾後同財團經營に移管さるゝことゝなつた。

光州癩病院は、初め全羅南道光州郡孝泉面鳳仙里に開設せられたが、在來の位置は不適當且つ擴張の餘地がなかつたので、院主「ウイルソン」は同道麗水郡栗村面へ移轉の計畫を樹て、昭和元年度に於いて、國費及び地方費より二萬二千圓の補助及び地方民間より三千圓の寄附を受け、翌昭和二年九月竣工と共に同處に移轉し、同時に麗水ビーダーワルフ癩病院と改稱した。

第十八　社會施設

概說（社會課創設）　從來救濟及び慈善に關する事務は、內務局第二課に於いて管掌したが、大正十年七月、事務分掌規程を改正し、內務局に社會課を特設し、社會事業に關する事務を管掌せしむることゝした。之は素より時運の趨勢に卽應するものなりとは云へ、本事項は特に本期に於ける施政要綱の一に揭げられたるものであることを附記して置く。

一　社會教育事業

朝鮮總督府圖書館の設置　朝鮮に於ける圖書館の先驅としては、明治三十四年設立の日本弘道會朝鮮支部圖書館（釜山府立圖書館の前身）及び大正九年設立の鐵道圖書館等を擧げられるが、未だ官立圖書館の設立を見るに至らなかつた。大正十二年、愈々本府圖書館設立の機運が開け、同年十一月之が官制を公布し、鋭意開館の準備に努め、大正十四年四月三日を以て開館した。本圖書館は最初本府保管に係る圖書一萬二千冊を繼承保有するに過ぎなかつたが、漸次蒐集購入の結果、昭和二年には三萬八百九十餘冊に達し、閱覽者の數も逐年增加しつゝある。

恩賜記念科學館　抑々本館は大正十四年五月十日　大正天皇御成婚二十五年記念祝典を擧げさせられるに際し、社會教育奬勵の思召を以て、御內帑金十七萬圓を　御下賜あらせられたるを以て、之を主要財源として大正十五年一月創立せられたものである。當初之が企畫に當るや、主とし

て　御下賜金を設備費に充て經常費は國庫補助(初年度補助豫算五萬圓)に仰ぐことゝし、倭城臺舊總督府廳舍を利用し、爾來鋭意其の事業は進捗し、昭和二年五月十日開館を見るに至つた。

感化院の設置　大正十二年八月勅令を以て朝鮮總督府感化院官制が公布せらるゝと共に、同年九月府令を以て朝鮮總督府感化院規則を制定し、同九月二十九日告示を以て感化院の名稱を永興學校と定め、前記官制其の他の法令と共に、同年十月一日から之を施行した。感化院は、咸鏡南道文川郡明孝面松田灣の舊海軍防備隊跡に於いて、其の建物敷地全部を借受けて設置し、先づ生徒内地人四名、朝鮮人二十八名計三十二名を收容し、學科及び敎科目は四箇年程度の普通學校に準じ、之に農業漁業等の實科目を課して居る。

鄕校財産管理規則の制定　鄕校に附屬する財産は之を鄕校財産と稱し、文廟釋典の資源に充てたものであるが、時代の情勢に鑑み、大正九年六月府令を以て新たに鄕校財産管理規則を制定し、從來の鄕校財産管理規程を廢した。新規則は、鄕校財産收入を從來の如く公立普通學校の經費に充當することを止め、專ら文廟の維持と社會敎化事業の施設に之を使用することゝしたものである。

青年團體の指導　朝鮮人青年團は本期末に於いて、其の數八百餘を算するが、其の多くは、殆んど成績の見るべきものがなかつた。本府は此の情勢に鑑る所あり、青年指導者養成の趣旨を以て大正十二年三月、各道青年團幹部三十餘名を選拔し、九州地方に於ける優良農村竝びに青年團の活動狀況を視察せしめ、以て大いに啓發する所あらしめた。

地方改良　本府は明治四十五年五月以來專任指導者一名を囑託し、巡回講話を爲さしめ、以て民風の作興に勗め來つたが、本期に入つては更に優良部落に助成金を交付し、以て農村の振興に資するところあつた。尙ほ大正九年度よりは府郡島臨時恩賜金事業費を社會事業に使用し得るの途を開くと共に、道地方費よりも該事業費に支出し得ることゝした。

二　救濟事業

大正八年大旱害に對する救濟　大正八年七、八兩月に於ける旱魃被害は、數十年來稀有の事に屬し、其の區域も亦殆んど全鮮に亙り、七十餘萬人の窮民を生ずるに至つた。輒ち本府は九月九日急遽臨時旱害救濟委員會を組織し、政務總監自ら其の會長となり、官民有識者の意見を聽取し、以て之が劃切なる救濟策を樹つるところがあつた。卽ち　(一)小作料減免を奬勵すること　(二)生業收入を得て生活の資に充てしむること　(三)國費百七十萬圓を投じて、旱害の最も激甚なる地方に於ける道路の修築を行ひ、尙ほ未墾地の開墾灌漑事業を行ふ者に對しては約四十萬圓の國費補助を爲し、以て被害民の勞銀收得の機會を得しむること　(四)被害各面に於いて共助組合を組織せしめ、殖產銀行をして、之に約四百萬圓の低利食糧資金を貸出さしむること　(五)國庫の補助を以て食糧現物及び種穀を給與すること　(六)國費の補助を以て、代用食糧の供給を圖ること等、極力之が救濟の途を講じたる結果、遺が未曾有の災害も、幸に一人の餓死を出すことなくして止んだ。

其の他の旱水害に對する救濟　朝鮮の旱水害は殆んど毎年起る所であつて、其の逐一は記すべき限りでないが、大正八年の旱害に尋いで著しきものは、大正十三年の旱水害及び大正十四年の

大水害である。之が救濟に關する施設及び方法の大要は、前記大正八年のそれと大同小異である。

皇室の恩寵　以上の如く屢次續發する天災に際し　皇室に於かせられては常に被害の程度に應じて御內帑金の　御下賜を遊ばさせられ、尙ほ勅使をも御差遣あらせられた。本期中に於ける天恩を謹記しまつるに、御內帑金の　御下賜を蒙ること實に前後十四回其の額十一萬四百圓に上つてゐる。是れ實に新政の御蔭で、半島人民の感泣措く能はざる所である。

雪國避難民救濟　大正十一年十月、露國浦鹽斯德に於ける共產黨動亂の爲、同地の白系露人約九千名が赤系露人の迫害を受け、僅かに身を以て逃れ、陸續として元山に來泊することゝなつた。仍つて日本赤十字社朝鮮本部は、元山府民と協力して臨機傷病者の救療、食糧の給與、慰問品の贈與等最善の努力を盡し、殊に當時の傷病者六百五十一名に對しては、其の一部を元山舊稅關倉庫に收容して治療せしむる等、機宜の措置を講ずるところがあつたが、翌十二年二月之を閉鎖した。

三　一般社會事業

私設社會事業補助費の創設　社會事業發展の情勢に鑑み、大正九年度より新たに私設社會事業補助費を豫算中に計上して、個人又は私法人の經營に係る社會事業の優良なるものに對し、補助金を交付して之を助成することゝした。本補助費は、兒童保護、感化事業、勞働者宿泊、職業紹介事業等の社會事業で、優良と認めたるものに對して交付し、將來に向つて其の發達を援助するものである。

サルタレル財團　抑々本財團は佛國人、サルタレル」が亡兄の遺志に依り、大正四年以後、平安北道

昌城鑛山に於ける純益金中より同人の收得すべき金額の百分の三十を社會事業に出捐することゝし大正五年六月財團法人を設定したものであつて、其の事務所を總督府社會課內に置いた。然るに大正十五年同鑛業權の移動に依り、一時其の收入を失ふに至つたが、サルタレル死亡後更に其の相續人より佛貨三十八萬二千法邦貨三萬六百五十圓)の寄贈を受け、之を從前の基金に編入し、爾來專ら私設社會事業の助成を行ひつゝ、今日に及んで居る。

府郡島臨時恩賜金事業の擴張　大正九年一月、臨時恩賜金管理規則に改正を加へ、從來授產費に使用した金額の一部を割いて、社會救濟に關する施設を行はしめることゝした。其の結果、大正九年度以降の道地方費豫算には、本府の指示に基づき各種社會的施設の經費を計上するに至つた。各道の施設は多岐多樣に亙るが、今其の主なる事項を擧げると　(一)公設市場　(二)醫師の配置　(三)公益質屋　(四)無料診療券　(五)勞働者宿泊所及び職業紹介所　(六)無職者の收容所　(七)公設浴場　(八)人事相談所　(九)公設洗濯所、公設理髮所　(十)公設住宅等である。

私設社會事業奬勵御下賜金　皇室に於かせられては、畏くも常に社會事業の奬勵に　御軫念遊ばされ、大正十一年度以降毎年紀元の佳節に當り、事業御奬勵の思召を以て、各私設社會事業團體の優良なるものに對して　御下賜金あらせらるゝことゝなつた。而して　御下賜金は之を事業費に充當して之が完璧を期しつゝある。

恩賜賑恤資金の增額　恩賜賑恤資金は、大正四年十一月御大禮に際し　御下賜あらせられたる二十萬圓を基金とし設定せられたるもので、老幼、不具、廢疾生業を營むこと能はざる者等の救濟に

宛てゝ居るのであるが、昭和二年二月七日　大正天皇御大喪に際し、更に三十四萬六千圓を慈善救濟の資として　御下賜あらせられたるを以て、之を前年の恩賜賑恤資金に編入することゝし、同月府令第九號を以て恩賜賑恤資金管理規則を改正し、又毎年度歳計餘剰金は一部支拂資金として繰越すものゝ外、全部之を基金に編入し來つたので、本期末には其の基金總額六十五萬九千五百圓に達し、從つて被救助員數も從前の倍數以上に上つた。

職業輔導事業の開始　本府は近時土木工業勃興し、勞働者の需要頓に增加したるに鑑み、之が趨勢に順應し、昭和二年二月より鮮內勞働者の移動を容易ならしめる爲、勞働者の運賃割引を實施することゝした。尙ほ一方、昭和二年度本府豫算に職業輔導費を計上し、專任職員を設置して勞働者の移動紹介を開始すると共に其の職業の輔導に資することゝした。

濟生院特別會計の廢止　大正十四年三月法律第十九號を以て朝鮮醫院及び濟生院特別會計は、大正十三年度限り廢止せられることゝなり、之に屬したる資金及び債權債務は、朝鮮總督府特別會計に包括承繼せられ、爾後本院の豫算は本府特別會計に計上して(大正十四年度は九萬三千餘圓)國費を以て經理することゝなつた。

第十九　文化的施設

概說　朝鮮固有の文化竝びに慣習を尊重するは、本期施政の一方針である。仍つて本府は前期より引續き博物館、古蹟調査、古蹟調査報告書竝びに古蹟圖譜の出版、朝鮮人名彙考の編纂等を行ひ、又京城帝國大學の設置に伴ひ、更に同學內に於いて朝鮮古文書の蒐集、巫覡の調査、朝鮮土俗品の蒐集等を行つてゐる。

舊慣制度の調査　本府に於いては、從來中樞院の附帶事業として舊慣及び制度の調査を行ひ來つたが、更に之を擴充して大正十年四月舊慣制度調査委員會を設けた。然るに行政整理の結果、本委員會も同十三年度遂に之を廢止するに至り、本事業は再び中樞院に於いて行ふことゝなつた。

朝鮮美術展覽會　大正十一年一月朝鮮美術展覽會規程を發布し、每年一回開催することゝした。本會は一部、二部、三部に區別し、開催の都度審査委員は內地斯道の大家に囑託し、入選の書畫は陳列して一般の觀覽に供し、其の中優秀なるものには賞牌又は褒狀を授與した。爾後逐年出品竝びに入選者の數を增加し、年毎に技工の進步を示して居る。

朝鮮史の編修　曾つて大正五年中樞院に於いて半島史の編纂ありしも、今玆に更に一層完全なる朝鮮史の編纂を企圖し、大正十一年十二月訓令を以て、朝鮮史編纂委員會規程を發布し、翌十二年一月朝鮮史に造詣深き內鮮の學者を簡選して委員とした。本事業は當初の計畫として、大正十一年より向ふ十箇年間を以て完成する豫定であつたが、大正十二年財政上の都合により二箇年間の年限延長を行ひ、尙ほ大正十四年六月六日勅令第二百十八號を以て朝鮮史編修會官制を公布し、尋いで顧問、委員、幹事及び修史官以下の任命を爲し、同年十月以降數次の會議を開催して編纂の方法を練り、其の結果最初の豫定年限に更に一箇年を加へ、昭和九年度を以て編修及び印刷を完了することゝした。斯くて一方に編纂の進捗を圖ると共に、地方史料の探訪を開始したが、其の成績は意

外に良好にして地方草昧の間から重要なる古文書古記錄類が相次いで發見された。

本府博物館分館　新羅の古都慶州は大正十年慶州路西里の所謂金冠塚發掘以來、同地に於ける古蹟遺物に對する保存熱頓に高まり、同地保存會の名を以て同有志の寄附になる陳列館を本府に寄附し、以て本府博物館分館設置の要望をなすところあつた。仍つて本府は、大正十五年慶州に本府博物館分館を設置し、同年六月二十日から開館した。之れ實に新羅時代遺物の寶庫である。

第二十　國勢調査

沿革　我が國の國勢調査は、夙に明治初年より懸案の一つとして要望せられたものであるが、遂に明治三十五年法律第四十九號「國勢調査ニ關スル件」に依つて施行の運びとなつた。本令に依れば、各十箇年毎に一回帝國版圖内に施行せらるゝことゝなり、而も其の第一回は明治三十八年を以て施行せられることに定められた。然るに其の後、日露戰爭及び歐洲大戰等幾多の障碍に遭遇し、容易に其の實施を見るに至らなかつたが、大正七年に至り、同年九月勅令第三百五十八號を公布し、愈々大正九年十月一日午前零時現在に於いて之を施行する事に確定された。仍つて朝鮮に於いても當然同時に施行せらるゝ筈であつたが、偶々獨立騷擾鎭靜直後に際會し、調査の施行上頗る不便なるものあるを以て、第一回國勢調査は朝鮮に施行せざる旨法律を以て公布せられた。玆に於いて特に計畫を變更し、同日を以て臨時戶口調査を施行することゝなつた。

大正九年の臨時戶口調査　該調査の結果に據ると、朝鮮の現在人口は朝鮮人一千六百八十九萬餘人、內地人三十四萬六千餘人、外國人二萬六千餘人であつて、其の總數一千七百二十六萬餘人の計數を得た。男女の割合は男子百に對し女子朝鮮人九十四人二五、內地人八十八人一一となつて居る。また人口の密度は平均一平方里に對し、朝鮮人一千百八十人、內地人二十四人の割合である。

大正十四年の簡易國勢調査　大正十一年法律第五十一號の發布に依り、第一回調査後五年目に該當する年に於いて簡易なる國勢調査を施行することゝなり、其の結果同十四年五月勅令を以て大正十四年國勢調査施行令の公布を見た。依つて同年十月一日を以て簡易國勢調査施行せられることゝなつた。本調査は朝鮮に於ける國勢調査として施行する最初の試みであつて、之が圓滿なる遂行の如何は、國家に重大なる影響を及ぼすべきにより、愼重なる注意と努力とを以て之を遂行した。當時は經費僅少にして施設の完全を期し得ず、且つ又文化の程度未だ低く、往々該調査に對する誤解を生じ易く、又交通機關不備の爲、調査上幾多の難關障碍ありしにも拘らず、調査員及び事務關與者の努力に依り、豫期の成績を達成することが出來た。

調査の結果　大正十四年十月一日施行の簡易國勢調査の結果に依ると、人口總數は一千九百五十二萬二千九百四十五人で、內地、朝鮮、臺灣、樺太の合計人口總數八千三百四十五萬四千三百七十一人に對し、朝鮮は二割三分を占めてゐる。人口の密度は平均一方里一千三百六十四人で、內地の二千四百二十五人に比すると遙に薄い。又男女別は、男一千二萬九百四十三人、女九百五十萬二千二人で、男の女に超過すること五十一萬八千九百四十一人、女百人に付き男百五人の割合である。

第二十一　在外朝鮮人の保護

概況　本期の初めに於ける間島及び滿洲方面に移住する朝鮮人は約四十萬人と想定せられ、殊に間島方面に於いては、在住民國人に數倍し、農業は彼等の獨占と謂ふも過言に非ざる狀況である。本府は常に帝國領事館と協議して彼等移住民に保護を加へ、特に本期に入り、大正八年頃より愈々積極的に普通學校の新設書堂の補助囑託醫及び種痘免許員の派遣等諸種の施設を講じ、遠く露領浦鹽斯德にも事務官囑託を遣はし、之等在留朝鮮人の保護扶掖に努むるところあつた。

保護施設の革新　大正十年度は、本事業革新の年として記憶すべき年である。卽ち本年度新たに、本府豫算中に對在外鮮人施設費を創設して、益々保護機關の擴充を圖る方針を執つたのみならず、同年七月勅令を以て撫育事務從事職員として事務官一名、屬九名を置くことを認めだ。又同年一月勅令を以て副領事及び書記生の特別任用令を公布し、多數の朝鮮人在住せる地方の領事館は、本府の推薦により朝鮮人を副領事及び書記生に任用したので、其の連絡一層良好となり、更に同年七月本府と外務省との協定の結果、在滿朝鮮人保護に關する兩者の分野を明かにした。尙ほ昭和四年本府事務分掌規程が改正せられ、在外朝鮮人の施設は總督府外事課の主管となつた。

教育施設　明治四十一年間島普通學校を設立し、次いで局子街其の他に分校を置いたことは第一期に於いて之を述べたが、此等の分校は大正八年夫々普通學校に昇格し、更に同七年琿春書堂を廢して普通學校を設置し、同十年には間島普通學校を中央學校と改稱した。又大正十年教育制度改正に當り、同校附屬簡易農業學校を廢して、新たに中央學校に高等科を設けた。斯くして、同方面の教育機關は漸く面目を一新し、右普通學校監督の下に間島に三十箇所、琿春に三箇所、安東縣に七箇所の書堂が經營せらるゝことになつた。其の他滿蒙、西伯利亞地方に於いても朝鮮人の經營する書堂學校に對して經費の一部を補助し、又敎科書を送り、敎員を派遣する等在留朝鮮人の保護撫育に意を用ひつゝある。尙ほ又大正八年頃より、浦鹽斯德日本人居留民會に補助金一千圓を交付して、朝鮮人敎育に關する一般經費に充當せしめ、其の後露領各方面に八箇所の補助學校を設けたが、露國政情變化の結果、遂に大正十三年八月以降此の方面の敎育補助施設を中止するに至つた。

滿鐵との敎育協定　昭和二年五月本府と南滿洲鐵道會社との間に、在滿朝鮮人敎育に關する協定が成立し、滿鐵附屬地竝びに其の接續市街地及び哈爾賓に於ける普通學校は滿鐵經營となつたが、特殊の關係あるものに對しては、尙ほ當分間本府より敎育費の一部を補助することゝした。

醫療施設　間島方面の醫療施設に關しては、從來同地の慈惠醫院診療所が其の業務の衝に當つてゐたが、大正七年度よりは之を全然本府の直營とし名稱を會寧慈惠醫院出張所と改めた。次いで、大正十年一一年度に於いて大いに其の規模を擴張し更に大正十四年以降は之を咸鏡北道地方費に移管し、本府より補助費を與へて之を經營せしめ以て今日に及んで居る。

金融施設　該施設の發端として明治四十四年五月、間島龍井村に於ける大火に際し本府は之が救濟費として資金二萬五千圓を下付した。之に依つて龍井村救濟會なるものが設立せられ、專ら罹災民の金融機關たる機能を發揮してゐたが、其の後東洋拓殖株式會社と協定し、同會社の出張所

に於いて其の業務を行ふ事とした。然るに其の後、大正九年琿春事件偶發の際、陸軍省は朝鮮人救恤金として十萬圓を下付することゝした。仍つて本府は陸軍、外務兩省と協議の結果、龍井村外三箇所の朝鮮人民會に金融部を附設せしめ、取敢へず此の十萬圓を以て細民の農事資金に融通することゝし、別に運轉資金として一萬二千五百圓を補助した。其の後この業務は漸次擴張し、昭和四年には百草溝に及ばし、同時に又出張所を天寶山、嗄呀河に設けることゝなつた。尙ほ表滿洲地方在りては、大正十二年度に東支鐵道沿線の海林勸業會の創立せられんとするに當り、一千七百圓を補助したのが最初である。本會は同方面に於ける朝鮮農民唯一の金融機關として設立したにものであるが、大正十五年不逞朝鮮人の爲、巨額の資金を强奪せられ、一時業務を停止するの已むなきに至つたので、本府は再び五千圓を下付して業務を再開せしめた。其の後各地に開設された農務組合、金融會等に對して年々經費及び資金の補助をなし、以て農民金融の助成に努めた。

東亞勸業公司に對する補助　同公司は滿蒙に於ける土地の經營及び之に伴ふ在滿鮮農の扶植保護を目的とし、大正十年十二月我が邦人により、奉天に於いて設立された資本金二千萬圓の一大會社である。本府は大正十一年以降毎年之に補助金を交付し、同公司の助成發展に努むるところあつたが、當時は滿洲地方に於ける種々なる狀勢に妨げられ、其の成果を見るに至らなかつた。

牛疫豫防施設　間島地方は古くより獸疫殊に牛疫の淵叢地として有名であつて、統監府間島臨時派出所開設當時にも、大いに其の豫防に力を盡した。其の後、大正十年俄然牛疫の大流行を來し、殆んど全間島に蔓延を見、產業貿易上に一大打擊を加ふるものがあつた。仍つて本府は、支那側を動かして協同防疫を行ひ、又大正十一年度該地方朝鮮人民會に補助金を交付して豫防の施設を爲さしめ、爾來獸醫の配置、藥品及び器械の設備等、漸次防疫組織の强化擴充を策した。次いで大正十五年より、鴨綠江、豆滿江對岸に牛疫免疫地帶を區劃して、此の區域內に所在する畜牛の豫防注射を勵行し、尙ほ牛疫の早期發見申告者には奬勵金を下付する等、鋭意該疫の豫防撲滅に盡力してゐる。

第四期　山梨總督時代

自昭和二年十二月十日
至昭和四年八月十七日

本期は齋藤總督時代に次ぎ、昭和二年十二月より同四年八月に至るまで約二年間、陸軍大將山梨半造が第四世朝鮮總督として在任せる治績に係るものである。總督政治は前期より守成の時期となり、大正八年官制改革以來各般の施設は、創業期に於いて確立した基礎の上に更に一層の發展を爲し、又特に新規事業として創始せられたるものも尠くなかつた。本期に於ける施政は、全く前期と密接不離の關係を有し、更に之に一段の擴充を加へ、守成の業をして益々其の歩武を固めたものであつて、畢竟前期と併せて守成第二期と見なすべきである。

此の期間に於いて、政務總監湯淺倉平は齋藤前總督退官後十數日にして依願本官を免ぜられ、之と同時に池上四郎政務總監に任ぜられたが、不幸昭和四年四月四日卒去、同年六月二十二日伯爵兒玉秀雄其の後を襲ふて總監に任ぜられ、同年八月十七日山梨總督依願本官を免ぜらるゝに至つた。

本期間に於いて、昭和三年十一月十日、御即位大禮を京都に擧げさせ給ふや、山梨總督を始め半島官民の此の盛儀に參列したるもの八十五名、朝鮮に於ける內地人、朝鮮人、外國人の各功績者には、夫々表彰の御沙汰あり、尙ほ普ねく恩赦、賑恤、養老の恩命に浴したのみならず、朝鮮の文教に貢獻した文廟從享者十八賢に對し、特に祭祀料を　御下賜あらせられた。

第一　本期の施政方針

文化の振興と經濟發展は、本期施政の二大目標である。仍つて本期の統治方針としては、前期よりの繼續事業を充實完成せしむると共に、特に朝鮮の民情を基調とせる實際生活に卽する政治を行ふ事とし、之が具體的施設として現はれたのは、普通學校の一面一校增設計畫、書堂の改善、小作慣習の調査、火田調査、小農に對する小額生產資金の貸出、朝鮮簡易生命保險令の公布等である。

第二　財政

概說　本府轄近の歲計を通觀するに、前期大正八年度に於いて七千七百餘萬圓の數字を示してゐるが、同九年度には一億千四百餘萬圓となり、更に昭和二年度に至つては二億千餘萬圓、同四年度は一躍二億四千六百萬圓に上つてゐる。而して一方之が歲入を見ると、大正九年度以降に於ける一般會計補充金の復活及び專賣令實施等による諸官業其の他の收入增加乃至第一次稅制改革による徵稅額の增加等により、之を明治四十四年の經常歲入豫算額に比すれば、本期の終りに於いて約八倍の增進を示して居る。

稅令の改正　前期に於いて第一次稅制改革を斷行し、朝鮮稅制の面目を一新した事は既に述べた所であるが、本期に於いて更に　(一)朝鮮登錄稅令の改正（昭和三年八月一日施行）　(二)市街地稅令の廢止（昭和三年十二月公布）が行はれた。後者は卽ち都鄙の間に於ける負擔を均等にせんが爲、本稅令を廢して之を地稅令（大正三年三月公布）に統一したものである。

第三　產業

一　農業

本期の一般狀況　本期に於いては概ね前期の施設を繼承し產米增殖計畫及び產繭百萬石增收計畫の遂行に努めたが、其の外尙ほ本期に於いて注目すべき施設は下に述べる通りである。

農民日の設定　天皇陛下には、勸農の　御思召を以て　御踐祚の翌年、赤坂離宮に水田を設けさせられ、六月十四日には、畏くも親しく水田に降り立たせ給ひ　御田植を遊ばされた。朝鮮に於いては此の深き　御思召を奉體し、昭和三年朝鮮農會の施設として、此の記念ずべき六月十四日を農民日と定め、當日は朝鮮農會及び各道府郡島農會主催の下に、各地に於いて官民の田植行事又は講演會、映畫會等適當なる勸農施設を行ふことゝし、山梨總督は水原勸業模範場の試驗場に於いて自ら田植の範を示し、各道知事、郡守皆之に倣ひ、引續き今日に及んで居る。

畓米増産計畫　前期に創始せられた本計畫は、本期に入りて漸く本格的進展を見るに至つた。即ち昭和二年十二月公布の朝鮮土地改良令の施行規則竝びに昭和三年五月發布の土地改良登記規則は、共に同年七月一日より實施せらるゝことゝなり、更に昭和四年度以降開墾干拓地の補助率を五割に引上ぐる等、本事業は前後を通じて最も花々しき時代を現出した。

田作物の改良増殖　朝鮮に於ける田の面積は、二百八十萬町歩、總耕地面積の三分の二を占め、而も大多數の農民は、殆んど田生産物を主食とする狀態にある。仍つて昭和四年度以降田作改良増殖の施設として、西北鮮六道に粟模範作圃を其の他の道に對しては、麥類及び大豆の模範作圃を設置し、以て改良増殖の第一歩に著手した。

小作慣行の調査と改善　全鮮に亙る小作慣行の調査は、前期の終りより開始せられたのであるが、昭和三年二月本府内に臨時小作調査委員會を設置し、此の答申に基づき小作慣行中改善の急を要する問題十五項目を決定し、各道をして之が改善に努めしむると共に、尚ほ重要道に對しては、小作に關する指導監督機關設置の必要を認め、之が實現を期した。是れ即ち次期に設置せらるゝ小作官の端緒を爲すものである。

勤農共濟組合の勤奨　本組合は細農に金融の便を與ふる爲に昭和三年度より設置せるもので、金融組合に加入し得ざる細農には多大の恩典であつた。（社會事業の項を參照のこと）

棉作に對する方針　昭和三年度に於ける、棉作第二期計畫終了の實績を見るに、作付反別收穫高共に、計畫當初に比し著しく増加したが、尚ほ未だ既定計畫の數字に達せざるものがある。玆に於いて、昭和四年度より面積の積極的擴張を中止し、集約栽培による反當收量を増加せしむる事にした。其の結果昭和三年は反當收穫高陸地棉八十八斤在來棉七十三斤となり、更に同四年には陸地棉九十二斤在來棉七十二斤の實績を示すに至つた。

甜菜に對する方針　昭和四年度以降に於いて從前の計畫を更新し、向後主として集約栽培の奬勵に主力を集中して、反當收量の増加を圖ることゝし、從來の補助金に加へ、更に肥料代補助金及び深耕犂補助金をも交付することになつた。

二　蠶業及び畜産

(一)　蠶　業

養　蠶　本期に於いては、前期計畫たる產繭百萬石増收の目標に向つて著々進展し、昭和三年には產繭三十八萬六千石に達し、更に昭和四年には產繭額四十八萬四千石に及び、百萬石増收計畫の半ばに達するに至つた。而して同年度には、從來內地より移入しつゝあつた蠶種も、鮮內に於いて自給自足をなし得るに至り、朝鮮蠶業界に新紀元を劃するに至つたのは喜ぶべきことである。

製絲業　前期末に於いて、產繭百萬石増收計畫の樹立せらるゝや、更に之に伴ふ製絲發達の必要を認め、內地の有力なる製絲業者の招致に努め、以て其の基礎確實なる工場を設置せしむることゝした。之が成果は本期に至りて長足の進歩を示し、昭和四年の業績は、十九萬四千餘釜、生產額百五萬餘瓩を示すに至つた。

(二)畜産

畜牛增殖奬勵施設　畜牛の改良增殖は、始政以來本府の最も力を用ひた所であるが、本期に入りては、特に其の奬勵を加へ、昭和四年度以降、國庫より道地方費を通じて實施主體たる郡農會に五萬圓を補助し、以て(一)蕃殖牝牛の設置(二)生產奬勵技術員の設置(三)畜牛共濟等の事項を實施せしめた。但し此の成績は頗る見るべきものあつたが、同補助金は大正六年度以降財政緊縮の爲三萬九千餘圓に減額せられた。

三　林　業

火田整理對策の樹立　對火田問題は、始政以來林政上は勿論、農政上將又社會問題として、其の解決の急務を唱導せられ來つたが、積弊の蕃るところは、俄かに整理の歩を進め難き事情にあつた。玆に於いて昭和三年、特に京都帝國大學教授橋本農學博士に囑託するの外、本府關係部局職員竝びに道及び營林署職員等より成る調査班を組織し、五月より六月に亙り、平安北、咸鏡南北及び江原の四道に於ける火田地帶に就き、實地踏査を行はしめ、其の實狀及び之が對策に關し答申をなさしめた。仍つて右答申に基づき、具體的對策を考究樹立することゝなり、同年十二月火田調査委員會を設置し、鋭意審議を重ねたる結果、翌年七月漸くその成案を得るに至つた。之に依つて、從前の林野保護機關を一層擴充して、新規の冒耕を禁遏すると共に、既往の火田民に對しては指導機關を特設し、一方國有林野內の農耕適地は、進んで之を開放處分し、以て高地帶の開發を策することゝした。

農事試驗場北鮮支場の設置　右の結果、昭和五年豫算に於いて、農事試驗場北鮮支場開設の豫算成立を見、昭和六年三月第二次齋藤總督時代、咸鏡南道甲山郡普天堡に同支場を設置したのである。

四　水　産　業

朝鮮漁業令の改正　明治四十四年に制定せられた漁業令は、全文二十八條に過ぎざる簡單な法令ではあつたが、能く當時の水產界の情勢に適應し、始政以來二十餘年間其の機能を發揮し、斯業の發展を誘致し來つたのである。然し各般の事情と經濟情勢の推移とは自然漁業經營形態にも亦、昔日の面目を一新すべき必要を感じた。仍つて昭和四年一月、現行朝鮮漁業令及び同令施行規則を發布し、同時に朝鮮漁業登錄規則、朝鮮漁業取締規則其の他附屬法規の制定改廢を行ひ、翌昭和五年五月一日から之を施行した。尙ほ新たに工船漁業に關する許可制度を設け、同時に其の船數を限定することゝした。又漁業組合竝びに漁業組合聯合會及び水產組合、水產組合聯合會の制度を整備し、以て此等團體の機能を充實した。

水產業の助長奬勵　既述の如く大正十一年度に於いて、釜山に水產試驗場を設置し、更に昭和三年には、鎭海に淡水養魚場を設け、著々試驗調査の歩を進めた。尙ほ昭和四年度に群山水產學校を廢して道水產試驗場となし、又同年度より雄基に水產補習學校を設置した。而して大正七年から制定實施せる水產製品檢査規則を、大正十三年及び昭和二年の兩年度に改正して、檢査品目の增加等を行ひ、其の結果、昭和四年中に於いては檢査數三百三十九萬餘箇、價格二千三百四十四萬圓を示

した。漁港の修築は、大正元年度以降、毎年國庫の補助金を以て實行しつゝあるのであるが、本期に於いても七箇所の修築を了した。

五　商　工　業

商　業　本期の商業は、對內外共に前期の後を承けて大いに發達し、之を明治四十三年度に比すると、昭和四年度の會社數は約十五倍、公稱資本金約十倍强、拂込資本金約十倍に達した。又在來の普通市場の取引は、其の種類は畜產物を最とし、農產物、織物、水產物等順次之に次ぎ、昭和四年には市場數一千四百八、取引高一億九千六百萬圓に及んだ。

工　業　工業は特殊のものを除くの外、今尙ほ幼稚の域を脫しないが、大正五年以來、之れ亦歐洲時局の影響を受けて急速の進歩を示し、昭和四年に於いては、工場數四千二百餘、生產品價額三億五千百餘萬圓を示し、之を大正元年に比すれば、約十八餘倍に該當する。

實業團體　商業會議所は前期と同じく十一箇所で、重要物產同業組合も前期と大差はなく二十三を數へた。產業組合は次第に增加し、昭和四年度には三十四組合となつた。

商品陳列館の新築　本館は當初大正十四年十二月總督府倭城臺舊廳舍を改築充用したが、其の位置設備等に於いて、遺憾の點尠からざるを以て、工費二十四萬圓を以て、京城府內南大門西側に新築移轉することゝなり、昭和三年十一月起工、同四年八月竣工を告げ、同年十月、此處に移轉し名稱を朝鮮總督府商工奬勵館と改めた。

第四　電　氣　事　業

電氣事業法規調査委員會　本期間卽ち昭和三年及び同四年の二箇年間に於ける電氣事業は、前時代の延長であつて、事業は引續き發達の一路を辿り、地域的にも亦用途の方面に於いても益々普及の傾向を示した。從つて電氣事業法規の整備は最も急務を要することゝなつた。仍つて斯業の複雜性に鑑み、先づ電氣事業法規調査委員會を設置する必要を認め、之に要する經費を昭和四年度豫算に計上し、其の成立を見るに至つた。

本時期の特色　電氣事業は逐年著しき發展の傾向を示じつゝあるも、各事業者は小規模の發電所を擁し、各地分立の有樣であつた。然るに本期に入つて、斯業の發達普及は漸く事業相互間の接觸を見んとするの狀態となり、愈々之が統制を要求せらるゝに至つた。之が爲には或る適當なる地方に於いて大規模發電を爲さしめ、以て各需要地に配給をなすべく、發電の集中化と配電網の普及を行ふの必要があつた。仍つて本期に於いては大規模發電に依る低廉なる電力配給を可能ならしむる方針の下に、漸次配電設備の統制を圖つたが、之が實現は次期を俟たねばならなかつた。

第五　交通・運輸及び通信

一　鐵　道

概　況　本期の鐵道政策は大體前期の計畫を踏襲し、主として國有鐵道の建設と私設鐵道の買收に努めた。其の中、國有鐵道建設は　(一)前期以前よりの既定計畫線と　(二)昭和二年度以降の十四箇年間繼續の新規計畫線との二つである。之が說明は前期に述べたので、此處では簡單に本期の成績に就てのみ記載するに止める。

國有鐵道

既定計畫線

(一)　**成鏡線**(元山・會寧間)　大正三年に起工した同線は、昭和三年九月全部竣功し、北鮮開拓の上に一新紀元を劃するに至つた。

(二)　**平元線**(平壤・元山間)　本線は大正十五年以來其の西部に屬する區間の工事であつたが、漸次進捗し、昭和四年十月には西浦より新倉まで開通した。

新規計畫線

(一)　**圖們線**(雄基・會寧間)　本線は國防竝びに未懇地開拓の上より見て極めて重要なる線路であるが、昭和四年に於いて雄基・新阿山間の開通を見るに至つた。

(二)　**東海線**(安邊・釜山・蔚山・浦項間)　本線は昭和四年、北方の安邊・歙谷間を開通し、其の營業を開始した。右諸線の外　(三)**東海中部線**(大邱・慶山・慶州・蔚山間)は廣軌改築を終へ、昭和三年七月より全通し　(四)**慶全線**(晋州・裡里間)　(五)**惠山線**(吉州・惠山鎭間)　(六)**滿浦線**(順川・滿浦鎭間)の各線は、何れも工事中に屬して居る。

私設鐵道　昭和三年五月、私設鐵道令の一部を改正して、社債發行額の限度を擴張したが、之に伴ひ財團抵當令を改正して、一層資金融通の便利を圖つた。玆に於いて昭和四年度末に於いて補助を受くる私設鐵道は開業線八百二十粁、未開業線一千五十九粁で、經營者は六會社である。

軌　道　軌道は大體前期と同樣であるから之を省く。

二　道路・港灣及び都市

道　路　道路第二期計畫は、初め大正六年度以降、六箇年の繼續事業として著手したが、其の後行政竝びに財政上の都合により度々變更せられ、前期には其の竣功期を昭和十年に更訂、昭和四年に至り更に事務費を節減し、總工費を三千二百八十六萬八千餘圓とし、昭和十一年度竣功に變更した。

港　灣　港灣の修築は大正十一年以降の繼續事業として、清津・城津・群山其の他六港の修築に著手したのであるが、其の內で城津のみは前期內に竣功し、其の他は引續き進行中である。然して更に、本期昭和四年以降の繼續事業として仁川及び鎭南浦の修築を見るに至つた。

(一)　**仁　川**　仁川の修築港及び閘門式船渠は、既に設備の不足を告ぐるに至つたので、豫算百四十萬圓を計し、昭和四年度以降、五箇年繼續事業として擴張工事に著手した。

(二)　**鎭南浦**　本港の築港竝びに開船渠も、既に貿易の進展に順應する能はざるを以て、豫算二百七十萬圓を計上し、昭和四年度以降、五箇年繼續事業として擴張工事に著手した。

命令航路　本府の設定した命令航路は、前期(第一次齋藤總督時代)に於いて、近海八線・沿岸八線・河

川三線、寄港二線計二十一線となつたが、昭和三年九月、咸鏡鐵道の全通に依り其の中一・二の改廢を見た。結局其の數に於いては變りなく、前期の命令航路を維持して居る。

都市計畫　都市に對する施設は、京城初め地方の都市も、夫々實施の歩を進めつゝあるが、就中京城は前期竝びに本期に於いて、本府直營を以て第二期計畫を遂行しつゝあつたが、昭和四年度以降は、國庫補助に依り京城府に於いて施行することになつた。道廳所在地其の他地方重要都市に對しても、夫々調査計畫の歩を進め國庫補助の下に改良工事を施した事は前期と同樣である。

三　航空・通信の一進展

概說　郵便・電信に關する事務は其の數竝びに質の上に於いて、逐年異常の向上發展を爲しつゝあるが、本期には特に無線電信竝びに航空の方面に於いて著しき發展を見、長距離電話も亦前期に引續き大いに擴充した。

(一)　長距離電話と無線電信

長距離電話　前期に於いて既に鮮內各主要地は勿論、鮮滿間の通話も爲し得るに至つたが、獨り北鮮地方は未だ其の利便を蒙らなかつた。然るに昭和四年に至り、京城・清津間の通話も開始せられ、其の結果通信引繼當時に於いては、普通區間十六に過ぎざりしに、昭和四年末には普通七千九百九十四、長距離二百六となつた。

無線電信　大正十四・五年の二箇年繼續事業として、京城府龍山に送信所を、府外淸凉里に受信所を設け、京城郵便局內の中央通信所には三裝置を設置したのであるが、本期に入り昭和四年二月、更に一裝置を增置して、各地の無線電信局竝びに船舶との通信を圖り、尙ほ木浦・濟州・釜山・淸津・鎭南浦無線電信局の設置を見るに至つた。

(二)　航空

航空施設　內地・臺灣・朝鮮を法域とする航空法が、昭和二年六月一日より朝鮮にも施行せられたことは既に述べた通りである。仍つて先づ昭和三年京城及び蔚山飛行場の設置工事に著手し、要地八箇所に航空地上標識を設置し、同年十二月を以て竣功した。航空事業は航空法施行後直ちに具體的事業の實現を見なかつたが、昭和三年十月政府補助の下に設立せられた日本航空輸送株式會社に於いて、昭和四年四月一日より業務を開始し、東京・蔚山線及び蔚山・大連線の二航空路に依り、一週三往復の航空を實施するに至つた。航空郵便物の輸送は六月二十一日より開始した。

獎勵其他　民間航空に對する保護獎勵に對しては、昭和四年度に於いて、年額一萬圓の航空獎勵豫算の成立を見た。而して昭和四年八月現在の航空業界は、官營飛行場一・定期航空路一・飛行機操縱士九・飛行機機關士四・飛行機臺數十二の狀況となつてゐる。又京城飛行場たる汝矣島に私立の飛行學校を設け、昭和三年五月創立委員長侯爵朴泳孝主催の下に開校式を行つた。

第六　貿易及び關稅

大勢　前期に於いて述べた通り、大正九年度は戰後不景氣襲來の爲、輸移出入共不振に陷つた

が、同十年以來大勢を挽回し、輸移出入共逐年次第に增加を示し、昭和四年に至りては、輸移出入總額七億六千八百餘萬圓に達した。之を大正八年の好景氣時に比するも、總額に於いて二億六千三百餘萬圓の增進を示して居る。又之を明治四十四年に比するときは、輸移出に於いては實に十八倍、輸移入に於いても八倍弱となつてゐる。玆に一言すべきは、朝鮮の經濟界は、農業を以て基調とする關係上、貿易も亦之に依つて左右せらるゝ事である。例へば昭和三年に於いては夏季稀有の旱水害ありしにも拘らず、前年未曾有の豐作に依り、年內の大半は穀類の出荷比較的好調、加ふるに本年棉花及び生絲の增收竝びに漁業界の盛況と相俟つて、輸移出貿易は七百萬圓の增加を見た。又右の事情により、地方農村購買力を增進し、綿布及び絹布等の衣料品竝びに各種新規事業に伴ふ鐵材機械類及び原料物資等の入津活氣を呈し、輸移入貿易に於いても亦三千萬圓の激增振であつた。

關稅特別稅率の撤廢　大正九年八月、朝鮮關稅制度の改革に方り、煙草・綿羊・馬・鹽・礦油・コークス・木材の七品に對し、法律を以て特別稅率を設定したことは既述の通りである。而して其の後關係法律の設定及び經濟事情等の變化は、之を特例として存置するの理由殆んど消滅するに至つた。仍つて右特別稅率は全部昭和四年三月三十日限り撤廢せられた。

第七　金融制度の改善

朝鮮金融制度調査會の設置　金融制度準備調査委員會は、前後十三回に亙つて審議を重ね、漸く具體案を得たので、昭和三年八月六日、改めて朝鮮金融制度調査會を設置した。本調査會は政務總監を以て會長に充て、委員又は幹事として官廳側から十名、民間側から十四名を任命又は委囑した。其の結果、半島金融機關の各般に涉つて、其の改善を促すところ多大なるものがあつた。

銀行令の改正　朝鮮に於ける銀行令は、大正元年初めて公布し、其の後、大正九年及び同十二年に一部改正を行つたが、一般產業經濟の發達は、遂に根本的の改正を行ふ必要を將來するに至つた。仍つて昭和三年十二月二十四日、制令第六號を以て改正銀行令が公布され、同時に府令を以て同令施行規則を發布し、共に同四年一月一日から實施した。改正銀行令は大體に於いて曩に改正實施を見たる現行內地銀行法に則したものであるが、朝鮮の實情に鑑み、資本金額、他業兼營、預金拂戻準備等に關する二、三特異の規定は保留することにした。

貯蓄銀行の創定

(一)　貯蓄銀行令の公布　朝鮮に於ける貯蓄預金は、從來銀行、金融組合及び郵便局に於いて取扱はれて居た。併して晩近朝鮮に於ける貯蓄思想の向上は、漸次貯蓄預金の增加を將來するに至つた。元來貯蓄預金は、其の性質上所謂零細資金の蓄積であるから、貯蓄業務に關しては、特別嚴格なる取締を加へて、預金者を保護する必要があることは勿論である。仍つて前記金融制度準備調查委員會及び金融制度調查會の審議に基づいて、昭和三年十二月二十四日制令を以て貯蓄銀行令を公布し、次いで翌四年六月府令を以て、同施行規則を發布し、共に同年七月一日から之を實施した。本令の根本方針は、貯金の安全確實を第一とし、庶民階級の貯蓄を奬勵すると共に庶民階級の福利增進に資することを期したものである。從つて本期に於いて　(一)貯蓄業務は

貯蓄銀行に非ざれば之を營む事を得ざるものとし　(二)貯蓄銀行業は、朝鮮總督の免許を受けた資本金百萬圓以上の株式會社に非ざれば、之を營む事を得ざるものとし　(三)責金の運用に就いては極めて嚴格なる制限を置き　(四)重役の責任に就いては、極めて高度の責任を規定したる等、凡てこの趣旨の表はれに外ならないのである。

(二)　朝鮮貯蓄銀行の設立　朝鮮貯蓄銀行は、貯蓄銀行令の實施と日を同じうして同令に基づき設立せられたものであつて、朝鮮に於ける唯一の貯蓄銀行である。同行の資本金は五百萬圓であつて、大正八年以來、朝鮮殖產銀行の經營し來つた貯蓄業務を包括的に繼承し、本店を京城に置き、朝鮮殖產銀行の鮮內支店、派出所を代理店として、全鮮に其の營業網を張り、爾來益々健實なる發展を爲しつゝある。

金融組合の改善

(一)　金融組合令の改正　金融組合は、創設以來著しき發展を遂げ、朝鮮の庶民金融機關として貢獻する所決して尠くなかつたが、尙ほ其の組織竝びに業務內容に就いて遺憾とする點が多かつた。仍つて昭和二年より、金融制度準備調査委員會に於いて、之が調査研究に當り、金融制度調査會の審議を經て、昭和四年四月金融組合令及び同業務監督規程の改正となつた。改正の根本方針は、金融組合の活動を普遍的に擴充して、益々其の健全なる發達を助長すると共に銀行、產業組合其の他の機關と業務上の調節を圖ることにあつた。

(二)　朝鮮金融組合協會の設置　金融組合の活動が益々伸展するに從つて、更に其の性能を發揮せんが爲、中央機關の存在を必要とするに至つた。仍つて昭和三年九月、從來の朝鮮經濟協會を解散して、新たに財務局長を會長とする朝鮮金融組合協會を創設することゝなつた。

第八　治安維持

共產主義者の策動　大正十一年以降に於ける共產主義的運動の狀態は、既說の通りであるが、第二次共產黨事件の後を承け、更に新幹會の名を以て擡頭せる第三次組織の朝鮮共產黨も、昭和三年三月より七月に亙つて之を檢擧した。前期の終りに惹起した支那人襲擊事件に際しては、新幹會の會員等は直ちに策動を開始し、事態漸く惡化せんとする傾向を示したが、警察方面の處置宜しきに適ひ、遂に大事に至らずして止んだ。其の後昭和四年朝鮮博覽會前後に亙つて、又一大騷擾策謀の情報が傳へられたが、當局の警戒宜しきを得、何等の事件をも惹起するに至らなかつた。

學生騷擾　此の間に於ける鮮人學生の思想は、漸次主義的方面に浸染し、機會を捉へて、之が鬪爭修練を續まんとする趨勢となり、學校に於ける同盟休校が頻發するに至つた。偶々昭和四年十一月三日、全羅南道光州中學校生徒と同地高等普通學校生徒との間に勃發せる不祥事件は忽ちにして、新幹會其の他の裏面煽動となり、其の結果全鮮的に所謂學生騷擾事件を惹起するに至つた。其の學校數百九十四、學生數五萬四千に上つたが、五年三月に至り漸く終熄するに至つた。

第九　司法

第四期　山梨總督時代

朝鮮民事令の改正　今回の改正は内地の民事訴訟法が、大正十五年四月改正公布せられた爲、朝鮮民事令も亦右改正法の趣旨に順應して改正せられたのである。本府は右改正の公布を見るや、朝鮮司法法規改正調査委員會に諮問し、審議決定の結果成案を得、改正民事訴訟法の實施と同時に改正令を公布し、同年十一月から之を實施した。

恩赦　昭和三年十一月十日、今上陛下御卽位の御大禮が擧行あらせられた。而して此の盛典に際して恩赦を行はせられたが、此の惠典に浴した者は、一般減刑一萬八百五十八人、特別減刑三十一人、特別特赦八人、復權七千八百五十三人、總計一萬八千七百五十三人の多數を算した。

京城三法院の落成　昭和三年九月十日、高等法院、京城覆審法院、同地法院の三裁判所合併の一大廳舍が京城府西小門町に落成し、高等法院は同年十月十一日、京城覆審法院、同地方法院は同月十三日何れも新廳舍に移轉して今日に及んで居る。

第十　祭祀及び教育

一　祭祀

京城神社の御造營と御下賜金　昭和三年京城に奉祀せる京城神社の社殿が、其の隣接地に移轉擴大せられた。此の御造營に際し、畏き邊から御內帑金、御下賜の御沙汰を拜し、同四年七月二十日、その傳達式が擧行せられた。此の事は、未だ社格の制度なき朝鮮に於いては、實に非常なる特典と謂はねばならぬ。仍つて政務總監は、官民一致、協心戮力、敬神崇祖の美風を發揚し、以て同胞相愛の實を擧ぐべきことを一般に告げた。

二　教育

概說　本期は前期に於ける教育制度整備の後を承けたのであるから、教學の方針は、專ら之が機關の擴充竝びに內容の改善にあつたことは言ふまでもなく、殊に初等教育に於いて然るを認める。蓋し之が具體的施設として普通學校增設計畫、書堂規則の改正等となつて現れた。

德風作興に關する訓示　晩近一般に社會主義的運動盛んとなり、諸學校に於ける同盟休校頻出し、動もすれば奇矯詭激の思想漸く浸潤せんとする趨勢にあるに鑑み、山梨總督は昭和三年九月十一日を以て、各道知事竝びに官立學校長に對して訓示を發し、德風作興に關する要訣を示し、教育者自ら範を示し、以て師道を振作すべき事を告げた。

臨時教育審議委員會　今回教育第一次計畫の遂行に關する臨時教育審議委員會を設くることゝなり、昭和三年六月同委員會規程を發布し、朝鮮教育の普及振興に對する審議を爲さしめた。

普通學校の一面一校增設計畫　曩に大正八年度より四箇年に亙り、三面一校の標準を以て公立普通學校增設の方針を樹て、大正十一年を以て該計畫を完了し、爾後地方經濟の許す範圍內に於いて益々之が增設を策したる結果、昭和三年五月末には、凡そ二面一校の割合を超ゆるに至つた。仍つて更に、各面一校主義の方針を樹て、昭和四年度以降、向ふ八箇年間に之が完成を圖ることゝし、著

々實行に努めた。その結果、本期の終りには、官公私立を合して總計一千五百八十四校に達した。尙ほ以上の增設を圖ると共に、初等教育の重要性に鑑み、學校長優遇の爲、昭和二年勅令第六號を以て、初等學校長四十人を限り、奏任待遇と爲すことを得るの途を開いた。

師範學校の增設　大正十一年朝鮮教育令改正の結果、各道に特科のみの道立師範學校を設けたが、素より一時の應急策に過ぎぬ。因つて昭和四年四月教育令の改正と共に、此等の道立師範學校を廢止し、本府は新たに昭和四年六月、大邱及び平壤の二箇所に官立師範學校を增設し、之には尋常科を置くを本體とし併せて講習科を設け、大邱師範學校には尙ほ演習科を置いた。

書堂規則の改正　朝鮮特殊の教育施設たる書堂は固より之を普通學校と同一視することは出來ないが、其の開設を認めて、國家が之に對し、適當なる指導を加へ、以て一般普通教育の普及を圖ることは、國家及び地方財政の現勢に照らして、洵に機宜を得たる所と謂はねばならぬ。仍つて昭和四年六月府令を以て書堂規則を改正し、大正七年二月「書堂規則發布ニ關スル件」と相俟つて、書堂の指導監督上遺憾なからしめた。今次の改正は　(一)從來書堂の開廢は單に屆出に過ぎざりしを道知事の認可を受けしむることゝし　(二)本府編纂の國語、朝鮮語、算術教科書を使用すべきこと　(三)適宜の方法により國民道德に關する事項を教授すること等を要點とした。

教科用圖書の編纂　大正十一年新たに制定せられた朝鮮教育令は、其の大綱に於いて不變なるも、時勢の進歩は、教科目及び其の要旨に一部改正を加ふるの已むなきに至り、遂に昭和二年普通學校規程等に修正を加へ、勤勞好愛、興業治產の精神を强調した。玆に於いて再び本府編纂教科用圖書の大改訂を要することゝなり、昭和三年新たに臨時教科用圖書調査委員會を設けて其の編纂綱領を決定し、爾來改訂に從事し、以て現在に及んで居る。

第十一　宗教

寺刹令改正　曩に明治四十四年、本府は朝鮮寺刹令竝びに同令施行規則を發布し、朝鮮佛教寺院の財產保護に努めたが、昭和四年六月、制令竝びに府令を以て同令及び同令施行規則の一部を改正した。其の改正の要點は、從來寺刹保護の爲に寺刹財產の處分を爲す場合にのみ朝鮮總督の許可を受くることゝなつて居たのを、更に寺刹が借金の爲に擔保と爲す場合にも、同じく總督の許可を要することゝした點にある。

第十二　衛生に關する施設

朝鮮總督府醫院の移管　本院は昭和三年五月、京城帝國大學官制の改正に伴ひ、同年六月一日より、京城帝國大學醫學部附屬醫院として、同大學に移管されることゝなり、同時に朝鮮總督府醫院官制は廢止された。尙ほ同院には從前通り產婆看護婦養成科を附設して、之が養成普及を圖つた。

京城醫學專門學校附屬醫院の設置　京城醫學專門學校は、從來朝鮮總督府醫院に於いて生徒の臨床教育を實施して來たが、同醫院の移管と同時に、新たに同校附屬醫院を設置するに至つた。同院は學用患者の外、一般患者の診療に從事し、尙ほ助產婦、看護婦の養成をも爲すことゝした。

小鹿島慈惠醫院の擴充　昭和二年度より同三年度に亙り、敷地及び建物設備の擴張を行ひ、其の收容人員は昭和三年度に於いて二百人、同四年度に於いて三百人を新規增加し、結局七百五十人の癩患者を收容し得ることゝなつた。

醫師の養成　昭和二年十二月府令を以て、醫師試驗規則竝びに藥劑師試驗規則に改正を加へ、同三年一月には、齒科醫師試驗規則を改正して、醫師、藥劑師、齒科醫師たるを得るの道を一層擴むると共に、同四年六月には、府令を以て道立醫學講習所規定を發布して、醫師の養成に資することゝあらしめた。尙ほ昭和四年には、京城齒科醫學校を昇格せしめて專門學校と爲した。

道立醫學講習所の設置　前述の如く本府は、昭和四年六月府令を以て、道立醫學講習所規程を發布するに至つたが、同令に依れば醫學講習所は道地方費が醫師養成の目的を以て、朝鮮總督の認可を得て之を設立するものである。此の規定に基づき、大邱及び平壤に道立醫學講習所が設立せられ、昭和五年に至つて、兩所共に朝鮮醫師規則第一條に依り指定せられた。

腸チブスの流行と其の對策　前期大正十四年の水害地域諸道に大流行を來した腸チブスは、昭和三年一月下旬以降、京城を中心として再び流行を見るに至つた。其の流行狀態は實に猛烈で、三月末日迄の發生患者は約一千名を算し、而も其の發生地域の廣汎なること京城市街は、殆んど病毒の潛在せざる箇所なき有樣であつた。茲に於いて本府は、關係官民と協力し、臨時消毒的淸潔法を實施すると共に、私立病院及び朝鮮總督府醫院に對し、非常入院の方途を講じ、又各道から防疫醫を召集して、急遽十五萬有餘人に對して豫防注射を爲す等、有らゆる機宜の措置を講じ、以て防疫上遺憾なきを期した。これが爲に京城府は三回に亙つて十一萬五千七百餘圓を臨時支出し、尙ほ國費に於いも八萬九千餘圓を支出するに至つた。

傳染病豫防令附屬法規の統一　從來の傳染病豫防法規たる、傳染病豫防令施行規則、船舶汽車旅客檢疫規則、淸潔方法及び消毒方法竝びに傳染病豫防手續は、何れも各々獨立したる法規であつて、其の間或は連絡を缺ぎ、而も徒らに複雜を極めて防疫上遺憾の點が尠くなかつた。仍つて此等四法規を合同統一し、昭和三年六月十七日新たに府令を以て傳染病豫防令施行規則を改正發布し、傳染病豫防令と同時に實施した。此等法規の發布に依つて、檢索及び取締は益々便宜を得たが、爾來一方に於いて銳意民衆衞生思想の向上を圖り、又本府製造に係る豫防液を各所に配付し、無料注射の實施普及に努める所があつた。

マラリア調査　前期に於いて、肺ヂストマ、腸內寄生蟲等の調査を開始したのであるが、經費の關係等もあり、マラリア、十二指腸蟲等の地方病に就いては何等の調査に著手することが出來なかつた。仍つて昭和三年から其の技術的調査を開始し、其の結果を俟つて對策を樹立することゝした。

第十三　社會事業

朝鮮社會事業協會の成立　時運の進展に伴ひ、各種社會事業團體の業績相當見るべきものあるに至つたが、此等社會事業の聯絡統制機關として、昭和四年一月一日、財團法人朝鮮社會事業協會が設立された。事務所を本府社會課內に置き、全鮮各道廳內に支部を設置し、會長に政務總監、副會長

に學務局長、支部長には各道知事を以て之に充て、普通會員、名譽會員竝びに贊助會員の三種を設けた。而して昭和十年に於ける通常會員は其の數約三千に上り、其の事業は之等會員の會費の外、基本財產四萬圓より生ずる收入及び　御下賜金竝びに國庫補助、寄附金等に依つて實施して居る。

恩賜賑恤資金の增額　昭和三年一月十日　今上陛下御卽位御大禮に際し、賑恤の資として金三十四萬六千二百圓を　御下賜あらせられたので、之を恩賜賑恤資金に編入することゝし、同月府令第七十四號を以て、其の管理規則を改正し、事業の擴張を圖り、年々增加の傾向にある窮民に對し、鴻大なる惠澤に浴せしめることゝした。本資金は、設定以來既に三回に亙る　御下賜金を編入積立てる外、每年度の收入剩餘金は、すべて之を基金に編入した。之に依つて、本期末には基金總額百六萬九千六百六十四圓に達し、每年度被救助人員千名に上り、其の金額二萬圓を超ゆるに至つた。

職業紹介事業の奬勵　歐洲大戰後に於ける時運の要求として京城に於ける和光敎園職業紹介所（大正十五年十二月創立）を初めとして、其の他の主要都市に於いて漸次公設の職業紹介所が創設せられるに至つた。仍つて本府は、之が普及發達を期する爲、昭和三年度以降國庫より補助金を交付し、各府邑に之が設置を奬勵することゝした。此の結果、本期末昭和四年八月迄に、此の施設を爲すに至つた所は京城、平壤等合計八箇所に及んだ。

小農に對する小額生業資金貸付事業の創始

(一)　概說　小農に對する小口資金融通の途を開くと同時に、彼等をして自力により窮境を打開せしむる目的を以て、昭和三年度より小額生業資金貸付事業を創始した。其の方法として部落單位に依り借受者三十名內外を以て、互助救濟を旨とする勤農共濟組合を組織せしめると共に、一組合に付き一名宛の勤農輔導委員を命じ、小農の指導に當らしめることゝした。

(二)　實施狀況　貸付資金は一人當二十圓、一組合當六百圓內外を標準とし、之を起債に依り邑面に準備せしめ、邑面より低利且つ無擔保で各組合員に貸付せしめるものであるが、此の事業の完璧を期する爲、玆に相當なる準備期間を必要とし、昭和六年より事業を開始した。而して之に用する資金は、各道知事の管理に係る臨時恩賜金利子の一部を以て充當したのであるが、尙ほ昭和七年度よりは、朝鮮簡易保險資金をも之に充當し、以て資金の圓滑を圖つた。

(三)　利用狀況及び實績　貸付金の利用狀況は主として、購牛、繩叭及び莚の製作、養豚、織物、養鷄、養蠶、製炭、製紙等の副業資金に充當せられたものが大部分を占め、其の他農具、畜具、肥料、農糧等の資金に貸付けたるものもあるが、資金及び利子の回收共に其の成績頗る良好である。尙ほ本事業の性質に鑑み、一面本組合に對しては、其の勤勞に依つて得たる一定の金額を貯蓄せしめ、一方冠、婚、葬、祭費の節約、其の他一般生活改善に資する事項等を申合せて實行し、豫想外の實績を收めつゝある。

朝鮮簡易生命保險の創始　元來簡易生命保險事業は、一般民衆の經濟的生活の安定を圖り、併せて民力の培養、勤儉貯蓄の美風を涵養する爲、政府の經營する小口生命保險である。從つてこれも亦便宜上社會事業施設の中に述べることゝした。

(一)　事業創始前　朝鮮簡易生命保險は、大正元年寺內總督時代に遞信局長官池田十三郎が、朝

鮮郵便生命保險を計畫したのに其の端緒を發し、昭和四年初めて創始せられたものである。爾來簡易生命保險事業實施の方策を樹て、中央政府とも數次の折衝を重ねるところあつたが、時期尚早の故を以て容易に實施の運びに至らなかつた。斯くして本案は其の後久しく中絶の貌にあつたが、大正十二年に至り、朝鮮商業會議所聯合會が、內地簡易生命保險の實績に徵し、朝鮮にも同保險を實施せられたき旨を決議請願する等、漸次民間側にも輿論が擡頭するに至つた。

(二)　朝鮮簡易生命保險令の公布　此の間本府は、更に中央政府と折衝を再始するところあつて、遂に山梨總督親任後の昭和二年十二月本案施行の廟議決定を見た。然しながら時偶々議會解散の爲不成功に終り、越えて同四年二月更に帝國議會に本案を提出し、玆に初めて滿場一致の協贊を經、昭和四年五月四日制令第五號を以て朝鮮簡易生命保險令を公布するに至つた。斯くて同年九月、府令を以て朝鮮簡易生命保險規則及び同取扱規程等の制定發布、其の他創業に關する一切の準備を完了し、愈々本保險の實施を見たのは、次期昭和四年十月一日であつた。

(三)　制度の概要　本保險の內容は、大體內地の簡易生命保險と同樣であつて、保險の種類は終身、養老の二つで、養老保險は、更に其の期間に依つて七種に分れて居る。加入年齡は滿十二歲以上滿六十歲以下で、一人に付き契約保險金は二十圓以上四百五十圓以下である。加入の際は無診査で、保險料は月掛を原則とするが、前納割引制度もあり、又特殊の被保險者には、保險料免除の制度を設けてある。本事業の會計は特別會計となし、事實上の支出は、其の收入を以て支辨することゝし、積立金は社會公共事業の爲運用することに爲つて居る。尚ほ朝鮮簡易生命保險審查會規程を設けて、被保險者の權利義務を確保すると共に、被保險者の保健竝びに衞生思想向上の爲、無料健康相談所を主要地に設け、僻地には巡回健康相談を實施して居る。

第十四　朝鮮博覽會

概說　本博覽會の準備は、昭和三年より進められ、同年度豫算に、朝鮮博覽會開催準備費十萬圓を計上し、之が準備に取りかゝつた。而して翌昭和四年度に於いて、百一萬二千五百圓の豫算が成立し、玆に本府主催朝鮮博覽會開催の確定を見るに至つた。仍つて博覽會事務章程を制定し、事務總長事務取扱部長理事評議員以下必要なる職員を任命し、其の陣容を整へ事務の遂行を圖つた。

斯くて同年九月十二日を以て開會に決定し、著々準備を進めつゝあつたが、未だ開會に至らざる一箇月前、卽ち同年八月十七日、山梨總督は依願免官となり、齋藤總督の任命を見るに至つたのである。從つて同博覽會の開催は次期に入るのであるが、便宜上本期に於いて之を說述する事にした。

實施及び成績　同博覽會々場は舊景福宮及び之に隣接する神武門外、合計約十萬餘坪を以て之に充て、光化門を正門とし神武門外に裏門を新築した。建築物は舊宮殿等利用の外、各隊列館合計一萬七千餘坪を新築し、殊に本府の直營館は、何れも朝鮮式として舊宮殿との調和を計り、以て充分に朝鮮氣分を出すことに努めた。會期は九月十二日より十二月三十一日まで五十日間とし、秋天爽凉半島一年中の最好季節を選び、內外觀客の觀覽の便を圖つた。斯くて十月一日、始政二十周年の記念日に於いて　閑院宮殿下の臺臨を仰ぎ盛大なる開會式を擧行したのである。

陳列品は二十二部二百七十二類に區別したが、此の出品總人員二萬一千九百九十人、點數總計九萬四千二百九十九點に達した。而して審査は、此の中鮮内の出品のみに就いて行ひ、審査の結果、特に朝鮮に於ける產業開發に効驗、功勞ありと認むる出品に對しては、奬勵章、功勞章を授與し、十月十一日を以て其の授與式を行つた。右出品人中、賞牌又は褒狀を受けしもの三千二百九十八人、奬勵章五十一人、功勞章三百八人、合計六千八人、に達した。

第五期　第二次齋藤總督時代

自昭和四年八月十七日
至昭和六年六月十七日

本期は山梨總督時代の後を承け、昭和四年八月十七日、海軍大將子爵齋藤實再び朝鮮總督に任せられ、爾後昭和六年六月十七日退官に至るまで、約二年間の治績に就き概說する。齋藤總督は前任時代に在つては、獨立騷擾事件の直後人心尙ほ不安の時代を承け、治安の維持、文化の興隆、經濟の發展竝びに民意の暢達に力を致し、此の間重大なる事業の企畫實施せられたるもの十指を屈するも尙ほ餘りあるのであるが、本期に於いては、前期治績の完成に努め、就中朝鮮自治制度の實施は、其の最も著しいものであつつた。本期の劈頭に於いて、本府始政二十周年を記念すべき第一回朝鮮博覽會が開催せられ、齋藤總督は著任早々開會式を擧行し、玆に臺臨せられたる　閑院宮殿下を迎へ奉り、以て半島統治再任の第一歩を踏み出すに至つた。

第一　本期の施政方針

齋藤總督は、昭和四年九月大命を拜して赴任の途に就き、同月六日釜山に上陸するや、直ちに諭告を發して施政の方針を示し、既定計畫の完成に努むると共に、日に新たなる國運に應じて機宜の施措を行ふべきことを宣した。恰も本期の初頭は、帝國の國策たる財政經濟の建直しに由る金解禁の時期に際會し、中央政府の緊縮方針に順應して、本府の豫算も亦異常なる緊縮節減を要することゝなり、加ふるに世界的不況が襲來し、從つて施政萬般の企圖遂行には尠からざる支障が伴つた。然しながら統治上緊要なる諸般の施設は、一日も之を忽緒に附することは出來ぬのである。仍つて施政の根幹に屬する既定計畫の遂行に努むるは勿論、小作官の新設、農業倉庫の建設其の他現下の急務と目する產業經濟の發展に遺憾なからしめんことを期した。

第二　地方自治制度の確立

概說　朝鮮に於ける國民の生活を安定し、一般の福利を增進せんが爲、地方自治制度を確立せんとするは齋藤總督の理想であつて、曩に大正八年、第一次就任の初めに於いて之を聲明し、先づ其の階段として、大正九年地方制度の改正を行ひ、諸問機關竝びに選擧制度を認め、以て公衆をして地方制度の運用に習熟せしめんことを期したのである。爾來年を閱すること既に十年、今や地方團體の施設は著しく進歩し、又一般文化の普及及び民度の向上も亦著しきものがある。仍つて愈々

之が理想實現に邁進せんことを期し、昭和五年三月、直ちに關係法案の立案に著手して成案を得、同年十二月　御裁可を仰ぎ、昭和六年度より之を施行した。

法規の制定改廢　今次地方自治制度の實施に當り、之に要する所の法規制定改廢は、總て昭和五年十二月一日を以て公布せられ、昭和六年四月一日より施行せられた。但し道制及び同施行規則のみは、昭和八年四月一日より施行せられたのである。今次地方制度改正の骨子は、道及び府邑に於ける從來の諮問機關を議決機關とし、道、邑、面に法人格を附與し、殆んど完全に近い自治制度にすると同時に、府學校費及び學校組合の三團體を府に統一した點に在る。

(一)　府　制　今次の改正に於いて、從來の諮問機關たる府協議會を議決機關たる府會と改め、府を區域とする學校組合及び學校費を府に統一した。

(イ)　府　會　府會は、(一)府に關する重要なる事件を議決すること　(二)官廳の諮問に答申すること　(三)府の事務に關する管理　(四)議決の執行及び出納を檢査すること等の權限を有する。議長は府尹之に當り、副議長は府會議員中より互選し議員の任期を四年とし、議員定數は、二十四人以上として府の人口に應じ增加し得ることゝした。

(ロ)　三團體の統一　從來府には一般公共事務を處理する府と、內地人教育に關する事務を處理する學校組合と、朝鮮人の教育に關する事務を處理する學校費があつたが、今回の府制發布に依り之を府に統一した。但し內鮮教育の兩機關は、各々其の經濟を特別經濟として、從來の如く別々に學校の施設經營をなさしむることゝした。

(ハ)　教育部會　右特別經濟制度採用の結果、府會の外に、第一教育部會、第二教育部會を置き第一教育部會は內地人たる議員を以て組織し、內地人教育を目的とする特別經濟に關する事項を議決し、第二教育部會は朝鮮人たる議員を以て組織し、朝鮮人教育を目的とする特別經濟に關する事項を議決することゝした。

(ニ)　監督制度　府會又は教育部會に對しては、府尹は其の意見に依り、又は道知事の指揮を受け、再議に附し又は再選擧を行はしめ、特別の事由ありと認むるときは、其の議決又は選擧を取消することを得ることゝした。又道知事は、府會又は教育部會の停會を命じ、朝鮮總督は、府會の解散を命ずることを得る等の規定を設けた。

(二)　邑面制　從來の面制を改正して邑面制としたものであつて、從來の指定面を邑となし、普通面を單に面としたのである。之に依つて邑は殆んど府に近き程度の制度を整ふるに至つた。

(イ)　邑面の能力　邑及び面は、今次の邑面制に依り明かに法人たるを認められ、法令の範圍內に於いて、其の公共事務及び邑面に關する事務を處理することゝした。

(ロ)　邑會、面協議會　邑面制に依ると、邑には邑會、面には面協議會を置き、邑會は邑長たる議長及び邑會議員を以て組織し、面協議會は、面長たる議長及び面協議會員を以て組織し、共に副議長を置かない。尙ほ邑會は議決機關であつて、面協議會は從來の如く諮問機關である。而して兩議員共之を選擧することゝし、其の任期は四年である。

(ハ)　邑、面長の權限　邑、面長は、地方官々制に依る待遇官吏であるが、吏員の任免權吏員に對

する懲戒權を有し、吏員の給與、名譽職の費用辨償額等も邑面規則で之を定めることゝした。

(三) 學校費　前記の如く、府に在つては三團體統一の結果、府の學校費は之を廢止し郡島のみ之を存置した。又郡島學校費に對して置かれた學校評議會員は、今回の改正に依り朝鮮人たる邑會議員、面協議會員は選擧に依ることゝし其の任期を四年にした。

(四) 學校組合　學校組合は、從來自治團體として存在したのであるから、議決機關の制度には變化はないが、府の三團體統一の結果、兩者の區域關係に對する規定を設けた。

(五) 道制　道制は全然新たに制定せられ、同時に道地方費令は廢止せられたのである。

(イ) 道の能力　道は今次制定せられたる道制に依つて、新たに一の地方自治團體となつて、法人格を附與せられ、內地の府縣と殆んど同一の能力を有するに至つた。

(ロ) 道會　道に關する重要なる事件を議決する外、官廳の諮問に答申すること等の權限を有する。議長は道知事之に當り、副議長は道會議員中より互選し、議員の任期は四年とし、其の定數の三分の一を道知事が任命することゝした。而して定數の三分の二は、府會議員、邑會議員及び面協議會員が之を選擧することゝなつた。議員の定數は府令を以て定められ、又道會議員の被選擧權は大體從來の通りであるが、道內の邑面長及び有給吏員は無資格とし、神職、僧侶其の他諸宗教師にも資格を與ふることゝした。

(八) 監督制度　道制に在つては、府制に於けると同一主義を以て規定され、道知事は道會の停會を命じ、朝鮮總督は、道會の解散を命ずることが出來る。

(ニ) 施行期日　以上府制、邑面制、學校費令及び學校組合令は、何れも昭和六年四月一日より施行せられたのであるが、道制は府、邑、面の制度確立に依存する關係上、朝鮮總督の適當と認めた時に施行せらるゝことゝなり、昭和八年度より其の實施を見た。

(六) 選擧取締と選擧實施　舊令に依る地方議員の總選擧は、大正九年以降數回實施せられ、其の間、昭和四年九月府令を以て朝鮮地方選擧取締規則を制定發布せられてゐる。今次府制及び邑面制の施行せらるゝや、府、邑、面は、一齊に議員選擧の準備に著手し、五月二十一日第一回の議員總選擧を執行した。本府竝びに各道は、前以て新制度の知悉に努め、又舊法に依る選擧の經驗を有する爲、其の結果は、豫期以上の好成績を收めることが出來た。

(七) 新令施行當時の府、邑、面　昭和六年四月一日、新令施行當時現在に於ける府、邑、面を擧げると、府十四、邑四十一、面二千四百二十三である。

第三　稅令及び專賣令の改正

第一次稅制整理後の稅令制定及び改正

昭和二年第一次稅制整理の結果、租稅體系は大いにその面目を改めた。爾後昭和九年に至るまで重要なる制度の改正はなかつたが、經濟情勢の變化等に伴ひ、本期に於いて制定及び改正せられた主なるもの二、三を左に擧げ、其の他は之を省略する。

(一) 骨牌稅の創設　本稅は、昭和五年十月、稅制調査委員會の決議を經て創設せらるゝことゝなり、同六年四月制令を以て公布せられ、同年五月一日より實施せられた。

(二)　朝鮮營業稅令及び朝鮮所得稅令の改正　昭和四年八月制令を以て此の二稅令中に改正を加へ、之に依り公益的性質を有する漁業組合聯合會及び水產組合聯合會の營業稅及び所得稅を免除することゝした。次に營業稅は、更に昭和二年以來の實績に徵し、同五年十月、稅制調査委員會の決議を經、同年十二月制令を以て之を改正し、同六年一月一日より施行した。

專賣令の改正と專賣制度の完成　曩に、煙草專賣制度の實施せらるゝや、當時の民度慣習等に鑑み、當分の間、若干の例外をば認め來つたのであるが、昨今漸く政府の製造設備は完整するに至つたので、制令を以て、昭和二年より同三年に亘つて、全葉喫用煙草拂下及び自家用煙草の耕作を廢止した。玆に於いて始めて完全なる專賣制度を見るに至つた。

鹽移入の統制　曩に暫置せられた關稅特例は、昭和四年三月三十一日限り廢止せられたが、只鹽に就いては鹽業に對する影響を考慮して一年間其の廢止を延期した。玆に於いて昭和五年三月、制令を以て鹽の鹽移入に關する件を公布し、政府又は政府の命を受けたる者に非ざれば之を輸入又は移入することを得ずとの規定を設け、鹽の需給の調節、鹽價の統制を行ふことゝした。

第四　治安狀況

共產主義運動　昭和五年以降、共產黨の組織理論が變更せられ、民族主義者との提携を絕ち、無產階級は、勞働組合、農民組合に復歸し、遂に昭和六年五月を以て新幹會の解消を決議するに至つた。爾後彼等の運動は地下的に尖銳化し、農民組合も、此の影響を受けて著しく非合法化するに至つた。

鴨川森林組合事件　昭和五年七月、咸鏡南道端川に於いて森林組合反對の爲、數千の群民が郡廳、警察署に殺到して投石、暴行を擅にし、拘禁者の奪還を企つる事件が勃發した。仍つて警察側に於いては已むなく武器を使用して漸く鎭定するを得た。然し別に主義者の策動もなく終局した。

第五　產　業

一　官制の改正

產業部の設置　齋藤總督就任後間もなく、昭和五年四月勅令を以て地方官々制の改正を見るに至り、主要なる道には、產業部を置くことを得ることゝなり、其の結果、總督は京畿道、全羅南道、慶尙南道及び慶尙北道の四道を指定し、道參與官に道事務官を兼ねしめ、之を產業部長とした。

小作官の設置　昭和四年九月、地方官々制を改正して、重要道に小作官五人（全羅南北、慶尙南北、黃海道に各一人）小作官補二人（京畿、忠淸南道）を置き、專ら此の事に當らしめた。又翌五年二月には、本府に於いて第一回道小作官及び小作事務取扱者打合會を開き、小作慣行改善策の實行、農民團體の善導方法等に就いて審議した。

農事試驗機關の擴充　昭和四年九月十七日、水原勸業模範場の官制が發布せられ、之を農事試驗場と改稱し、南鮮地方の米作改良事業を專任する爲、昭和五年一月、全羅北道裡里に南鮮支場を設け、同時に同道金堤に干拓出張所を開設した。昭和六年三月、咸鏡南道甲山郡普天堡に北鮮支場を設

け、主として、高原地帶に於ける農作牧畜の試驗を開始した。斯くて水原に於ける本場を中心とし、南鮮に於ける米、棉、西鮮に於ける食糧田作物及び在來棉、北鮮に於ける牧畜等、地方的に特殊重要なる試驗を遂行すべき機關の充實を見るに至つた。

二　農業

本期の一般狀況　從來に於ける農業の成績は、本期の劈頭、始政二十周年記念博覽會の開催に依つて一般に展示したところであるが、特に本期農業上の施設として擧ぐべきものは、小規模土地改良事業の助成、昭和五年の全國的大豐作と米價對策、田作物の改良計畫、北鮮開拓事業の著手、農事試驗機關の擴充等が主なるものである。

小規模土地改良事業の助成　本事業奬勵の爲、昭和五年度以降は、面積三十町歩未滿又は工事費豫算五千圓未滿の小規模土地改良事業に對しても、土地改良補助規則を離れて別途助成の途を開き、地方費に對し、約四萬圓程度の國庫補助を交付し、道地方費と合し工事費の五割程度の補助金を交付することゝした。因みに一面之に依る勞銀の散布により小農の救濟を圖ることゝなつた。

開墾干拓地移住奬勵補助　產米增殖計畫の實施に伴ひ、所在農民中優良なる者を選擇し、之を開墾干拓地に移住せしむるの適切なるを認め、昭和四年十一月府令を以て開墾干拓地移住奬勵補助規則の發布を見るに至つた。

米價對策　昭和五年の產米は內地、外地を通じ空前の大豐作であつたが、時恰かも財界の不況に會し、米價暴落して農家經濟を極度に窮迫ならしめ、就中水利組合にありては豫定の收量を擧ぐるも尙ほ收支の權衡を失し、組合費の徵收困難なるもの續出したるを以て、止むを得ざる歲入缺陷に對しては、低利資金を斡旋供給し、或は高利債の借替を爲さしむる等の措置を講じた。

農業倉庫及び米穀倉庫の設置　朝鮮米の移出高は、年と共に增加するに至つたが、移出期は、概ね新穀出廻り期に偏倚し、一時に市場に殺到して市價を暴落せしめ、內地市場に惡影響を及ぼすのみならず、朝鮮農家の蒙る損失も亦尠くない。仍つて昭和四年度、農業倉庫を三箇所に設け、低利資金の融通と相俟つて平均賣を奬勵し、漸次移出の調節を行はん事を企圖した。其の後、又季節的過剩移出數量の調節を爲すの必要を認め、從來の農業倉庫案を改訂し、昭和五年米穀倉庫設置計畫を樹立するに至つた。之に依つて先づ第一期計畫として、昭和五年度より五箇年を期し(昭和六年之を繼續)、七箇年計畫に變更、農業倉庫五十箇所一萬二千五百坪、移出米穀營業倉庫一萬二千五百坪の米穀倉庫を設置することゝした。卽ち生產地に農業倉庫、開港地に商業倉庫を設置し、入庫米には低資を融通する外、經營者に對しては、建築費及び經營費の補助を交付し、以て極力移出統制を圖つた。

米穀統制問題　昭和二、三年頃より、內地は經濟不況の爲米價低落を來し、之が統制問題起るに及び、朝鮮に於いても中央政府の希望により、昭和三年二月、米穀法第二條(米穀の輸入稅の增減又は免除の件)を施行するに至つた。次いで前項記載の如く、昭和四年度より農業倉庫を設置し、昭和五年度より農業倉庫を擴張すると共に、新たに商業倉庫を設置する等の施設を講じた。昭和五年產米の第一回收穫豫想が、帝國全版圖を擧げて未曾有の大豐作を報じ、之が米價に及ぼす影響は、蓋し逆

睹すべからざる狀勢にあるを察知し、本府は十月二日米價對策を聲明し引續き關係官民の米價對策打合會を開催した。其の結果、粳三百十五萬石を一定期間貯藏せしむることゝし、之が收穫については、米穀倉庫は勿論廣く民間倉庫をも總動員し、貯藏保管に充當すると共に籾の野積貯藏を敢行し、之に對しても融資の途を開いた。此等の實施は、終始官民協力の結果頗る良好なる成績を擧げ、從來の出來秋四箇月に於ける移出歩合（一年數量に對し）五〇％に對し四一％の好成績を示し、米價も、概して豫想の價格を維持し得た。因みに昭和六年七月より、米穀法第三條を朝鮮に施行せらるゝことゝなり、米穀の輸出入は、別段の定ある場合の外、政府の許可を必要とすることゝなつた。

田作物の改良增產計畫　前期に於いて西北六道に粟模範作圃を設置したが、其の施設時宜に適し成績良好であつたので、更に昭和六年度以降十二箇年を期間とする田作改良增殖計畫を樹て、全鮮的に之を實施した。其の施設は、大麥四百七十六萬石、小麥百五十四萬石、裸麥二十五萬石、大豆百十一萬石、粟二百九十五萬石の增產を目標とするものであるが、其の他大麻、亞麻の奬勵及び雜穀、甘藷、馬鈴薯等に就いても研究施設することゝなつて居る。

甜菜製糖の中止　近時財界に於ける幾多の變動は、朝鮮に於ける甜菜製糖業に多大の影響を齎し、遂に昭和六年朝鮮製糖會社は本事業を停止するの已むなきに至つた。從つて本府の奬勵も、同年限り之を見合せ、翌七年度より農事試驗場西鮮支場の甜菜部も之を中止した。

三　養蠶及び畜産

養蠶　養蠶に就いては既定第二期計畫方針の下に進み、昭和六年には產繭額五十七萬八千石に及び、之を施政當時に比するときは實に四十一倍の增產に達した。尙ほ西北鮮の寒冷地帶に於ける養蠶試驗機關として、昭和五年一月には、平安北道車輦館に農事試驗場出張所の開設を見た。

畜產　畜產に就いては、從來の既定方針を踏襲し、一般に順調堅實なる道程を辿つた。

朝鮮家畜傳染病豫防令の公布　朝鮮に於ける家畜、家禽の改良增殖に就いては、始政以來本府の常に意を用ひたところであつて、大正四年の獸疫豫防令、同五年の保護牛規則、同七年の獸疫血清製造所開設等其の成績の頗る見るべきものがある。然るに右豫防令は、制定後既に十五年を經過し其の後に於ける技術の進歩と事情の變遷とは、到底時代の進運に伴はざるものあるに至り、昭和五年七月制令を以て朝鮮家畜傳染病豫防令を公布し、關係法規の改廢と共に昭和七年十一月一日より之を施行し、同時に獸疫豫防令を廢止した。尙ほ本令中には鷄、鴨も加へて保護することゝした。

四　水產業

新漁業令の實施　前期昭和四年一月を以て公布せられたる現行漁業令竝びに同令施行規則は、本期に入り同五年五月一日より施行せられた。

水產物罐詰業の統制　昭和五年九月、朝鮮水產物罐詰製造營業取締規則を發布し、之を許可制度と爲すと共に、特種製品に就いては、之が生產制限を爲して事前に粗惡品の製品を防ぎ、輸移出檢查と相俟つて、所期の目的を達せんとしつゝある。

鰯油肥統制　昭和五年經濟界の不況に伴ひ、鰯油及び鰯搾粕の價格に暴落を來したるを以て、昭和六年其の主產地たる東海岸五道に、道の區域を地區とする鰯油肥製造業水產組合を設立せしめて統制を實施し、當業者生業の維持及び發展を策した。

漁業組合聯合會の設立　新漁業令に於いては、道內漁業組合を會員として組織する道漁業組合聯合會に法人格を與へた爲、同令施行と同時に、各道に之が設立の氣運が生じ、昭和五年十一月慶尙北道漁業組合聯合會の設立を初めとして、全南慶南江原平北の四道にも之が設立を見るに至つた。

五　鑛　業

保留金山の解散　明治四十四年以降實施した鑛床調査の結果、本府に保留せし尙州、新興、義州の三金鑛地帶は、其の後大體の調査を完了し、尙州及び新興の兩鑛區は、大正十二年九月之を民間に移讓した。但し義州鑛區は地理其の他の關係上其の儘今日に及んだが、大正十四年以後金鑛業の趨頭に伴ひ、其の解消を請願するもの多數に上つたので、昭和四年九月、請願者を網羅して義州鑛山株式會社を設立せしめて之を許可した。是に至つて所謂保留金山全部の解散を見た。

四　商　工　業

商業概況　本期の商業は、對內、對外共に前期の後を承けて大いに發達した。之が概況は左表に依り之を示すに止める。

年度＼組別		明治四十三年末	昭和四年末	同五年末	同六年末
計	數	五〇	七三	八〇七	八七二
公債資本金	千円	一八、二〇九	一九〇、一四七	一九〇、一四七	一七八、八〇七
拂込資本金	千円	一〇、七五〇	一〇二、六六〇	一〇四、二六二	九九、八七六

又朝鮮に本店を有する商業・銀行業若くは金融業を營む會社は左の通りである。

年度＼組別		明治四十三年末	昭和四年末	同五年末	同六年末
朝鮮銀行參年末發行高	千円	二〇、一六三	二八、七〇一	九〇、六一五	一〇〇、九〇九
手形交換高 枚數	枚	五九、四一六	二四七、四〇六	二二七、四〇五	二〇八四、六五〇
手形交換高 金額	千円	二〇、四八九	一、二三八、二三五	一、〇〇一、二二四	八三三、〇一九
各種銀行貸出年末現在高	千円	三七、九二二	五五二、九五一	五四八、六六二	四八八、九六六
各種銀行預金年末現在高	千円	一八、三五五	二三四、六七五	二二六、五六三	二三一、七九二

以て咸鏡南道咸州郡興南邑に設立せられ、昭和五年度より其の操業をなすに至つたものである。同會社は鴨綠江の支流赴戰江を堰き止めて山上に一大貯水池を作り、之を日本海方面へ逆流せしめて三千數百尺の落差を作り、之に依つて約二十萬キロワットの電力を得、年額五十萬瓲の硫安製造及び之に附帶する化學工業を經營せんとするもので、世界有數の大工場である。

朝鮮取引所令　取引所に關しては、本府設置以來長く消極的方針を執り、其の後京城株式現物取引市場及び穀物現物取引市場を許可したが、昭和六年五月朝鮮取引所令の公布を見るに至つた。

朝鮮商工會議所令　昭和五年五月制令を以て朝鮮商工會議所令を公布し、從來の商業會議所を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治團體とし、一層其の機能の發揚に資することゝした。本期末の商工會議所は、京城以下の十四で、此の外に之が綜合機關たる朝鮮商工會議所がある。

●産業奬勵及び紹介施設　本府が始政以來朝鮮産業の奬勵及び紹介に對し可及的の努力を爲しつゝあるは、此處に改めて謂ふまでもない所で、大正四年の始政五年記念共進會、昭和四年の始政二十周年記念の朝鮮博覽會は其の最も著しきものである。次に第一次齋藤總督時代に設けた鮮米の販路擴張の機關たる鮮米協會は、本部を京城に、支部を東京に置いたが、昭和六年一月、名古屋にも支部を開設し、益々鮮米の聲價を發揚するに努めた。

第六　電氣事業

概說　電氣事業は、依然發達普及の趨勢を持續し、本期に至り更に大規模な水力發電事業と、之を基礎とする電氣化學工業の開始を見るに至つたことは既述の通りである。尚ほ電氣料金は漸次低下の趨勢を辿り、其の結果、電氣の普及を促進し産業の開發振興に寄與する所が尠くない。

朝鮮窒素肥料株式會社の發電計畫　本社は、鴨綠江水系長津江の支流たる赴戰江を利用して發電するものであつて、大正十四年六月に許可を受け、昭和三年十月第一期工事に著手し、其の竣工と共に發生電力を興南に送電し、同四年十二月より窒素肥料製造事業を開始した。

朝鮮電氣事業法規調査委員會　昭和五年一月、總督府訓令を以て本府關係部局の主腦を以て、電氣事業法規調査委員會を組織し、主務局をして電氣事業法規の根幹をなす朝鮮電氣事業令の草案を立案せしむると共に、尚ほ一方電力統制とも併せ考慮し、以て將來の完璧を期することゝした。

朝鮮電氣事業調査會の設置　本會は、電力統制に關する總督の諮問に應じ、且つ其の調査審議を爲さしむる爲、昭和五年八月、勅令を以て朝鮮電氣事業調査會官制を公布し、政務總監を會長とし、關係當局及び學者實業家等を委員に任命して、成立した所のものである。該調査會は昭和五年十一月、其の第一回會議を開き重要問題の審議をなした。但し本會審議の結果は、未だ最後の決定に至らずして總督の交迭を見るに至つた。

第七　第一次窮民救濟土木事業

目的　本事業は、地方自治制度の改正と共に、本期に於いて施行せられた二大政策とも稱すべきものである。即ち昭和六年度より同八年迄三箇年に亙り、道地方費其の他公共團體の事業とし

て、總工費六千五百二十二萬六千二百圓を以て、全鮮に亙り道路・河川・漁港・上水道及び下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業に對し約六割六分の補助を與へ、之に依つて勞銀を撒布し、一には財界不況に困る窮民の生活難を緩和し、併せて朝鮮産業開發に資せんとするものである。

實施　本事業は、交通の發達・産業の開發等に至大の關係を有するもので、道路の如きは全鮮道路網の略々八割が、之によつて完成することゝなり、地方に於ける漁港の如き十餘港を修築し、河川の改修に於いては從來繼續事業として著手中の六河川の外、更に十二河川を加ふる事が出來た。

第八　治水事業

概說　治水計畫に就いては前々期に於いて、萬頃江以下の六河川に對し、先づ改修を施す方針を樹て、大正十四年度以降、十一箇年繼續事業として實施に著手したのであるが、其の後、計畫に多少の變更を餘儀なくせられ、大正十四年度以降昭和十二年度迄の繼續事業として、實施されるに至つた。而して此の中、洛東江の改修計畫は、大正十四年に於ける洪水を契機として、既定計畫を變更し、本流一川案を採用施行することにした。尙は上記の外、窮民救濟土木事業として、昭和六年度より總工費約二千四百八十萬圓を以て、直轄河川十二及び地方河川八の改修を實施した。

漢江防水堤と漢江橋の竣成　漢江改修は大正十五年度以降三箇年の繼續事業として、二百二十萬圓の豫算を以て龍山の防水堤に著手し、又昭和二年以降、百二十萬圓の工費を以て漢江橋架替を起工したが、同四年兩者共に竣工した。因みに防水堤は新舊龍山を圍繞するもので總延長八千米、漢江橋は總延長四百四十一米六有效幅員九米一に及んで居る。

第九　交通・運輸及び通信

一　鐵　道

國有鐵道　本期に於いては新規計畫線なく、前期若くは前々期計畫線の工事を繼續した。工事進捗經過は次の如くである。

(一) **平元線**(平壤・元山間)　昭和六年迄に、西浦・長林間を逐次營業開始した。

(二) **圖們線**(雄基・會寧間)　昭和二年十月起工し、雄基・新阿山間は同四年十一月に、新阿山・訓戎間は同五年十月に、訓戎・穩城間は同六年度に營業開始した。

(三) **東海線**(安邊・通浦・釜山・鎭・蔚山間)　昭和三年二月南北より起工し、目下工事中である。

(四) **慶全線**(晋州・裡里間)　同北部線は昭和二年度に著手し、昭和四年九月竣工し、引續き新線建設に著手し、同六年度全州・南原間を營業開始した。

(五) **滿浦線**(順川・滿浦鎭間)　昭和三年度起工し、順川・泉洞間は同七年十一月營業開始した。

(六) **惠山線**(吉州・惠山間)　昭和三年度より同五年度迄に一部用地買收を終り、目下工事中。

私設鐵道　第一次齋藤總督時代に於いて、大正九年朝鮮私設鐵道令を公布し、翌十年には朝鮮私

設鐵道補助法を設けて私設鐵道の奬勵竝びに取締を整備した事は既述の通りである。其の後昭和三年に至つて南朝鮮鐵道會社が成立し、同四年より五年に亙り、光州麗水間百六十粁の線路と、其の終端港麗水の築修を完成して之が營業を開始した。又同會社の經營に係る麗水新港は、昭和六年三月其の第一區工事を完成し、所謂關麗航路の連絡船を發著せしむるに至つた。

二　道路・港灣・航路・都市

道　路　第二期改修計畫は、其の後多大の變更を伴ひ、昭和六年度に於いて、總工費を三千一百五十八萬七千餘圓となし、竣功期を昭和十二年度とした。尙ほ窮民救濟土木事業費より各道に國庫の補助を與へ、昭和六年度より、一・二・三等道路の改修工事を施行した。仍つて本期の終りには道路網總延長の內、一・二等道路は約八割六分、三等道路は七割四分の改修を了ることを得た。

港　灣　港灣の修築竝びに海陸聯絡工事は、財政の都合上、當初の計畫に度々變更を來したが、前々期より繼續中のものに、清津・群山・多獅島・木浦・雄基の五港、前期より繼續のものに、仁川・鎭南浦の二港がある。右の中、多獅島のみは昭和五年八月其の工事を完成し、他は皆工事中である。

尙ほ右の外、半島沿岸に於ける地方港灣には、大正元年度以降補助金を支給し、之が助成に努めて居るが、本期に入り窮民救濟土木事業として、更に昭和六年度より、總工費二百六十四萬一千圓の國庫補助を江口港外十漁港に交附した。

命令航路　從來繼續中の命令諸航路は何れも昭和五年三月末日を以て期間滿了するに至つたが、當時海運の狀況は、不況深刻の時期であつたので、此の際刷新を加ふるの不可なるを認め、其の年度の現狀を維持して次期に及んだ。但し釜山・濟州・圖們線等四五線を廢し、朝鮮物資の販路擴張の見地より、釜山・博多線、北海道・新潟線の北鮮寄港を新たに認め、又一面對支貿易の進展上、天津・大連線の西鮮寄港及び朝鮮北支那線の增設を命じた。

都市經營　京城竝びに地方都市の改善は、前期に述べた所と大差ないが、第一次窮民救濟土木事業費よりも補助を與へ、市街道路をも改修して居る。

三　航　空

航空施設　昭和五年七月、蔚山に航空用無線電信局の設置をなすと共に、之を連絡する有線設備を整へ、航空の安全と通信の迅速を期し、京城無線電信局に航空業務をも取扱はしむることゝした。

旅客輸送開始　日本航空輸送株式會社は、昭和四年四月より、郵便物及び貨物の航空輸送を開始し、同年七月十五日より東京・大阪・福岡間の旅客輸送を開始した。更に九月十日より、福岡・蔚山・京城・大連間隔日一往復の旅客輸送を開始することゝなつた。

四　通　信

通信事業は、益々發展を見たが、本期の施設として特に記す程のこともないから之を省略することゝする。

第十　經濟及び貿易

經濟大勢　大正九年以來の世界的不況は、昭和三、四年の米穀減收等に依つて益々拍車をかけ、加ふるに、昭和五年に於ける近年稀有の豊作は、米價の慘落を將來し、朝野を擧げて之が對策を講ずる有樣となつた。又蠶繭は金解禁の影響と、米國財界の不況とに依つて、生絲市價の極端なる慘落を呈し、一面漁業に於いても魚油、魚肥の法外なる低落は斯業に多大の打擊を與した。從つて工業界も自然事業の繰延べ、新規事業の見合せとなり、一般の商取引は極度に不振に陷つた。

貿易　既說の如く、大正九年以來頓に減退した半島貿易は、翌十年より漸次輓回の運びに向ひ、爾後昭和三年に至るまでは向上の一路を辿つたのであるが、翌四年に至り、內外事情の惡化と物價の下落とに因り、再び急轉直下滅勢に轉向し、同六年には、遂に輸移出二億六千一百萬圓、輸移入二億七千萬圓、合計五億三千二百萬圓に轉落した。

第十一　金融制度の改善

概說　昭和四年七月、濱口內閣の成立と共に金解禁の斷行となり、朝鮮では、同年十一月金銀貨幣又は金銀地金の輸出等に關する件(所謂金解禁)が府令を以て發布され、翌五年一月十一日から實施された。之に依つて氣迷不安は一掃され、正貨の流出は金融界の基調を硬化せしめたが、金解禁に依る物價の急激なる低落、昭和五年上半期乃至昭和六年上半期に至る世界的不況及び消費節約に依る一般購買力の減退等を原因として、本期は極めて不自然なる金融緩漫の事象を繼續し、金利も亦弱含みの內に推移した。此の間に在つて朝鮮金融制度調査會を中心とする金融系統は、著々進捗して、朝鮮信託業令の制定、朝鮮無盡業令の大改正となつた。

金融制度調査の經過　昭和六年一月十三、四の二日に亙り、第三回金融制度調査會を開催して、之に、前期以來の準備調査委員會案を附議し、審議の結果決定案を得、これに基づき朝鮮信託業令、同施行規則及び朝鮮無盡業令、同施行規則の制定を見ることになつた。但し金融制度調査會は、中央政府の緊縮政策の爲、昭和七年度限り廢止の已むなきに至つた。

朝鮮信託業令の制定　朝鮮に於ける信託業は、明治四十一年三月、藤本合資會社に於いて創始した投資信託竝びに委託に依る土地の管理經營を以て其の嚆矢とする。而して朝鮮に於ける信託關係の法規としては、大正九年十一月施行せられた擔保附社債信託法があるのみである。然るに大正八年の好景氣時代に及んで本業を營むものの簇出し、昭和四年六月末現在には二十九社を算するに至つた。仍つて本府は、昭和六年六月九日制令第八號を以て朝鮮信託業令を公布し、次いで同年九月同令施行規則の發布を見るに至つた。本令に依れば、信託業は之を免許營業と爲し、資本金二百萬圓以上の株式會社に非ざれば之を營み得ざるものとし、營業上の資金運用方法に嚴格なる制限を附し、資本金の十分の一以上の金額に相當する國債を供託すべきことゝして、受益者の保護を充分ならしめる方針を採つた。又不動產信託の發達を助長する爲、登錄稅は信託終了の際之を課することゝし、殊に處分信託に就いては、全然登錄稅を課せないことゝした如きは最も注目すべ

き點である。本令の制定に伴ひ、之と關係ある金融組合令及び朝鮮殖產銀行令に對して、夫々必要な改正が加へられたが、尙は本令の施行と同時に朝鮮土地信託株式會社以下の五社は、新令に依つて、信託營業の免許を受けて開業することになつた。

朝鮮無盡業令の改正　朝鮮に於ける無盡業の取締は、大正十一年四月朝鮮無盡業令の施行に初まるが、斯業は同令施行以來異狀なる躍進を示し、昭和五年六月末現在に於いて、無盡業者三十二、公稱資本金三百七十四萬圓となり、給付金契約高五千七百十六萬七千餘圓となつた。仍つて之を朝鮮の實情に卽したる庶民金融機關たらしむるは現下の喫緊事である。玆に於いてか、之が改善に關し、朝鮮金融制度調査會に附議して成案を得、昭和六年六月九日制令第七號を以て朝鮮無盡業令全文の改正を行つたのである。本改正の要點は、先づ無盡業の經營主體を株式會社に限定し、法定最低資本金額を十萬圓に引上げ、法定準備金の積立率を從前に比して倍加し、新たに未拂無盡給付金の支拂準備を法定し、無盡會社の清算事務の監督を行政官廳に移屬せしめ、一人に對する擔保貸付金額には、一定の制限を置いて大口貸付の弊を除き、以て庶民金融の本質に悖るが如きこと無からしめたこと等である。

金融組合業務監督規程の改正　金融組合の業務伸展に伴ひ、組合相互の資金調節を圖る必要に立ち至つたので、昭和四年九月、府令を以て金融組合業務監督規程に改正を加へ、朝鮮殖產銀行をして、一層積極的に之が指導に當らしめることゝした。其の結果、殖產銀行は、各道金融組合聯合會の中央金庫たる機能を益々發揮することゝなり、同行內に金融組合中央金庫課を創設するに至つた。

金融組合の增設計畫　昭和五年度より同八年度迄の四箇年間に亙り、組合七十九箇所、支所百六十二箇所を增設する計畫を樹てた。之に依れば、本計畫完成の曉には、組合數七百三十八箇所、支所百六十二箇所、組合員數八十九萬四千九百二十四人となり、農家總世帶數の三割餘を包容し得る見込である。尙は昭和五年八月、本規程に改正を加へて每年五月三十日を金融組合創設記念日とし、同年十二月には金融組合が供託事務をも取扱ふことゝなつた爲、之に伴ふ改正を加へた。

第十二　信託法の施行

概說　信託業の保護監督に關しては、別項の通り朝鮮信託業令の公布實施を見たのであるが、信託の一般法としては、別に昭和六年六月、朝鮮民事令を改正して內地の信託法を引用し、同年十二月一日(宇垣總督時代)から施行した。

沿革　朝鮮に於ける信託的現象は早くより經濟社會に存し、或は會、俱樂部等の團體が、其の財產を代表者名義又は管理人名義にて登記し、或は賴母子講の講員に對する債權及び擔保權を講元名義にて管理した。然しながら一つの制度として之を有するに至つたのは、朝鮮民事令に依つて、信託法を引用し、別に朝鮮信託業令を公布したのを嚆矢とする。尤も其の以前卽ち大正七年、朝鮮銀行法中改正法及び朝鮮殖產銀行令に於いて信託業務の兼營を認め、大正九年には擔保附社債信託法を朝鮮に施行したが、之は一般的のものではなかつた。

內容　斯くの如くにして朝鮮に起りたる信託制度は、信任關係を基礎として、委託者が受託者

に對して、財產權の移轉又は其の他の處分を爲し、受託者が之を領有して一定の目的に從つて受益者の爲に、其の財產を管理又は處分する一つの財產制度であつて、信託法はこの關係に於ける一般私法上の權利關係を明確にし、關係當事者の利益を適當に保護し、以て信託の目的を達成せしめる爲各種の規定を爲して居る。從つて朝鮮に於いても、何等內地と異なる事情あるを見ないので、一つの例外を認めるの要なく、內地法を其の儘引用したのである。

第十三　祭祀及び教育

一　祭　祀

朝鮮神宮御鎭座五周年大祭　朝鮮神宮は、曩に大正十四年十月十五日、御鎭座祭執行以來年を重ね、昭和五年十月は、恰も其の滿五周年に相當したので、同月十七日御例祭當日を以て、社前大廣場に於いて御鎭座五周年大祭を擧行した。

二　教　育

本期の概況　第一次齋藤總督時代に於ける新教育令の公布に依り、從來の普通教育、實業教育、專門教育の外、新たに師範教育竝びに大學教育の實施を見、半島の教育は、制度として玆に整備の域に達したのである。爾後逐年之が充實に努めつゝあるのであるが、就中普通學校は、昭和四年度以降八箇年繼續事業として、一面一校計畫の實施中に屬し、同年五月現在一千五百八十四校に達し、又各種學校は五百二十九、書堂は約一萬五千を算して居る。

教育勅語渙發四十周年記念式　昭和五年十月は、明治二十三年十月三十日教育に關する　勅語を渙發せられてより、恰も滿四十年に相當し、又明治四十四年十月二十四日同　勅語を朝鮮總督に下付せられてより、滿二十年に相當するのである。玆に於いて昭和五年十月三十日、卽ち　勅語渙發の日を以て、本府大ホールに於いて教育勅語渙發四十周年記念式を擧行した。尙ほ當日は各道廳に於いても皆　勅語奉讀式を擧行し、且つ記念講演會を催し、府面官公私立各學校、敎化團體等に於いても同樣に記念奉讀式を行つた。

明倫學院の設置　寺內總督時代に、經學を講究し風敎德化を裨補する目的を以て、經學院を設置したことは記述の通りである。其の後、時代の推移は思想上に種々なる動搖を將來し、輓近に至りては、東洋道德の根蒂に對して、奇矯なる論議を敢へてするものあるに至つた。玆に於いてか本府は、昭和五年二月府令を發布し、經學院に明倫學院を附設し、以て儒道闡明の一助とした。而して其の經費は專ら全鮮鄕校の寄附金を以て充つることゝし、又同院には正科と補習科とを置いた。

親學機關の整備　昭和五年十月勅令第百九十三號を以て、朝鮮總督府官制中改正を加へ、本府視學官の定員三名を五名に增加し、（昭和七年定員一名を減じて四名となした）同年十一月地方官々制を改正し、從來の道理事官を以て道視學官に充つる制度を廢止し、新たに各道に專任道視學官各々一名を配置し、又昭和五年七月道視學三十四名を增置した。殊に道視學官に就いては新たに特別

任用を制定して、教育の實務に多年の經驗を有する者より拔擢任用することゝした。視學機關の整備と共に、齋藤總督は種々會同等の機會に於いて、(一)教育の施設は克く時勢と民度に適合すべきこと　(二)勤勞教育を鼓吹し、學校教育をして實際生活に卽せしむることの二點を强調した。

私立學校規則の改正　私立學校規則は從來屢々改正せられ、大正十一年には全面的の改正を見たが、更に昭和五年四月、同規則に改正を加へ、私立の高等女學校、女子高等普通學校、實業學校に於いても、其の設立者を財團法人に限ることゝした。

第十四　社會施設

公益質屋の創設　朝鮮在來の實情に鑑み、市街地に於ける下層生活者に對する金融機關として、昭和四年度より府邑をして、公益質屋を設置する計畫を樹てしめ、之に對しては設置費及び經常費等に國庫より補助を爲し、以て事業の助成發達を期することゝした。之に基づき昭和四年十二月、京城、平壤、大邱に先づ公益質屋の設置を見たが、之が朝鮮に於ける公益質屋の嚆矢である。其の後漸次各所に開設せられ、本期中に於いては、結局九箇所の公益質屋を見るに至つた。

朝鮮貴族保護施設　朝鮮貴族中には時勢の急激なる變轉に順應すること能はずして悲境に沈淪するもの尠くないので、之等を救濟の爲、昭和四年度本府追加豫算に於いて、基金二百五十萬圓を計上し、財團法人昌福會を設立し、之より生ずる利子を以て、之が救濟方策又は窮迫に至らざる事前の保護を講ずることゝした。本會の事業開始は昭和四年十二月であつて、現に此の支給に浴するものは三十五名に及び、家產整理資金の貸付を受けたるもの十四件、四萬三千餘圓に上つて居る。

青年訓練所の設置　內地に於いて此の制度の實現するや、昭和二年頃より朝鮮に於いても同所規程を基準として、任意に青年訓練所を設立するものあるに至つた。仍つて本府に於いては、兵役法施行令第三十一條第三項の規定適用に關し、關係當局に折衝する所あり、其の結果、昭和三年十一月六日、陸軍文部省告示第一號の發布を見ることになつた。其の後、時運の要求は更らに確固たる法的根據を與へるの必要を認め、昭和四年十月一日、府令第八十九號を以て青年訓練所規程を發布した。青年訓練所設置以來の成績は非常に良好であつて、昭和九年度末現在青年訓練所數は六十、生徒總數は二千七十九名を算し、內朝鮮人生徒は四百九十五名に及んでゐる。

第十五　資源調査及び國勢調査

一　資源調査

資源局と法規　政府に於いては、昭和二年五月初めて內閣に資源局を置き、次いで昭和四年四月、法律第五十三號を以て資源調査法が公布せられ、續いて資源調査令の發布を見、同年十二月一日より施行せらるゝことゝなつた。之に伴つて朝鮮に於いては府令を以て、朝鮮工場資源調査規則其の他の諸法規が發布せられ、何れも昭和四年十二月一日から施行せられた。

朝鮮資源調査委員會　資源調査令に關する事項及び資源統制運用計畫設定上必要なる事項等

を審議する爲、昭和五年六月、朝鮮資源調査委員會規程を公布して同委員會を組織し、昭和五年六月二十四日を以て、其の第一回調査委員會を開設した。

二　國勢調査

國勢調査課の新設と調査準備　昭和五年は法律の規定に依り、帝國版圖内一齊に國勢調査を施行すべき年に該當し、朝鮮に於いても、同年十月一日午前零時の現在に依り、全鮮に亙り國勢本調査を行ふことゝなつた。依つて本府に於いては該事務を掌理せしむる爲、昭和四年六月總督官房に臨時國勢調査課を新設し、翌五年二月府令を以て之に要する諸法規を發布した。此の調査に要する經費は、國費のみにて、昭和四年度以降五箇年の繼續費として百二十八萬九千餘圓に達し、其の外地方費及び府面費等合計四十六萬餘圓に上つて居る。

調査の實施　全鮮に亙り、八十世帶内外を一調査區として、合計四萬四千七百五十の調査區を設定し、各調査區内の事情に精通せる公職者、其の他適當なる者を調査員に任命して之に當らしめた。尚ほ本調査資料に依り、朝鮮の姓に就いて調査し、且つ附帶調査として、同族集團部落の調査を行つたが、之により現在朝鮮の姓が二百五十種なる事實をも確かめることを得た。その結果に依ると、人口總數は二千百五萬八千三百五人で、前回の調査に比すると百五十三萬五千三百六十人の增加を示し、五箇年間の增加割合は約七分九厘となる。又男女別は、男一千七十六萬三千六百七十九人、女一千二十九萬四千六百二十八人で、女百人に付卒男百四人六分に當る。又人口の密度は一平方

粁九十五人で、内地の一平方粁百六十九人に比すると遙かに稀薄である。

第六期　宇垣總督時代

自昭和六年六月十七日
至昭和十一年八月五日

本期は第二次齋藤總督時代の後を承け、陸軍大將宇垣一成が總督に就任せし、昭和六年六月十七日以降約五箇年間に於ける施政の大要に就き記述するものである。宇垣總督は、曩に昭和二年四月より同年十月に至る約五箇月間、陸軍大臣として總督代理に任ぜられたのである。從つて第三期以後の統治に就いては、之を熟知するところあり、今回就任と共に從來の成績に鑑み、新たに計畫を樹立し、玆に建設的一時期を現出せしむるに至つた。本期の政務總監は宇垣總督の任命に二日後れ、六月十九日を以て、今井田清德遞信次官より轉任を命ぜられて、伯爵兒玉秀雄の後を襲つた。

本期の當初、卽ち昭和六年九月十八日には滿洲事變の突發を見、越えて翌七年三月一日滿洲國の建設となり、同年九月十五日には我が帝國は之を契機として斷然國際聯盟を離脫することゝなり、同八年三月二十七日聯盟に對する通告と同時に、詔書渙發せられ、玆に國を擧げて非常時に直面するに至つた。宇垣總督は同日諭告を發して、帝國使命の遂行に邁進し、以て　聖旨に副ひ奉るべきを諭し四月一日を以て同　詔書の奉讀式を擧行した。此の滿洲事變竝びに滿洲國成立が、朝鮮統治の萬般に如何に多大なる影響を與へたかは、今更贅言の心

要なく、これ實に上述の建設的施設と相俟つて、本期に一大特色を附與する所のものである。

尙ほ本期中に於いて特筆すべきことは、昭和八年十二月二十三日を以て　皇太子殿下御降誕の御慶事を拜したことである。輒ち同月二十九日を以て朝鮮神宮竝びに京城神社に於いて奉告祭を執行し、全鮮に亙つて諸種の奉祝行事が擧行せられ、半島民衆の熱誠なる赤心が發露せられた。

第一　本期の施政方針

宇垣總督が昭和六年六月大命を拜するや、其の任地に臨むに先立ち、七月三日仁川府に朝鮮人の支那人迫害事件突發し、爾後各地に波及して未だ全く鎭靜に至らなかつた。同總督は七月十一日東京を出發したが、其の前日を以て聲明書を發し、十四日京城に著任するや、同日諭告を發表し、翌十五日本府に登廳して部下一同に訓示を與へ、同日鮮支人衝突事件につき聲明を發し、將來日支の親善を密にし、東洋の平和に寄與すべきを宣し、疆內一般住民の安堵就業を諭し、互に友好の誠を盡すべきことを告げた。斯くて總督は著任後銳意施政の向上に努め、翌昭和七年六月道知事會議を開催して、茲に農山漁村の振興、自力更生運動の實施計畫を發表し、同時に諭告を發し愈々之が實施に著手した。昭和十年は、恰も總督政治開始以來二十五年に相當するのであるが、今井田政務總監は同年五月二日、全鮮農山漁村振興關係者會同席上に於いて、朝鮮統治の事績は申す迄もなく年々進歩致して參つて居りますが、然しながら今日迄は漸くその準備工作が出來たといふ程度に過ぎないのであります。眞の朝鮮の躍進時代は來るべき二十五年にあり、その眞の本格的躍進はこゝに第一歩を印したるものと考へるのであります。而してその第一歩を印した所以のものは、此の農山漁村振興の國民的大運動に依つて本格的に相成つたと確信致して居るのであります」と謂つて居る。是れ卽ち、農山漁村の振興、自力更生の運動は、本期に於ける全施設の中樞を成すものであることを卒直に表明せるものである。

第二　官紀と官制改正

官紀　宇垣總督は、著任の際部下一般に對し、特に吏道の要訣を訓示するところあつた。尙ほ同年九月には、詳細なる事務簡捷、經費節約要項を、各所屬官署に通牒して之が實行を要望した。

次いで翌昭和八年七月には、本府訓令を以て地方行政事務檢閱規程を公布し、地方行政事務檢閱官を選出して、一年數回に亙り官紀其の他各方面の查閱を行ふことゝした。

官制改正　昭和七年二月、訓令を以て宗教課を社會課に合併し、之を學務局に於いて管轄することゝした。尙ほ同年七月二十七日、勅令第百八十二號を以て本府山林部を廢止して新たに農林局を新設し、又同月同日、勅令第百八十四號を以て土地改良部を廢すると同時に、從來殖產局に屬した農務課を農林局に移し、尙ほ土地改良課、水利課、林政課及び林業課を同局に置いた。

第三　地方自治制度の完成

道制の施行　朝鮮の地方自治制度に關しては、昭和五年十二月一日制令を以て道制、府制、邑面制。

朝鮮學校費令學校組合令を制定公布し、同六年四月一日より一齊に之を施行し、獨り道制のみは府邑面制度の確立を俟つて實施することゝし、其の施行期日は朝鮮總督に委任せられたことは既述の通りである。恰も昭和八年三月三十一日は、各道評議會員の任期滿了に相當するを以て、此の機會に於いて、道制を施行するを最も適切なりとし、同年二月一日府令第十四號に依り、愈々四月一日より、之を施行することゝし、府令第十五號を以て道制施行規則を發布し、同年五月二十一日最初の道會議員選擧を行つた。茲に於いて半島の地方自治制度は全部完了することを得た。

全鮮地方行政區域　斯くて昭和六年十月、府令を以て益山邑を裡里邑と改稱すると共に、新たに南原以下八面を邑とし、又同九年四月惠山・羅津の二面を何れも邑としたので、現在に於いては全鮮十四府・二百十八郡・二島・五十一邑・二千三百七十四面となつた。

第四　人口及び國勢調査

一　人口

朝鮮人戸口最初の調査　朝鮮人に對する稍々正確なる調査は明治三十九年十一月各道警務顧問支部に訓令し、一定の期日を以て、戸口の實地調査を行はしめたるを嚆矢とする。該調査に依れば當時の朝鮮人戸數二百三十三萬八十七戸、人口九百七十八萬一千六百七十一人であつた。其の後の戸口調査に依れば、明治四十三年末に於いて總數一千三百十二萬餘人を算し、大正六年末には一千六百六十一萬餘人、昭和八年末には二千二十萬五千五百九十一人となつて居る。

朝鮮在住內地人　明治九年釜山開港後に於いて定著の端を開き、日清戰役前後人口一萬人內外となり、進んで明治三十九年末には三萬九千餘人となり、爾後大體毎年二萬人內外を增加し、同四十三年末には十七萬一千五百餘人となり、昭和八年末には五十四萬三千九十人となつた。

內地在住朝鮮人　併合後、內鮮の關係は一層緊密を加へ、內地在住朝鮮人の數は逐年增加の一途を辿つた。今試みに昭和六年末に於ける數を調べて見ると、大阪府の八萬五千五百餘人を最多とし、沖繩縣の十六人を最小とし、內地各府縣共朝鮮人の居住しない所はない狀態である。

內鮮人の通婚　內地人と朝鮮人との配偶數に就いて既往十年間の趨勢を觀ると、大正十四年末以來逐年增加を續け、昭和八年末には大正十四年末の二倍半となつた。尙は內地に移住した朝鮮人と內地人との間に於ける配偶數も相當數に上るものと思はれる。

外國人　外國人の現住人口は、明治三十九年末に於いて五千四百三十二人、同四十三年末には一萬二千六百九十四人、昭和五年末には六萬九千百九人に達したが、上海事變の關係に依り、同六年末には三萬八千百二十四人に激減し、同七年末は稍々增加を示し、同八年末には四萬二千六百二十六人となつた。但し外國人中には支那人が其の大部分を占め、常に全數の九割以上になつて居る。

二　國勢調査

簡易國勢調査　昭和十年は、法律の規定により、簡易國勢調査を施行せらるべき年に該當して居

るのである。仍つて勅令第八十二號に基づき、昭和十年五月二十七日府令第七十五號を以て「朝鮮昭和十年國勢調査ニ關スル施行規則」を發布した。本規則は朝鮮に於ける調査の時期範圍及び方法を定めたものであつて、十月一日午前零時に朝鮮に現住する者に就き內鮮外人の別なく　(一)氏名　(二)男女の別　(三)出生の年月日　(四)配偶の關係　(五)常住地　(六)民籍又は國籍の六事項を實地に就いて正確に調査するものである。但し其の結果は次期に詳說することゝする。

第五　治安と民情

萬寶山事件と其の影響　昭和六年七月一日、吉林省長春縣萬寶山三姓堡(新京の西北約五十支里)に於いて、民國農民約五百名が水田開墾工事に端を發して、不當にも朝鮮人農民を襲撃した。仍つて日本官憲は直ちに其の救援に出動したが、其の結果は相互に多數の負傷者を出すに至つた。

此の事件は鮮內民心に非常なる衝動を與へ、同月三日仁川に於いて支那人に加へたる一暴行を導火線として半島全土に亙り、在留支那人に對する報復的氣運が勃然として張り、鮮支人衝突事件が各地に波及した。殊に平壤の如きは七月五日、一支那人が鮮童を毆打せしを誘因として數百の群衆華僑を襲撃し、其の狀態容易に收拾すべからざる混亂に陷つたが、警察官必死の警防に依り、六日夕刻漸く鎭靜することを得た。之に依つて支那人死傷百七十六名、朝鮮人死者一名、重輕傷者多數、警察官重輕傷者五十名を出した。其の外義州で二名安邊で一名の死者を出し漸次鎭靜に歸した。因みに宇垣總督の京城に著任したのは同月十四日で、人心尙は興奮して居つた時であつたから、十五日を以て之が鎭靜に關する聲明を發したことは本期の初めに述べた通りである。

滿洲事變と國境警備　昭和六年九月十八日、奉天北方の柳條溝に於いて、旅長王以哲の部下が滿鐵の線路を爆破した。此の時恰も附近に演習中の我が軍は直ちに之に應戰して北大營を攻略した。同時に我が關東軍司令官は、自衞手段として守備隊附近の支那兵排除を命じ、翌日に至り奉天城及び各工廠、航空隊を占有した。是れ卽ち滿洲事變の發端である。爾後支那敗殘兵、馬賊及び張學良の便衣隊は所々に日本民留民を襲つて、殺害掠奪を恣にするに至つた。仍つて十一月我が軍はチチハルに於ける馬占山軍を掃蕩し、翌年一月錦州の奄有、二月ハルビンの占領を決行して、所在居留民の保護に任じた。此の間多年暴政に苦んでゐた滿洲民有力者は、學良勢力の頽勢に乘じて憤起し、遂に翌昭和七年三月一日滿洲國の建國となつた。此の變亂に際し、宇垣總督は各道警察部長を招集訓戒し、各地要所の警戒を嚴にし、以て全面的の治安確保に對し、苟くも遺憾なきを期せしめた。

在外不逞者の策動　大正十二年以來上海に在つて有名無實の存在を續けて居た各種朝鮮人不逞團體は、滿洲事變以後遽かに活氣を呈し、民國側と握手して資金及び兇器の提供を受け、昭和七年一月八日、宮城櫻田門外に於ける不敬事件を始め、同年四月二十九日上海に於ける、白川大將狙撃事件等を惹起し、又其の一部は潛かに入鮮して朝鮮總督の暗殺を企てたが未然に逮捕せられた。

滿洲事變と鮮內民心　昭和六年滿洲事變勃發するや、鮮內の民心に異常なる衝動を與へ、殊に上海事件の國際聯盟附託となるや、彼等民族主義者の如きは之を好餌として、民族的感情を帳らんと

する氣配すら見えた。然るに其の後我が帝國が、其の所信を內外に宣明し、東洋永遠の平和確保と云ふ大理想實現に向つて微動だもせざる一方滿洲國の偉業は、我が補導誘掖の下に著々進捗する事實を目擊するに至つては、一般民衆は、今更の如く、我が國力の偉大なるに敬服し、更に進んで國論の統一を叫び、自ら非常時局の克服と、東洋平和の支持に當らんとする氣運を呈するに至つた。

聖旨、令旨及び御下賜品の傳達　天皇　皇后兩陛下には、滿洲事變勃發以來、國境の警備に苦闘しつゝある警察官等の身上を深く　御心に掛けさせ給ひ、昭和八年一月特に侍從武官川岸少將を御差遣になり、親しく國境各地を視察慰問せしめられた。是に於いて同月二十日式を本府に擧げ、總督は謹みて　御慰問の　聖旨、令旨及び御下賜品を拜受した。又　皇后及び　皇太后兩陛下より、は、國境警備勤務中の本府警察官に對し、防寒用眞綿の　御下賜あらせられた。

愛國機の獻納　昭和六年九月、滿洲事變の勃發以來、銃後援助の熱誠が種々の貌に於いて表はされたが、就中軍用飛行機獻納の企圖の如きは其の尤なるものである。我が朝鮮にありても、昭和七年春、愛國機獻納の議各地に起るや、近々數箇月を出でずして二十七萬餘圓の巨額に達し、之に依り、愛國機三機の獻納を實現した。又慶北盈德郡文明琦は單獨にて戰鬪機二機を獻納した。

共產主義運動　昭和二年新幹會の成立以來、民族、共產二主義の合流策動となり、種々の事件が惹起したことは既述の通りであるが、前期の末、昭和六年五月に至り遂に新幹會の解消となり、こゝに再び二主義の分離を見るに至つたが、爾來主義者の運動は著しく地下的に尖銳化し、却つて農村振興運動の逆用を企つるが如き形勢を呈し、今後とても一日の苟安を容さゞる現狀にある。

第六　財　政

一　本府歲計の概觀

前半期の概況　第二期に於いて、多年の懸案たりし、朝鮮財政の自立は豫定通り完成を告げ、大正八年度に於いて一般會計補充金は全く之を辭するに至つた。然るに大正八年第一次齋藤總督時代となり、所謂文化的政治を實施するに至るや、從來の財政自立の方針を變更して、必要なる經費の不足に對して、再び一般會計の補充金を仰ぐことゝした。而して此の建前の下に編成せられた豫算は、始めて一億圓臺を突破し、昭和二年度には歲入歲出各豫算總額二億千餘萬圓となつた。

以上の如き急遽なる豫算の增加に對應する爲、大正九年度より千萬圓の一般會計補充金を受くることゝし、大正十年更に增して千五百萬圓とし、諸般計畫の遂行に支障なからしめた。其の後一般會計補充金には增減があつたが、最近昭和九年度には千二百八十二萬餘圓を算して居る。

後半期の概況　大正九年より財界は一般に戰時好況の反動時代に入り、同十一年には其の形勢愈々深刻となり、歲入の減收を免れざる情勢なりしを以て、地稅、酒稅、其の他の增率を行つたが、同十二年度豫算編成に當つては、行政整理調査委員會を組織し、其の審議の結果、事業の繰延、人員の淘汰等を斷行した。其の後大正十四年度に至り、更に中央の方針に順應し、行政、財政兩方面に亙り、徹底的整理刷新を行ひ、且つ曩に南滿洲鐵道株式會社に委任したる國有鐵道の經營を、大正十三年度限

り解除して、同十四年度再び本府の直營に復歸せしめた。此の大正十四年度に於ける行財政の大整理は、實に本府財政に一轉機を爲す所のものであつて、同年度以降は、經常歳入が經常歳出に超過することゝなり、同年度は七百萬餘圓を剩し、昭和九年には二千二百萬餘圓の剩餘を示すに至つた。加之昭和九年より財界の形勢漸く好轉し、昭和十年度は公債借入金に於いては千百四十八萬圓の巨額を減じ、昭和十年度豫算の總額將に三億圓に垂んとし、之を始政當初明治四十四年度豫算に對比するときは約六倍となつた。

二　稅令の改正及び制定

概況　從來の收益稅體系を整備せしむる爲、本期に於いて左の如き改正及び設定を行つた。

(一)　朝鮮取引所稅令の改正　別項昭和六年十月朝鮮取引所令制定公布の結果、同六年十月制令を以て取引所稅令にも改正を加へ、同七年一月一日より實施した。

(二)　砂糖消費稅令の改正　同消費稅に關する內地の改正に順應し、同年十二月制令第十九號を以て同樣に稅率を低減し、同七年一月一日より之を施行した。

(三)　朝鮮清凉飮料稅令の公布　本稅令は、昭和九年三月制令第一號を以て公布せられ、五月一日より施行し、之に依つて消費稅體系の整備を圖ることゝした。

三　稅制整理完成と稅務機關の特設

第二次稅制整理　昭和二年以降、所謂第一次稅制整理の實施に依り、大いに其の面目を革めるに至つたが、未だ租稅體系上遺憾の點があつた。玆に於いて爾來本府は銳意調査研究を遂げ、愈々一般所得稅を創設すると共に、相續稅、清凉飮料稅を創設し、更に酒稅竝びに地稅の改正を行つた。

(一)　朝鮮所得稅令の改正　改正所得稅令は、從來法人の所得に對してのみ課稅しつゝあつた所得稅制度を整備して、個人の所得に對しても課稅することゝしたもので、卽ち從來の第一種所得の外第二種所得第三種所得に就いても規定したものである。其の內容は大體內地現行法に準據せるも、朝鮮特殊の事情に鑑み、尙ほ若干特異の規定を設けてゐる。

(二)　朝鮮相續稅令の公布　本稅令は、昭和九年六月制令第十九號を以て公布し、七月一日より實施せられたが、朝鮮に於ける親族、相續に關する慣習竝びに家族制度の實情等を考慮して、種々特異の規程が設けられてある。

(三)　地稅令の改正と輕減　今回一般所得稅創設に伴ひ、土地所有者の負擔過重を避くる爲、昭和九年四月地稅令に改正を加へ、現行地稅率千分の十七を千分の十五に引下げた。

(四)　酒稅令の改正　昭和九年三月、改正稅令を公布し七月一日より之を施行し、新たに麥酒竝びに朝鮮藥酒に對する稅率を引上ぐると共に、均衡上酒稅全般に亙り輕微の引上を行つた。

稅務機關の特設　前記第二次稅制整理の完成と相俟つて、昭和九年度に於いて五個の稅務監督局（京城、光州、大邱、平壤、咸興）を新設し、其の下に九十九個の稅務署を置き、以上稅制整理の圓滑なる施行を期することゝした。

四　稅制整理に伴ひ措置したる事項

初等教育費負擔輕減交付金　現在朝鮮に於ける初等教育費の負擔は、國語を常用する者と國語を常用せざる者とに分ち、而も此等團體の賦課金は、主として個人の所得を標準として賦課する關係上、國稅たる所得稅を創設するに於いては負擔の過重を來たす虞がある。仍つて之が賦課方法を整理して負擔を輕減せしめる爲、昭和六年度賦課金額の半額に相當する金額三百三萬三千餘圓（昭和九年度は其の半額）を此等の團體に交付することゝした。

府邑面交付金制度の改正　稅務機關を特設すると同時に、府邑面の國稅徵收成績を改善刷新せんが爲、現在の交付金を增し、又酒稅の徵收は稅務署に於いて直接行ふことゝした。

五　整備せられたる租稅體系

概說　第一次竝びに第二次稅制整理の結果、朝鮮に於ける租稅體系の整備は玆に一段落を告げて全く其の面目を革め、一面又徵稅機關の制度備はり、課稅の公正と徵稅成績の擧揚とは今後期して俟つべきものがある。今其の全貌を左に表示することゝする。

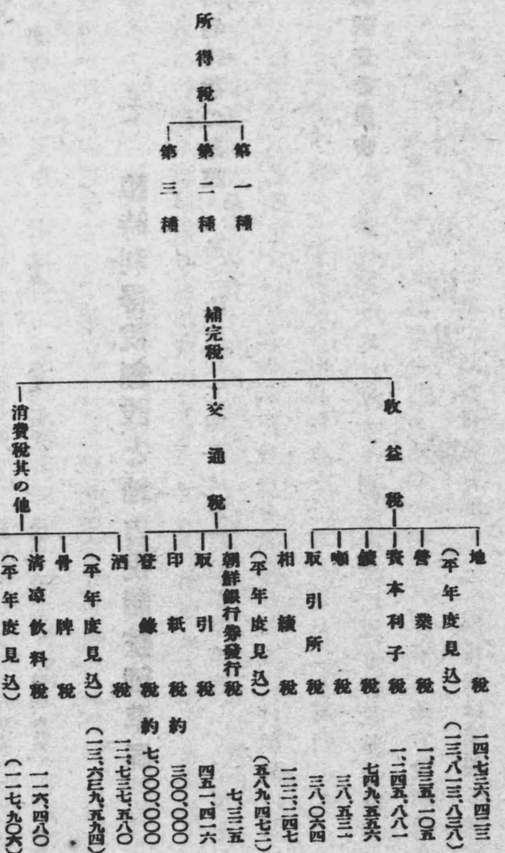

六　朝鮮總督府特別會計所屬國債

概說　明治四十四年朝鮮事業公債法の發布以來施設の進展に伴ひ、同法に依る公債發行の限度は漸次改正擴張せられ、又一面年々之が償還を行ひたる結果、昭和八年末現在朝鮮總督府特別會

計所屬の國債總額は四億七千三百二萬五千圓に達し、之を明治四十三年度末現在二千百十七萬五千圓に比すると二十二倍と爲つて居る。

朝鮮總督府特別會計所屬國債現在高累年比較表

	明治四十三年度末	昭和四年度末	同五年度末	同六年度末	同七年度末	同八年度末
借入金	二〇〇(千円)五八	五八、六八五(千円)	五八、五〇五(千円)	五八、二二五(千円)	五八、一四五(千円)	一〇、五三〇(千円)
公債	一、二一七	七六、四八六	八九、六四三	一一〇、一三	一一〇、七四七	一一八、二四七
國庫債券	—	二四二、九六四	二四〇、〇二二	二三八、五四九	二六一、九八四	三四四、二四八
計	二一、一七五	三七七、二三五	三八八、一六九	四〇六、九九六	四三一、八七五	四七三、〇二三

七 臨時利得稅創設と地方稅制整理準備

朝鮮臨時利得稅の創設　最近輸出品工業又は軍需品工業等著しく活氣を呈し來つたので、內地に於いては、昭和十年四月一日より臨時利得稅法を實施したるに付、朝鮮に於いても之に順應して、同年四月二十日、制令を以て朝鮮臨時利得稅令を公布し、卽日之を施行した。

地方稅制調査委員會　曩に昭和九年度より同十年度に亙り國稅整理を行つた結果、之に順應して地方稅に於いても整理を行ふ必要を認め、昭和十年五月、本府に地方稅制調査委員會を設け、五月十三日第一回委員會を、同十五日第二回委員會を開いた。爾後尙ほ開催の豫定である。

第七 專賣其の他

概說　大正十年專賣局設置以來該事業は、漸次良好なる成績を擧げ、逐年膨脹する政府の財政に寄與すること實に尠くないものがある。今各項に亙つて之を述べることゝする。

煙草　朝鮮煙草專賣令は、大正十年七月一日より實施せられた。現在の官署は、專賣局(一)、專賣局直轄出張所(四)、專賣支局(四)、專賣支局出張所(三一)、派出所(二七)及び販賣所に依つて取扱はれて居る。

製造煙草の種類は口付・兩切・細刻・荒刻を通じて十九種であるが、之を製造する爲設けられた京城初め六箇の工場と一箇の印刷工場とで、年額口付六億萬本・兩切四十一億萬本・細刻一萬三千貫・荒刻四百五萬貫の製造能力を有して居る。製造煙草の販賣は、最初元賣捌人制度であつたが、昭和二年朝鮮煙草元賣捌會社の一手引受に變更し、本期昭和六年七月更に之を專賣局直營に改め、京城・大邱・全州・平壤の四支局二十二箇の出張所、三百三十五箇所の販賣所を設けて事に當ることゝした。

人蔘　人蔘の專賣は、大正九年十月現行の紅蔘專賣令を公布し、爾後長足の進歩をなし今日に及んで居るのである。人蔘は殆んど各道に於いて生產するが、就中京畿道開城府附近に於いて產出するものが品質・形態共に優良である。法令に依る指定耕作地は屢々變更せられたが、昭和五年十月、行政區域の變更と共に、京畿道(開城府・開豐郡・長湍郡)、黃海道(金川郡・平山郡・瑞興郡・鳳山郡)の一府六郡を其の指定區域と定めた。

政府の指定した人蔘耕作區域內に於いて耕作する人蔘は、移植後五年目の秋に收穫するが、其の

收穫に係る水蔘生人蔘)は、總て一旦之を紅蔘の製造工場である開城出張所に搬入し、政府は此の内から紅蔘の原料に適するものを選別收納し、所定の賠償金を交付するものであるが、紅蔘の原料に適せぬものは、之を耕作者に還付して白蔘を、製造せしめてゐる。紅蔘は本府に於いて收納した白蔘を以て開城の本府紅蔘製造所に於いて之を精製する。而して其の製產品は現今三井物產株式會社を賣捌人に定めて之を拂下げ、更に同社は之を總て支那及び南洋方面に輸出するのである。

鹽　朝鮮に於ける製鹽業は、昭和五年三月、鹽の輸移入に關する制令の公布を以て確立したものとなすべきであるが、由來其の設立竝びに擴張の過程から見れば、大要四期に劃することが出來る。而して此の第四期は卽ち本期に屬するものであつて、現に昭和八年度以降五箇年計畫として實行されつゝあるものが夫である。今後該計畫完成の上は、擴張新鹽田よりの生產二億二千萬斤となり、官營民營合して五億四千七百萬斤を得ることになる。

阿片　阿片製造を許可主義とし、且つ其の製品を政府に收納し、更に之を特定の製藥業者に拂下ぐる事としたのは大正八年よりの事で、モルヒネ類及び醫藥用阿片の製造販賣を、政府事業としたのは大正九年からの事である。此等に關する事務主管は屢々變せられたが、昭和四年以來再び專賣局の主管に移された。

第八　產業

概說　產業には、歷代の總督皆重きを此處に置いて諸般の施設を進め來つたことは既述の通りである。本期に於いては一層積極的方針を採り、農村振興運動、北鮮開拓十五箇年計畫、綿羊奬勵十箇年計畫、棉作奬勵十箇年計畫等の實施に邁進し、玆に朝鮮產業更新の一時期を劃するに至つた。

一　農山漁村の振興と自力更生運動

農村窮乏の實狀　半島總人口の約八割は農民に依つて占むるものであるが、併も此等農民の約八割は細農階級であつて、其の多くは生活向上の自覺に乏しく、常に舊習に捉はれ極めて低級なる生活に甘んじながら、年々歲々食糧の不足を訴へ、徒らに高利の負債を增嵩し、所謂春窮期に於いては、野生の草木に依つて辛うじて一家の糊口を凌ぐ如き狀態にある。而して多年被搾取者として虐げられたる結果は、殆んど勤勉節約貯蓄等の氣分を喪失し、何等生活上の理想なく、陋屋の中に醉生夢死するを以て甘ずる者が尠くない。是れ卽ち長き歷史と環境とが然らしむるものであつて、この根本救濟は、朝鮮統治の難問題たると共に、又其の要訣たるとこるである。

對策　如上の窮狀を匡救打開する方法には凡そ二つある。其の一は土木砂防事業等の勞銀撒布に依る救濟施設で、其の二は自主自力に依る農家經濟建直しの方策である。前者は應急の措置として既に行はれた所であるが、其の效果は永續性に乏しいから、眞に農村を救ひ農家を立ち上らさうとするには、自力更生運動を以て最も適切なるものと謂はねばならぬ。之れ卽ち本期に於いて全力を該施設に注ぎつゝある所以である。

該振興策は、分れて自力更生と振興對策の二つとなる。自力更生とは、卽ち農家自身の奮勵努力

により物心兩方面に於いて現在の窮境より更生することを謂ひ、振興對策とは、農民の自力更生を助成する爲、彼等に刺戟指導を與べ、又は生活の改善に資すべき種々なる施設を指すのである。要するに、本計畫が從來幾多の計畫と異なる點は、從前計畫の多くが、部落單位若くは面部等を單位として奬勵せられたるに反し、各戶の農民を奬勵の單位となし、戶毎に適應せる更生計畫を樹立し、順次進んで一面一部に、更に一道全鮮に及ぼさんとするにある。今一つの異なる點は、重きを精神方面に置き、自己の確信を以て更生の道に進ましむるを根本とし、即ち外部より與へたる一時的施設にあらずして、內部より誘發する所の自覺に成る恒久的信念にある。

實施

(一)　第一期工作　其の第一期工作として、昭和七年七月、先づ道知事會議を開催し、以て本運動の趣旨及び方針を示し、次いで朝鮮總督府農村振興委員會（會長は政務總監、委員は關係局課長等）を設置して、詳細なる實施方法を審議し、又各道各郡島各邑面に夫々振興委員會を設立せしめて之が奬勵の機關となし、且つ時局匡救講習會を開催して、關係官公吏に該計畫の趣旨方法を授け、而して大正十二年國民精神作興の　詔書渙發の記念日（十一月一日）を以て總督の聲明書を發し、以て玆に全鮮官民一體となつて本計畫實施の第一步を踏み出したのである。

尙ほ昭和八年一月より、山崎延吉外內鮮有識者三十二名を依囑し、各地を巡講せしめて該施設の徹底に勗め、又「自力更生彙報」なる月刊印刷物を刊行配布した。

(二)　第二期工作　昭和八年三月七日、政務總監名を以て「農家經濟更生計畫ニ關スル件」なる通牒を發して、本施設の要諦、目標等を指示し、以て本施設の進捗に遺漏なきを期し、更に昭和十年四月三十日より三日間、朝鮮金融組合聯合會大講堂に於いて、全鮮農山漁村振興關係大會を開催し、本計畫實施の成績に就いて審議を遂げ、尙ほ將來の發展向上につき、要望するところあつた。

實施成績　前項の方針に基づき、既に昭和八、九兩年に於いて五千百十部落農家十二萬戶に對し、更生計畫を樹立實行中であるが、其の成績は豫期以上の效果を收め、之が爲多數の農家は春窮を免れ、負債の重壓を輕減して、漸次生活の安定を得つゝある。更に一般の狀況に就いて見れば民心の作興、勤勞精神の勃興、就中婦人の自覺と屋外勞働の實行、生活改善、消費節約等を始めとし、一般營農の改善、餘剩勞力の有利消化、副業の增進、隣保共助等、各般に亙り大なる反響を齎しつゝある。

擴充計畫　全鮮に於いて更生計畫擴充の要ある窮乏農家の見込戶數は、大凡二百三十萬餘戶の多きに達する。其の內、五千百十部落約十二萬戶の農家に對しては、曩に昭和八、九年兩年度に於いて更生計畫を實施中であり、殘餘の六萬九千七百餘部落二百十八萬餘戶の農家に對しては、昭和十年度より同二十二年度迄に、年次的に更生計畫の擴充を完了せんとする方針である。

擴充助成上の諸施設　前述せる農家更生計畫の遂行を助成し、且つ促進的確ならしむる爲、本府に於いては農地令の施行、自作農の創定、稅制の整理、高利負債の整理、棉作、緬羊等の奬勵及び農用林地の設定利用、敎育の實際化、簡易學校の增設、農村負債整理、移民事業等に付き著々實行中である。

窮民醫藥施療御下賜金　昭和七年八月　聖上陛下には、農山漁村の窮迫甚しきを御軫念あらせられ、畏くも窮民醫藥施療の資として御內帑金を　御下賜あらせられ、朝鮮に於いては爾後三箇年

間毎年金七萬五千圓　御下賜の　聖恩を忝うした。

高松宮御奨勵金御下賜　高松宮殿下に於かせられては、農山漁村社會事業御奨勵の思召を以て、昭和九年一月、同十年六月に於いて、篤行者地方振興模範團體に對し金品を　御下賜遊ばされた。

二　北鮮開拓事業

目的　北鮮地方中、鴨綠、豆滿兩江の上流地帶たる所謂蓋馬高原地帶江界、慈城、厚昌、長津、豐山、三水、甲山、茂山の八郡を含む)に於ける全區域の七割、卽ち面積二百十六萬町歩は、要存國有林野を以て之を占め、其の林相概むね良好である。然るに該地方は、交通運搬の便頗る不良なる爲、其の多くは徒らに枯死腐朽し、且つ火田民の冒耕火入により、年々廣大なる美林が燒燼せらるゝ狀態に措かれて居る。仍つて保護增殖と利用開發を圖るは、國家產業資源の開發上、忽諸に附すべからざるは勿論、國境地帶經營の關係より見るも、極めて緊要の事項である。本事業は、其の期間十五箇年にして、昭和七年度に始まり、同二十一年度に終る大事業であつて、其の總豫算二千六百八十三萬三千圓に上つてゐる。

北鮮拓殖道路　右重要道路中二等道路五百三十八粁、三等道路二百三十九粁の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亙り、工費八百三十八萬圓を以て、昭和七年度より起工進行中である。

北鮮拓殖鐵道　拓殖上當面の急務に應ずる爲、東部に於ける拓殖線として、白岩、茂山間に狹軌鐵道を建設することゝした。此の白茂線(延長約一八八粁、軌間〇、七六二米)は、昭和七年度以降六箇年繼續事業として、昭和七年十一月起工し、現に白岩、延岩間の開通を見るに至つた。

森林開發　本事業は、先づ白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標として、拓殖鐵道(白茂線)及び惠山線と連繫する森林鐵道の外、山元から森林鐵道まで軌道を敷設した。又山地には簡易製材工場を設けて、林產物利用の增進と收益の增加を圖ることゝし、昭和七年度から調査設計を進め、工事は九年度から著手し、同年十二月末日迄に森林鐵道は六百米を、軌道は三十二粁を完成し、其の一部は、拓殖鐵道と共に木材搬出の使命を果しつゝある。

火田民指導　火田民は、試みに之が統計を見ると、昭和六年末現在で全鮮に於ける火田面積十二萬四千餘町歩、其の耕作戶數二十六萬九千九百餘、人口百三十九萬九千四百餘人といふ莫大なる數字を示して居る。又前記北鮮八郡內に於ける統計を見ると、同區域內耕地總面積の約三割三分、同區域內總戶數の約四割七分、同區域內總人口の約四割五分は此の火田民によつて占めて居る。故に火田民の存在は林政上は勿論、社會政策上にも大なる癌であつて、之が整理の急務なるは言を要せぬ所で、且つ至難中の至難事に屬するものである。

之に就き、本府の採れる方針としては、現地の耕作を其の儘認容するのを原則とし、國土保安上又營林上特に廢耕せしむる要あるものは廢耕せしめて、新たに國有林野內農耕適地中から替地を選定供與し、又耕地の不足せる者に對しては、必要面積を補給することゝし、此等の火田、替地及び補給地は實査の上各人に無料貸付し、將來之を讓與する計畫である。而して火田民に對する主、副業の指導奬勵、其の他定著上必要なる施策は、專ら道をして管掌せしめてをるのであるが、特に現場に指

導機關を配置して、其の周到適切を期するの必要を認め、火田民五百戸に一箇所の割合で山農指導區を置き、之に指導手一名を又十指導區に一箇所の割合で、山農指導區監督事務所を置き、之に監督技手一名を配屬することゝし、目下夫々實施中であるが、其の成績は極めて良好である。

森林保護　火田民の保護の外、更に必要なるは森林の保護增殖である。仍つて昭和七、九の兩年度に於いて、森林保護區十一區森林主事十一名、森林主事補二百四十二名を增置するの外、昭和七年度には關係營林署中主要な六署に對しては特に保護係を新設し、監督職員若干名を配置して、嚴正な規律統制の下に不斷の活動を促し、一方火田民及び一般地元住民等に對しては、開拓事業の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺的森林愛護の實績擧揚に盡力した。

北鮮と緬羊飼育　北鮮に於ける、所謂蓋馬高原地帶は、一面に於いて、實に天與の牧羊地である。仍つて本期に於いて所謂南棉北羊の一大計畫を樹立した。咸鏡南道に於いては、早くも昭和五年先づ三水郡に飼育奬勵を始め、次いで甲山、豐山の二郡に及び平地地帶に在つては咸州郡は之の奬勵に當つて居る。最近該計畫の樹立せらるゝに及んで、益々之が奬勵に努め、將來其の計畫の充實する曉には、四、五十萬頭の緬羊を飼育するは容易であると謂はれて居る。

北鮮と亞麻植栽　本計畫は、北鮮開拓地帶を奬勵區域とし、昭和九年度より十箇年間年々六百町歩宛面積を擴張し、最終の年には、六千町歩の作付面積に達せしめ、反當收量四百斤、總收量二千四百萬斤を得ることを目標として居る。此の新規擴張に對しては、本府より道を通じて種子代の補助をなし、現在は主として甲山、豐山、三水の各郡に栽培され、咸鏡南道當局及び本府農事試驗場の北鮮

支場が指導監督に當つて居る。

三　朝鮮産業懇談會其の他

朝鮮産業懇談會　本府は、非常時局に處する半島資源の開發、及び産業の統制、鮮滿經濟連絡等に關する重要審議を遂ぐるため、總督、政務總監を初め關係各局課長竝びに全鮮に於ける産業、貿易、交通、金融關係の權威者三十餘名を會同して、昭和八年五月十三、十四兩日に亙り産業懇談會を開催した。本會は農産部會、副業部會、水營部會、木炭部會の四部に分れ、各部會は更に日を改めて會同を催し、愼重協議の結果、各々答申書を提出した。

産業團體の統一整理　從來地方産業團體として農會、畜産同業組合、森林組合の三團體併立し、農村の助長奬勵に努め來つたが、動もすると、事業統制上圓滑を缺くの嫌があつた。仍つて今回畜産同業組合は之を朝鮮農會に統一し、森林組合は全部之を廢止して、其の事業を道地方費に繼承せしめ、何れも昭和八年度から實施せらるゝことゝなつた。

新興滿蒙博覽會　京城日報、每日申報、セウルプレス社主催となり、本府竝びに軍部其の他の後援を得て、昭和七年七月二十一日より同九月八日に亙り、京城府東大門附近の訓練院廣場に於いて新興滿蒙博覽會を開催した。

朝鮮産業博覽會　昭和十年は、總督府始政二十五周年に相當するを以て、朝鮮新聞社は、本府後援の下に、施政二十五周年記念朝鮮産業博覽會を開催した。

四　農　業

本期の一般狀況　本期に特記すべき施設は、多年の懸案たりし、農地令を發布し、又年々轉落しつゝある小作農救濟を意味する自作農地の設定、前期より引續く米價對策施設竝びに大正九年以來鋭意實施中であつた、產米增殖計畫の中止と、其の善後措置及び棉作、牧羊の奬勵等にある。而して是等諸般の根蒂をなすものは、曩に著手し來つた農山漁村の振興運動であることを特筆しておく。

(一)　產米增殖計畫

土地改良部の廢止と產米增殖計畫の中止　昭和二、三年頃より起りたる財界の不況に次ぐに、昭和五年大豐作の影響に依る米價の大暴落等を誘因として、朝鮮の產米增殖計畫にも、亦其の遂行上、大いに考慮すべきものあるに逢着した。時偶々昭和七年七月行政整理の結果、從來の土地改良部は農林局に統一され、同時に開墾課は廢止となつた。然るに昭和七年に於ける內外地の大豐作は、益々米穀統制問題に拍車をかけ、遂に昭和九年五月を以て、大正九年度以降實施し來りたる本計畫も中止するの已むなきに至り、爾後專ら主力を既設事業の完成に注ぐことゝなつた。

(一)　土地改良事業の實績　大正十五年產米增殖計畫更新後既に八箇年、豫定計畫期間の三分の二を經過したるが、其の間に於ける土地改良事業施行の狀況を見るに、昭和八年度に於ける米の增收高は百十七萬三千餘石であつて、全計畫四百七十二萬石の二割五分に當り、全鮮の米の收穫量一千八百十九萬二千石の六分四厘に相當して居る。而して反當平均增收高が豫定計畫に達しないのは、土地改良施行後日尙ほ淺く土質の改善及び農事改良等充分ならざるに基因するものである。因みに此の外、產米增殖計畫更新前に設置した水利組合及び水利組合に依らざる土地改良施行地區の、昭和八年度に於ける米の總收穫量は百二十萬石を算し、之を改良以前に比較すると、其の增收高は八十七萬六千餘石に達して居る。

(二)　農事改良事業の實績　產米增殖計畫更新以來、農事改良事業の施行に就いては、所期の增收實現を期する爲、農事改良低利資金の融通、水利組合自體の農事改良施設等各種の施設を行ひ、以て其の豫定收穫高に對する增收の確保を期することゝした。

(三)　水利組合の整理　朝鮮に於ける水利組合は、產米增殖計畫實施以來漸次發達し、昭和九年十月末現在に於いて、全鮮の組合數百九十六、地區數二百二、事業面積二十萬七千三百八十町歩に達し、その大部分は事業完成したが、これ等水利組合中には、災害其の他不測の障害を蒙り多額の復舊及び改良工事費を要し、加ふるに最近の米價下落の爲償務年々增加し、其の儘放置するを許さゞるものあるを以て、之が救濟の爲、昭和十年四月、其の業績の如何によつて存廢を決する方針を立て　(甲)經營至難に付き組合を廢止するもの　(乙)經營困難なるもの　(丙)經營困難なるも其の程度比較的輕きもの、三級に區別し、國庫の補助を與へ、或は組合債の金利を引下げ、又は償還年限を延長する等夫々之を實行した。

(二)　米穀統制の對策

貯　穀　前年豐作の後を受けた昭和六年には米價低落の趨勢依然として已まず、鮮米移出統制

は、一層其の必要を提唱せらるゝに至つた。依つて本府は農業倉庫及び商業倉庫の既定年次擴張計畫を行ひ、更に臨時借庫を動員して貯穀を督勵し、且つ此等一切の貯藏米の保管に對して、大藏省預金部より二千萬圓の低利資金の融通を受けて、大いに奬勵するところあつた。

米穀季節買上　本府實施の施設のみでは、尙ほ遺憾の點あるを以て、中央政府と折衝を重ね、昭和七年九月八日米穀法改正に當り、其の附則に、臺、鮮米の季節買上に關する規定を設け、昭和七年產米より實施せらるゝことになつた。之に依り昭和七年十二月、農林省告示第三百五十七號を以て農林省京城米穀買入事務所を設けて鮮米買入に着手した。之は最初の試として多少趣旨の徹底を缺ぎたる爲、買上豫定數量五十萬石に達しなかつたが、鮮米の內地進出を防止するに相當效果を奏した。

朝鮮米穀委員會　昭和七年に於ける產米農作を契機として、中央政府は從來の米穀調査會に代ふるに、昭和七年十一月米穀統制調査會を設置し、內外地に於ける米の權威者を網羅し、根本的の米穀國策を立案せんとして會議を重ねたが、議論の中心は、常に外地米統制に集中せられた觀があつた。仍つて本府に於いても、同年一月朝鮮米穀委員會を設置し、朝鮮米移出の經濟的統制方法如何の諮問案につき、鋭心研究を重ねた結果、答申案を中央政府に提出した。因みに內地に於ける米穀統制法は、昭和八年三月二十九日、法律第二十四號を以て公布せられたが、其の第四條に於いて、政府は朝鮮若くは臺灣より內地に移出する米穀の數量を月別平均せしむる爲、勅令の定むる所に依り、出廻期に於いて米穀の買入を爲し、出廻期後に於いて、米穀の賣渡を爲すことを得る旨規定した。

粟の關稅增額　朝鮮に於ける粟は、米に次ぐ農民の主要食糧なるに鑑み、從來輸移入稅は百斤五十錢なるを一圓に增加し、昭和八年五月より之を實施することゝなつた。

粗の長期貯藏　昭和八年產米は、昭和五年以上の大豐作を示現する形勢に鑑み、從來の統制法の運用及び小規模の自治貯藏等の方法のみにては、重壓狀態にある米穀問題を解決するは到底不可能なりとの聲次第に甚しくなり、種々の對策が講ぜられたが、結局粗の長期貯藏を昭和八年產米より實施することゝなつた。（臺灣は都合に依り貯藏を見合はす）仍つて昭和九年二月中旬までに豫期の粗三百萬石の貯藏を完了し、更に之と同時に道費による粗四十六萬石の買取貸付の奬勵施設をも併せ講じ、出來秋に於ける米穀の出廻りの殺到を防ぎ、米穀移出調節上相當の效果を收めた。

貯穀奬勵　昭和九年度に於いては、內地は異常の凶作にして、米價亦比較的高價であつたので、出來秋に於いて一時に多量の移出を見る虞ありたる爲、既設倉庫に貯藏せる米穀に對しては、從來通り低利資金を融通すると共に、更に新たに入庫せる米穀に對しては、貯藏奬勵金を交付することゝし、玄米十五萬石、粗四十三萬三千八百石の短期貯藏を爲し、米穀の市場殺到の防止に努めた。

米穀生產費調查　米穀統制問題の進展に伴ひ、米穀生產費調查の必要を認め、昭和八年度より之が調查を實施することゝなり、調查地十八箇所調查農家戶數百八戶を選定し、調查を行つた結果、玄米一石當り生產費は全鮮平均二十圓八十八錢となつた。尙ほ昭和九年度よりは更に調查規模を擴充し、一層正確なる調查を繼續實施しつゝある。因みに中央政府は昭和九年四月、米穀生產費調

査會を內閣に設け、朝鮮及び臺灣に於いて行ふ米穀生產費調査に關する事項を調査審議することゝなつた。

水稻代用作物の試驗調査　米穀統制問題の重大化するに及び、之が生產統制及び代作奬勵等の具體案攻究の必要を生ずるに至つた。仍つて昭和十年度より本府農事試驗場本場及び支場に於いて水稻代作物栽培に關する各種の其礎的試驗を行ふと共に、一方各道農事試驗場に於いて各種代作物を栽培せしめ、其の適否竝びに類地水稻作との收支經濟を比較調査することゝした。

(三)　其の他重要施設

食糧田作物の增殖奬勵　食糧主要田作物の改良增殖に就いては、前々期に於ける計畫を繼承し、引續き其の達成に努め、昭和六年度以降十二箇年を期間として、田作改良增殖計畫を樹立し、現に實行中である。尙ほ補食糧作物たる甘藷、馬鈴薯增殖を計畫し、先づ以て、昭和八年度から南鮮方面に於いて、地方費を以て畚裏作に馬鈴薯の增殖を奬勵して居る。

肥料の增產奬勵及び其の配給の改善　第一期寺內總督時代に於いては、金肥の施用を戒め、極力自給肥料の增產を奬勵し來つたが、第三期第一次齋藤總督時代より自給肥料と共に、水利安全畚に對し金肥の施用を勸奬し來つたことは、既述の通りである。而して其の後半期は金肥の需要增加に鑑み、昭和二年以來本府は、肥料共同購入斡旋の任に當り、更に道農會をして肥料配合所の經營を爲さしめつゝあつたが、昭和十年より肥料の共同購入及び配合所經營を擧げて、朝鮮農會をして全鮮を統一實施せしむることゝなつた。

穀物檢查の統一　從來實施し來つた輸移出穀物の檢查は、地方費事業として各道各箇に施行せしめ爲動もすると統一を缺く虞がある。仍つて昭和七年九月、制令を以て朝鮮穀物檢查令を發布し、又府令を以て同令施行規則を公布し、同年十月一日より穀物及び叺の檢查を實施することゝした。之と同時に、朝鮮總督府穀物檢查所官制を公布し、穀物檢查所は之を京城に、支所を仁川以下六箇所に置き該事務を分掌せしめた。此の結果大いに朝鮮穀物の聲價を揚ぐることを得たが、籾に對して何等進步改良の跡なきに鑑み、昭和九年十月、籾檢查規則（府令第百四號）を發布して籾の希望檢查を實施し、更に昭和十年度より籾の强制檢查を實施することゝした。

小作問題と農地令の公布　朝鮮に於ける小作問題は、農民の七割八分を占むる小作農の生活安定と農業の健全なる發達に、重大關係を有する根本問題であつて、歷代總督の施政上に於ける一大懸案として多年意を用ひた處である。而して之が對策に就いては、昭和三年二月臨時小作調査委員會の設置以來、格別なる努力を拂ひつゝあるところであるが、容易に豫期の成績を得られざる狀態にあつた。仍つて之が根本對策として、昭和九年四月制令第五號朝鮮農地令、竝びに勅令第八十六號朝鮮府郡島小作委員會官制の制定となり、次いで同年九月府令第九十三號、同令施行規則及び同委員會規程の發布となり、昭和九年十月二十日より之を施行した。而して本令根本の要旨は獨り小作人のみの利益を保護せんとするものに非らず、地主の正當なる權益は飽く迄之を擁護し、地主小作人協調融和の精神に基づき、農村の改良發達、農家經濟の進展を期せんとするものである。

自作農地設定事業　本事業は、農村の中堅たる自作農が年々減少する事態に備ふると共に、農村

經濟更生竝びに思想善導を主眼として、昭和七年度以降、十箇年計畫を以て實施せられたものである。此の計畫は、道が朝鮮簡易生命保險積立金資金を借り受け、之を以て一戸當平均六百六十圓を貸付け、畓田合して大約五反歩を購入せしめ、年賦に依つて償還せしむるものである。此の計畫完成の曉は、戸數二萬四千戸、面積一萬二千町歩を設定し得る見込で、昭和九年度までの實績は戸數六千七百二十戸、面積四千七百十一町歩に及んでゐる。

輸移出入植物檢查規則の制定　從來は大正二年發布の果樹、樹木移入取締規則に依つて、其の苗木及び幹根の檢查を實施し來つたが、昭和八年八月二十三日、府令第七十九號を以て朝鮮輸移出入植物檢查規則を制定し、同年十月一日より之を施行することゝした。又輸移出農產物の檢查に關しては、從來何等の規定がなかつたが、是も輸移入植物と同樣な檢查を爲し得る途を開いた。

農地殊に西北鮮地方への移住奬勵　昭和七年一月、府令第十四號を以て土地改良施行地移住奬勵補助規則を發布し、從前の移住奬勵補助規則の範圍を擴張したが、其の後更に戸數比較的稠密なる南鮮地方より、戸數比較的稀薄なる西北鮮地方へ、移住奬勵を講ずる必要あるに鑑み、從來の移住奬勵方法に根本的改正を行ひ、移住者に有利なる諸事項を加へ、前規則を廢止し、新たに昭和十年五月二十五日、府令第七十四號を以て農地移住奬勵補助規則を發布し、六月一日より施行することゝした。因みに內地農民の移住に就いては、東洋拓殖株式會社が該事業を昭和二年度限り打切り、又中央政府も、昭和八年度限り、從來の朝鮮に對する營農移民奬勵金を廢止した。之に依つて現在としては、鮮外よりの移民奬勵施設は、全然存在しないことゝなつた。

(四)　特用作物及び果樹

棉作の增殖計畫　南棉北羊は本期奬勵の標語であるが、昭和八年度から從前の棉作奬勵に改善を加へ、新規に棉花增產計畫を實施することゝなつた。卽ち昭和八年度より十箇年間に、作付面積二十五萬町歩、實棉生產高四億二千萬斤を目標とし、棉作の素地を有する百六十五箇郡を選びて奬勵郡と定め、之を三分し三箇年宛繼續し、產業技手一名宛を配置して徹底的に指導を加へることゝした。而してこの指導郡には一郡當り四千三百圓宛の補助をなし、指導部移動後に於いてもその效果を確保するため、一箇郡一千圓の補助を交附することゝなつてゐる。尙ほ陸地棉を主とする木浦棉作支場を擴張すると共に、龍岡棉作出張所を復活した。

麻類と薄荷　棉以外の特用作物中主要なるものは、麻類、楮、莞草、苧、胡麻、杞柳、薄荷等であるが、最も重要なる麻類と薄荷について述べる。

(一)　麻　類　大麻は全鮮に普及し、明治四十三年に於いては其の栽培反別一萬八千六百町歩であつたが、奬勵の結果、昭和の初年頃には約三萬町歩に達した。其の後、漸減の傾向にあつて、昭和八年に於いては約二萬七千三百町歩になつて居る。苧類は、忠淸道以南の南鮮方面に適し、栽培反別は併合當時に於いては一千町歩未滿であつたが、昭和八年には一千五百二十五町歩に達して居る。亞麻は別項記載の如く本期に入りてその奬勵計畫が樹立され、目下實施中である。

(二)　薄　荷　之は其の栽培面積昭和八年に於いて、三百五十四町歩に過ぎざりしが、昭和十年には一躍六百二十八町歩に激增し、就中全羅南道は三百三十町歩で全鮮の過半を占めてゐる。

藥草栽培奬勵　漢藥は、其の需要高極めて多く、全鮮の總取引高は恐らく數百萬圓を下らざる豫想であるが、此等の過半は、支那から輸入せられてゐる現狀である。依つて農業の多角的經營の一方法として、農村住宅附近の空地及び其の他の荒地を利用して副業的に栽培することは、極めて時機に適したるものと認め、昭和八年四月、警務・農林兩局長名を以て各道に通牒し、之を奬勵して居る。

果樹　果樹は漸次良好なる發展を辿り、特に苹果は、昭和八年に於いて、輸移出價額約二百五十五萬圓に及び、之を大正七年に對比すれば、實に五倍强に達して居る。又栗は平壤栗の名に於いて內地へ移出され、其の價額昭和八年に五十七萬六千圓に達し、將來益々增加の趨勢にある。

(五)　蠶　業

蠶・蛹　產繭百萬石增收計畫が、大正十四年（第一次齋藤總督時代）に樹立せられて以來、家蠶は順調なる進展を辿りつゝあるが、更に昭和七年十二月二十九日府令第百三十號、同九年一月四日府令第一號、及び同十年一月三十一日府令第八號を以て蠶業令施行規則を改正し、優良蠶品種を追加する等、銳意斯業の改善發達を期しつゝある。從來蠶種は內地よりの移入に俟ちたりしが、昭和四年には自給自足の域に達し、昭和七年には內地に移出を爲すの狀勢に達した。

製絲　產繭百萬石增殖計畫と併行し、內地製絲業者の招致に努めたる結果、昭和八年末に於いては、平北・咸北二道を除く各道悉く器械製絲工場の設立を見、其の主要なる工場數七十八、總釜八千百十二釜、生產絲價格一千百三十九萬二千四百五十三圓に及び、又其の他小規模の足踏及び在來製絲法に依るもの、三十八萬六千二百五十戶、釜數三十七萬七千九百三十八釜、生產價額四百七十四萬四千百三十三圓を算するに至つた。

柞蠶　斯業は昔時より鴨綠江沿岸の義州・朔州・鐵山・昌城等の地に行はれ來つたのであるが、始政以來奬勵を加へた結果、大正六年頃一時頗る盛況を呈した。然るに大正八年萬歲騷擾事件に依る民心の動搖竝びに財界の變動、繭價の暴落等の爲、同年以降は、直接之が經營を爲すもの少なく、多くは柞蠶林を支那人に貸與しつゝある現狀である。

(六)　畜　產

緬羊增殖計畫

(一)　國立種羊場設置　前期に於いて一旦中止したる牧羊奬勵を、昭和九年より復活せしむる事とし、同年度より緬羊增殖計畫を樹立し、西北鮮六箇道を奬勵地域とし、漸次副業飼育として全鮮に普及せしむる計畫である。尙ほ昭和九年八月官制の公布により、咸鏡北道明川郡に朝鮮總督府種羊場を設置し、原種羊三百頭乃至四百頭を飼養して緬羊の改良蕃殖を圖り、兼ねて一般緬羊飼養に關する指導監督に當らしめた。

(二)　民間緬羊の保護奬勵　民間牧羊場を指定して、昭和九年より五箇年間每年約二千五百頭の種羊を海外より輸入せしめ、之が蕃殖育成を企圖し、一般的の助成方法としては、奬勵金の交付の外、羊肉利用宣傳・羊毛加工事業等に對する補助を行つてゐる。尙ほ民間に在りては、昭和九年に於いて日滿緬羊協會朝鮮支部の創設を見、本府の奬勵施設と相俟つて、側面的に緬羊事業の進展助成に活動しつゝある。因みに昭和九年末に於ける緬羊飼育頭數は、五千四百七十三頭で、全

北慶北二道の外は全道之を飼育せざる所なく、咸北を最多とし、咸南江原之に亞ぐ有様である。

畜牛　畜牛の改良增殖も、既定計畫に基づき著々進展中なるが、一方役牛の外、肉牛としての移出も亦年と共に其の數を增すに至れるを以て、牡牛の去勢及び肥育奬勵に努めつゝある。因みに昭和八年度に於ける去勢牛は六百二十七頭、肥育牛は七百二十七頭に達して居る。

牧馬　牧馬は、產業及び國防上忽諸に附すべからざるものあるを以て、咸鏡北道雄基の地方費經營種馬所を本府に移管する方針を樹て、昭和七年十月三十一日、勅令第三三一號により朝鮮總督府種馬牧場官制を公布し、以て、優良馬の蕃殖に努めつゝある。其の第一期計畫は、昭和八年度より十八箇年の繼續事業とし、經費約七百五十萬圓を以て、改良馬頭數に達せしむる豫定である。

競馬令の公布　近時朝鮮に於ける競馬熱頓に高まれるに鑑み、之が健全なる發達を圖ると共に馬匹の蕃殖改良に資するを緊要なりとし、昭和七年十月制令第三號を以て朝鮮競馬令を公布した。右競馬令の施行に依り、各地に簇立せる競馬團體は解散して、新たに同令に依る認可を受けることゝなつた。因みに其の勝馬投票券發賣成績は昭和九年度は二百二十餘萬圓であつた。

五　林　業

(一)　一般林業施設

國有林の監督經營保護　大正十五年の改革以來、國有林には三十六箇の營林署を置き、其の下に百四十箇の保護區を設けて其の事務に當らしめたが、昭和七年山林部を廢して新たに農林局に林政課及び林業課を置いて一切の事務を統轄せしめ、同時に營林署の一部を廢止し、其の所轄林野は各其の所定道に移管したが、昭和七年度以降、北鮮開拓事業計畫實施の結果、保護機關の擴充を見るに至り、現在に於いては、國有林野六百二十一萬町歩の內四百八十一萬町歩に對しては、保護機關を配備し、爾餘の百四十萬町歩は、地方廳をして保護に任せしめつゝある。尙ほ又國有林野の內、要存豫定林野は五百三十一萬町歩であるが、將來要存林野を約四百萬町歩とし、其の餘は、適宜民間に賣却貸付又は讓與の見込を以て、昭和九年度以降八箇年繼續事業として目下調査進行中である。尙ほ營林署に於いては、伐採地跡等の造林をも實施して、植伐の均衡を保持するに力めて居る。

民有林指導方針と殖林政策の一大轉向　全鮮の民有林野は、一千百七十四萬町歩に達し、林野全面積の約七割に相當し、併も其の大部分は概むね荒廢して、立木地は全面積の六割五分に過ぎざる狀態である。仍つて本府は砂防工事其の他の施設を以て、極力是等荒廢地の造林に努力し來つたことは前述の通りであつて、今や大體緣化の第一階段を了するに至つた。尙ほ大要下の指導方針により、昭和八年一月以來全鮮一齊に之が實施に著手した。

一　人工造林よりも天然力利用に依る林叢の構成に力を注ぐこと

二　燃料林造成に力を注ぎ、農牧用地に意を用ひ、農村の實情に卽したる林業を行はしむること

三　努めて稚樹及び地被物を保護し、造林の速成と地盤の安定と樹種の改良とを圖ること

民有森林保護　明治四十四年發布の森林令に次ぐ各道私有林保護取締規則制定以來、鋭意之が實行に努め來つたが、特に昭和八年度よりは、國費支辨の森林主事百名、道費支辨の產業技手百二十

名地方森林主事二百一名地方森林主事補千三十六名の專任職員が專ら民有林野の保護取締に從事することゝなつたので、今や其の面目を改め、林業經營の安全性を著しく增加した。

森林組合及び團　從來存在した郡島單位の森林組合は何等法的基礎を有せず、又其の事業は森林の保護取締にあるを以て、昭和七年度限り一齊に之を廢止し、其の事業を全部道地方費に引繼いだ。仍つて爾來民有林野の保護取締は、國費及び道地方費に統制せられ、今や完全な保護網が全鮮民有林野を被ふことゝなつた。次に部落單位の森林保護稧又は組合が全鮮各地に設立せられ、其の昭和七年末現在に於ける既設數は四千九百二十三に達し、尙ほ近時著しく增加の傾向にある。

施設經費　如上各般の施設擴充に伴ひ、施設經費も漸次增額せられ、昭和九年度豫算(砂防事業費を除く)國費八十二萬二千四百二十三圓、道費二百八十一萬三千四百六十一圓の巨額に達してゐる。

因みに民有林野に對する賦課は、道稅として林野稅を賦課せられるだけで、其の他の課稅は全然免除されてゐる。尙ほ林野稅に於いても一町步平均十錢程度に過ぎない。

林　產　林相の整備未だ充分でなく、又特殊產物の施設なき爲、林產額は全鮮を通じて、最近一箇年僅々七千萬圓內外であつて、而も其の殆んど全部が鮮內で消費され、輸移出としては少量の炭、栗があるに過ぎない。又從前朝鮮に於ける林產副業として見るべきものは無く、其の產額に於いて僅々三、四百萬圓程度に過ぎない狀態である。仍つて本期に入り、林產副業奬勵方針を確立して其の進展を助成することゝし、既に木炭、本壤、栗、胡桃、ウルシ等に付き實施することゝした。

農用林地設定計畫　燃料、肥料及び飼料は、農家生活上、必要缺くべからざるものであることは言

ふまでもない。仍つて本府は、昭和九年十二月十九日通牒を發し、部落每に一戶當一町步平均の農用林地を設定せしむる目的を以て、昭和十年より京畿道外七箇道に於いて、一道一箇郡として之を實施せしめることゝし、漸次全鮮に及ぼす方針である。

(二)　第二期砂防事業

從來の實施概說　本事業は、第一次齋藤總督時代に計畫された大正十一年度以降、昭和十年度に至る十四箇年間に亙る國費繼續事業を始めとし、第二次齋藤總督時代に起された昭和六年度以降、同九年度に至る各道(黃海道を除く)地方費繼續事業たる第一次窮民救濟事業之に次ぎ、尙ほ宇垣總督時代昭和九年度第二次窮民救濟事業竝びに昭和七年農山漁村振興計畫と共に計畫された同七、八年度の時局應急施設事業等を以て之を實施した。斯くして國費繼續砂防事業も、昭和十年度を以て繼續年限滿了となり、其の他の事業は昭和九年度を以て一應の終了を遂げることになつた。

第二次事業計畫　上述の砂防工事實施の結果は、大いに荒廢林地の面目を一新するに至つたが、爾後尙ほ該工事を必要とする荒廢林地は十九萬六千町步の夥しきに上るものがある。仍つて昭和十年度以降第二期砂防事業計畫を樹立し、向後十五箇年を期し、總經費五千八百萬六千二百圓を以て、右の內十二萬七千百八十町步の事業を施行することゝした。

砂防事業令の公布　從來砂防事業に關しては、何等法令の定むるものなかつたが、本府は其の後の實績に鑑み、所期の目的を一層徹底させる爲、昭和八年八月二十五日、朝鮮砂防事業令を公布し、昭和九年二月十日、同令施行規則の發布と同時に之を實施した。

六　水　産　業

漁村振興施設　漁業組合の施設は、即ち漁村振興の方策であるが、尙ほ一層之を援助して、漁村振興運動の中心機關たらしめんが爲、補助費四萬圓を計上して其の徹底を期した。

機船巾著網漁業許可處分の參管　機船巾著網漁業の實狀に鑑み、之が處分權を、本府に移管して斯業の濫立を避け、經營を合理化せしめることゝした。

優良漁船補助復活　昭和七年度に於いて一般財政の緊縮方針より中止せられた優良漁船の建造補助を復活せんとする一般の要望熾烈で、當局も亦其の緊要なるを認め、昭和九年度から年額四萬圓を計上し、再び之が建造普及を促進することゝした。

漁船特殊規則の發布　船舶安全令及び同施行規則の制定に伴ひ、昭和十年二月、朝鮮漁船特殊規則及び朝鮮漁船特殊規程を定めた。其の要點は當事者の最も不便利とする航路定限を廢して從業制限となし、中間檢査を廢して、從業上の便益を圖つたことにある。

遠洋出漁奬勵施設　近時近海漁業の充實と共に、沿海州沖合及び黃海方面に出漁するもの、漸く多きを加へ來りたる實狀より、出漁者の水產組合設立を奬勵助成するの必要を認め、昭和十年四月三千圓を補助し、二箇年繼續を以て約三百噸級の保護監視船を建造することゝした。

對滿水產貿易の振興　滿洲人の水產物に對する智識と嗜好とは近時大いに高まり、之が對滿貿易は將來大いに有望である。仍つて、之が積極的助成の爲、昭和十年度に於いて、輸出數量約五萬箱に對する出荷奬勵補助として國費二萬五千圓を支出し、以て將來の振興を期することゝした。

日滿漁業協定　昭和八年十一月十日、十一日の兩日、滿洲國の招請に應じ、新京に於いて朝鮮總督府、關東廳其の他の關係當局が會合し、渤海及び黃海北部に於ける漁業問題に就き討議を爲した。其の要點は沿海漁業の保護上トロール漁業及び機船底曳網漁業に對し適當なる操業禁止區域を設けんとするにある。爾來折衝三回に及び、遂に同九年十月妥結の一致に到達し、三者相互に其の地先の保護區域を尊重すること、なり、十年五月一日から協定の實施を期することを申合せた。

七　鑛　業

本期の概況　歐洲大戰勃發以來、一時活氣を呈した斯業も、俄かに萎靡沈衰の狀勢となり、大正十、十一年頃は其の極度に達したが、物價勞銀の低下は却つて斯業を有利に展開せしめ、大正十四年頃より漸次好況に向つた。愈々本期に入り斯界の形勢は、全く一變し、殊に金鑛業は產金奬勵を本期重要施設の一とした爲、躍進的活況を呈し、非常時對策關係上、重工業の著しき發展は輕金屬其の他特種重要鑛物の發見開發を誘致し、之に伴つて鐵、黑鉛、無煙炭の需要も增加し、豐富なる朝鮮鑛物資源は漸く內外に認識せられ、內地有力資本家の朝鮮進出旺盛となり、朝鮮鑛業界は未曾有の盛況を呈するに至つた。今試みに最近に於ける斯業の狀態を見るに、昭和九年中の鑛業出願件數は九千四百四十七件に上り、之を昭和七年度に比すれば、約三倍に當り、又同年度に於ける鑛產價格は、四千八百三十萬餘圓に達して昭和六年度の二倍以上に上り、其の內譯は內地人七割五分、朝鮮人一割

六分外國人は九分を占めて居る。

(一)　金　朝鮮の金鑛業は、大正時代最も盛況を呈したが、大正六年以降に於いて產金額漸減歩調に移り、大正十年には產額僅かに三百三十萬圓に減少した。然るに大正十四年に至り再び挽回の機運に向ひ、同年九月鎭南浦製鍊所（大正九年一時閉鎖す）の再開となり、爾後漸增の一途を辿つたが、昭和六年一月に至つて金輸出解禁に逢着するや、金塊の海外流出に伴ひ、金產增加の緊急を喚起し、次いで時運の推移は益々金市價の昂騰を呼び、又一面本政府の積極的產金奬勵施設と相俟つて、本期に於ける金鑛業は未曾有の活況を呈するに至つた。斯くて昭和八年に於いては、其の產額三千百三十萬圓を算し、同九年には約四千萬圓を豫想される盛況を展開した。

尙ほ從來金鑛の乾式製鍊所は鎭南浦の日本鑛業會社鎭南浦製鍊所一箇所のみであつたが、昭和八年四月朝鮮鑛業開發會社が咸鏡南道興南に製鍊所を開設するに至つた。

(二)　鐵　朝鮮に於ける鐵鑛床は、大體埋藏量五億瓲と稱せられるが、未だ精密なる調査を爲したことがない。現在稼行せる鑛山は黃海、平南、咸南等に所在する鐵山が其の主なるものである。尙ほ此の外、咸北茂山に於ける磁鐵鑛の大鑛床は、其の埋藏量數億瓲と稱せられてゐる。

鮮內唯一の兼二浦製鐵所は、大正七年六日事業を開始し、歐洲大戰中は甚だ好況を呈したが、平和克服後に至り、鐵價暴落と需要激減の爲著しき苦境を續けたが、昭和七年下半期に入り、漸く好況を迎へ、大正十一年以來休止した製鋼作業も、昭和八年十一月再開するに至つたが、昭和九年二月、日本製鐵株式會社の經營に移り引續き生產增加に努めつゝある。尙ほ昭和八年の鐵鑛總產出高は五十二萬二千餘瓲であつて、其の內兼二浦製鐵所の製銑原料となつたもの二十六萬四千餘瓲內地へ移出せるもの二十五萬八千餘瓲に達し、前年に比して十萬六千餘瓲を增加した。

(三)　石　炭　朝鮮に於ける石炭は、有煙炭と無煙炭との二つであつて、其の主なる賦存地は前者にありては咸鏡南北道、黃海道、平安南北道、慶尙北道等で、後者は平安南道、慶尙北道、江原道、咸鏡南道等である。其の埋藏量は、調査未了の炭田があつて正確なる炭量を計算することは出來ないが、大體有煙炭四億一千萬瓲、無煙炭十三億四千萬瓲と推定される。斯業は殆んど併合以後の發展に屬し、當時の產額僅かに七萬八千瓲であつたが、其の後、年々各種產業の發達に伴つて激增し、昭和八年には實に有煙炭五十五萬瓲、無煙炭七十六萬瓲の劃期的躍進を示した。

鑛區は併合當時僅かに四十鑛區であつたが、爾來年々漸增し、昭和八年には三百四十鑛區となり、稼行鑛區は、僅かに六鑛區であつたが七十七鑛區に增加して居る。

(四)　黑　鉛　朝鮮に於ける黑鉛には鱗狀黑鉛と土狀黑鉛との二種があつて、前者は平安北道、咸鏡北道に、後者は慶北、忠北、咸南、江原、平南の各道に賦存し、何れも埋藏量豐富にして品質優良である。鑛區は、大正七年の五百二十六鑛區を最高記錄として爾後漸減し、昭和八年には百二十四鑛區となつた。稼行鑛區は、大正六年最も多く百三十鑛區を算したが、大正九年十六鑛區に激減し、其の後漸次恢復し、昭和八年には三十鑛區となつた。

產金奬勵

(一)　金探鑛奬勵補助　抑々鑛山事業の成不成は、一に探鑛の精疎如何に依存することは言ふ

までもない。仍つて金鑛業の開發を促進し、產金の增加を圖る目的を以て、昭和七年八月、金探鑛奬勵金交付規則を制定し、將來有望と認むる金山に於いて、探鑛坑道の掘鑿又は砂金鑛床の試錐調査を行ふ者に對し奬勵金を交付することゝした。此の奬勵施設は斯業の開發を著しく刺戟し、昭和七年には奬勵金山二十三であつたが、同九年には四十九に上つた。

(二) 低品位金鑛石賣鑛奬勵補助　含金量少くして、山元に堆積遺棄されてある金鑛石を有利に處理せしむる目的を以て昭和八年六月、低品位金鑛石賣鑛奬勵金交付規則を制定し、其の陸運賃を補助したが、所期の成績を擧げるに困難なるを以て、昭和十年度より之を中止した。

(三) 現地指導員の派遣　近時金鑛業の異常なる發展に拘らず、鑛業技術の拙劣なるもの多きに鑑み、實地に經驗ある技術者を配置し、以て集約的實技の指導に努め、其の合理的鑛利の保全を圖る必要を認め、昭和十年度に於いて新たに豫算を計上し、現地指導を實施することゝした。

其の他の鑛物　上述せる四大鑛物の外、更に特殊鋼合金材料、輕金屬、有用非金屬鑛物の略況を述べる。

(一) 特殊鋼合金材料　特殊鋼の合金材料で、鮮內に產する著しきものはタングステン・モリブデン・ニツケルである。(イ)**タングステン**鑛の產地の重なるものは黃海道であつて、昭和七年秋から開發され、極めて豐富な埋藏量を有してゐる。(ロ)**モリブデン**は現在平安南道を除く十二道に分布し、其の賦存量は既に定評あるところである。(ハ)**ニツケル**は平安、咸鏡、江原、忠南等の主產地に就いて目下探鑛中であるが、埋藏量は尙は不明である。この中平安北道のものを除いては、何れも最近二三年間に發見されたものである。(ニ)**マンガン**は慶尙、忠北、江原の三道に產する。

(二) 輕金屬材料　(イ)昭和七年朝鮮總督府地質調査所に依つて發見された咸鏡南道端川郡北斗日面の**マグネサイト**大鑛床は、明瞭なる露頭に依つて示されたものだけでも、優に六億五千七百萬瓲に達し、目下其の賦存量に於いてオーストリアに次ぎ世界第二位と稱せられる滿洲國大石橋鑛床に匹敵するものと考へられる。尙ほ最近の調査に依れば、惠山鎭線合水驛附近に於いても、同鑛床の延長と見るべき**マグネサイト**鑛床の發見があつた。(ロ)**アルミニウム**の原鑛たるべき明礬石鑛床は、全羅南道八箇所、慶尙北道一箇所にあつて合計三千二百十萬瓲の埋藏量があり、現に全羅南道海南郡の聲山、曉山、玉埋山は既に開發されてゐる。(ハ)平壤炭田の無煙炭層に伴つて埋藏される礬土頁岩は、其の量四千萬瓲以上を算し、將來主要なる**アルミニウム**鑛として利用される日も目睫にある。(ニ)**ディアスポオル**も良好なる**アルミニウム**原料たり得るものであるが、現に慶尙南道金海郡其の他に存し、耐火材料として內地へ移出して居る。(ホ)**リシヤ**雲母及び**チンワルド**雲母は、昭和九年忠淸北道に於いて顯著なる鑛床が發見されてゐる。

(三) 有用非金屬鑛物　此の外、朝鮮に於ける有用非金屬鑛物の重なるものには、重晶石、石綿、明礬石、滑石、蛍石、雲母、**マグネサイト**、高嶺土、硅砂、水銀等がある。

以上記載の外、朝鮮には尙ほ鉛、亞鉛、銅、硫化鐵、銀、**アンチモン**、含油頁岩、**セメント**用石灰岩等を產出し、朝鮮地下資源の前途益々洋々たるものがある。

朝鮮鑛業令の改正　時運の進展に伴ひ、朝鮮に於ける鑛物資源の開發促進上、不便不利と認めら

る丶點に就いて、昭和八年一月を以て本令に改正を加へ、又同月府令を以て、同令施行規則の改正を實施した。今本令改正の要點を示すと下の如くである。(一)マグネサイトを鑛業令中の鑛物に追加し、又滑石を蠟石中に含むことを明示した。(二)鑛區の區域を河床の延長にて定むることを廢止した。(三)從來鑛業の先後願は願書が本府に到達した日を以て決定したのを到達の日時に改めた。(四)競願の場合は、從來總督が適當と認めた者に許可したが、今回之を廢して總督は之を各出願人に通知して協議せしめ、若し協議不調の場合は、抽籤により許可すべきものを定むるに改めた。(五)鑛山附屬の製錬所に於いて、買鑛製錬を行ふ場合の鑛產稅課稅の方法を規定した。

尙ほ其の後鑛業の勃興時代となりニッケル鑛・コバルト鑛等重要鑛物が續々鮮內にて發見せられたので、昭和九年九月再び朝鮮鑛業令を改正して同令中の鑛物に追加した。

鑛業技術者の養成　鑛山に關する技術者の養成は鑛山開發の一要素たるを以て、昭和八年五月、鑛業技術實習生規定を制定し、燃料選鑛研究所に於いて、實習生として測量・製圖・分析・選鑛・製錬等の技術者を養成し、以て鑛山に於ける技術の普及改善を圖つて居る。

八、商工業

(一)商　業

本期の概況　昭和四年以來世界の商況は一般に不振に陷り、之に依る朝鮮の財界も其の影響を蒙ること甚だしく、昭和五年の金輸出解禁後は一層不況となり、財界の活氣は頓に銷沈した。次いで、昭和六年末金輸出再禁止が斷行せられ、稍々物價の騰貴を來したが其の實勢尙ほ未だ之に伴はず、暫くの間、所謂インフレーション景氣を續けた。然るに大正八年度下半期より形勢漸く好轉し、加ふるに滿洲國の建國は、經濟上種々なる方面に於いて半島の財界に好影響を與へ、同年度を明治四十三年度に比すれば會社數十八倍强、公稱資本金約十倍、拂込資本金約九倍强に達した。

商品券取締　近時經濟界の發達は特に百貨店の進出を將來し、其の發行する商品券著しく增加し、自然之が取締の必要を認むるに至つた。仍つて昭和八年一月十日、朝鮮商品券取締令及び附屬法令を發布し、同年二月一日より之を施行した。

朝鮮不正競爭防止令の公布　最近に於ける經濟情勢は、內外を問はず當業者の競爭益々激甚となり、我が帝國は昭和九年三月、不正競爭防止法の公布、商標法の改正を實行した。依つて朝鮮に於いても同趣旨に卽應して、昭和九年十二月、朝鮮不正競爭防止令を公布した。

重要物產同業組合　大正四年十月、朝鮮重要物產同業組合令の實施せられて以來、同組合は、生產費の輕減、販路の擴張或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、所期の目的を達する爲相當活動を爲しつゝある。而して昭和九年末現在に於ける同業組合は、織物・酒造・紙物・穀物・輸移出・人蔘等各一・果物七・同聯合會一・木炭同業組二及び雜種同業組三の合計十八組合に達した。

(二)工　業

本期の概況　最近朝鮮の資源に就いては、漸次調査が進み、各種の工業原料及び石炭・水力等の動力資源にも富み、又販路から見ても滿蒙北支の廣汎な市場を控へて前途大いに洋々たるものがあ

る。仍つて本期に入つては、内地の資本家にして此等の資源に著目し、其の開發を圖るもの漸次多きを加へ、輓近多數の工場を出現するに至り、從來の小規模工業時代は一躍して大規模工業時代に進展しつゝある。仍つて本府としては内地資本家の獨占を避け、内鮮資本の共同を圖りつゝある。

本期間に興つた主なる會社工場　本期間に於いて新規に企業せられ、又は新たに興起せる最も主なる工業は左の通りである。

(一) 空中窒素固定工場　本工業は前期（昭和五年）創設の朝鮮窒素肥料株式會社に依り、初めて大規模に實施せられた所のものであるが、昭和八年五月同社は其の傍系として、長津江水力電氣株式會社を創立し、更に硫安生產能力を五十萬瓲以上に擴張する計畫である。

(二) 硬化油工場　本工業も朝鮮窒素肥料株式會社に依り、昭和七年六月始めて興南工場に起されたものであるが、昭和九年七月には咸鏡北道清津に、朝鮮油脂株式會社工場を新設するに至つた。此等は何れも北鮮地方に豐富なる魚油、主として鯨油を原料として加工するものである。

(三) 火藥工場　朝鮮に於いては昭和九年より火藥製造を許可することゝなつた。仍つて朝鮮窒素肥料株式會社に於いては、目下火藥工場を設立する計畫中である。

(四) 澱粉工場　本工業は、平壤の日本穀產工業株式會社によつて實施されつゝあるが、同會社は昭和五年の創立にして米國系の資本より成り、同六年七月より操業を開始したものである。

(五) 石炭液化工場　本工業も、朝鮮窒素株式會社の事業であつて、咸鏡北道永安に工場を有し、昭和七年四月操業を開始し、昭和十年朝鮮石炭工業會社と改稱した。之に依つて得る石油類は必ずしも多量ではないが、我が國にとつては極めて重要な意義を有するものである。

(六) ビール工場　半島には從來全くビールの生產なく、内地より其の供給を仰いで居たが、昭和九年九月、朝鮮麥酒株式會社が京畿道永登浦に設立せられ、又之と前後して同業者たる昭和ビリン麥酒株式會社が同所に建設せられた。

(七) 人絹織物工場　朝鮮に於ける人絹織物の需要は、最近著しく增加を示したが、昭和七年秋、京畿道安養に朝鮮織物株式會社、昭和九年京城近郊に泰昌織物株式會社及び釜山に朝鮮紡織株式會社人絹布工場等が設立せられた。

(八) 麻布工場　麻布は朝鮮人に最も需要多きもの、一つである。仍つて帝國製麻株式會社は、昭和七年以來釜山に工場を設け、昭和九年度以降新たに朝鮮總督府の援助の下に、北鮮開拓事業の一たる亞麻生產を一手に引受け、現に豐山に精撰工場を設け作業中である。

(九) 染色加工場　輓近に於ける人絹織物の興起と、朝鮮人色服の奬勵徹底等の爲、斯業の需用を來し、最近京畿道永登浦に昌和工業會社の設立を見た。

(十) 輕金屬工場　咸鏡南北道に賦在する尨大なるマグネサイトを原料として、昭和九年六月、日本マグネシウム金屬株式會社が同道興南に設立せられた。

(十一) 金精錬工場　前記產金奬勵の結果として、昭和八年六月朝鮮鑛業開發會社興南精錬所が設立せられ、更に昭和十年二月五日、朝鮮製錬株式會社（京城）の創立を見た。

(十二) 大豆油工場　昭和八年咸鏡北道清津に於いて北鮮製油株式會社が設立せられ、操業しつ

ゝある。之は吉會線の開通により滿洲大豆の輸入が非常に便利になつた結果である。

棉皮紙の發明　從來和紙製紙原料としては、殆んど楮皮及び三極皮に限られて居たのであるが、本期に入り本府中央試驗所研究の結果、陸地棉皮の纖維を以て原料とする諸種の良紙を製し得ることゝなつた。

石油業法の施行　石油業法は、昭和九年六月內地に於いて、法律第二十六號を以て公布し、同施行令を以て、同年七月一日より施行されたものである。仍つて同じく九年六月、勅令を以て同法を朝鮮に施行する件が公布せられ、同年七月一日より施行することゝなつた。

其の他の施設　其の他本期に於いて特に實施した所のものとしては、

一我が國の硫安工業確立の爲、內地と歩調を共にし、昭和六年十二月六日、朝鮮硫酸アンモニヤ輸出入許可規則を發布せしが、情勢の變更により同七年十二月十四日之を廢止したこと

二昭和九年九月より從來禁止した火藥の製造事業を許可制として認めたこと

三昭和十年四月二十六日、重要輸出品取締規則を公布し、重要輸出品として電球を指定したこと

等である。

(三)　度量衡とメートル法

朝鮮度量衡令の改正　現行法令施行後八年間の實績に徵し、昭和八年十月、昭和九年四月の二回に亙り、施行規則中一部を改正し、委托販賣者保證金制度及び、メートル法施行猶豫期間等を改正し、內地と歩調を一にしてメートル法の圓滿なる施行を期することゝした。

度量衡器の製作と販賣　時勢の進運に伴ひ、昭和八年度に於いて製作工場の大擴張を爲し、昭和九年より青葉式水量メートル器の製作を開始せしめた。仍つて今や半島に於ける度量衡器の製作は、販賣總額の約三分の二を充し得るに至つた。但し金屬製度器精密天秤類、計量器は製作困難なるを以て、內地に於いて製作せしめつゝあるも、漸次鮮內に於いて製作せしむる方針である。

大正十五年の朝鮮度量衡法に依る販賣の保證金制度は、事情の變遷に伴ひ、缺陷多きに至りたるにより、該制度に根本的改正を加へ、昭和八年十月一日より施行せし處、忽ち販賣高の激增を示し、昭和八年度に於いては一躍八十二萬五千餘圓を算するに至つた。

メートル法實施概況　大正十五年四月現行度量衡令施行以來、鋭意メートル法の普及宣傳に努めたる結果、漸次實行の緖に就き、其の成績相當見るべきものがある。然しながら、尙ほ未だ之を施行するに困難なるものあるを以て、右施行猶豫期間を昭和十四年六月末日迄延期し、其の他の期間も、內地同樣昭和十九年六月三十日迄夫々改正し、昭和十年四月十三日より施行した。

第九　電氣事業

前期との連絡　凡そ電力統制に關する重要事項は　(一)資源の有效適切なる利用に依る發電計畫及び之を根據とする送電網計畫　(二)右に伴ふ所の適當なる配電計畫　(三)電氣事業の企業及び經營の形態　(四)統制計畫の實施及び事業の保護監督等を全うすべき法規の制定に歸するのである。仍つて本府は、昭和五年八月朝鮮電氣事業調査會を設置し、同年十一月、其の第一回を開いて發

電計畫及び送電網計畫を附議し、暫定的の方針を決定したが、發電及び送電の企業形態に關する事項は、審議未了の爲、答申をなすに至らなかつたことは前期に於いて述べた所である。

電力統制方策の確立　宇垣總督の親任せらるゝや、電力統制方策の確立を以て刻下の急務となし、直ちに前案に就き審議を重ね、昭和六年十月、第二回調査委員會を開催し、大要下の如く方針を決定した。(一)發電計畫に於いては、所謂水主火從の方針に依るを適當とし、又其の火力に依る場合は朝鮮炭を利用し、然も其の炭田に於いて發電するのを有利と認めること　(二)發電計畫は民營に依るを至當と認め、之に伴ふ送電計畫は幹線を除き、之を民營とすること　(三)送電の施設經營は、其の機能に鑑み之が幹線を國營とすること　(四)配電事業に就いては、全鮮を行政區劃に拘泥せずして數箇の區域に分割し、各區域内の配電事業は、民營に依り之が統制を行はしむること

電力統制第一期計畫の實施　以上根本方針に基づき、左の通り著々之が實現を見つゝある。

(一)　**長津江水電株式會社の成立**　本府は上述せる電力統制の見地からして、西鮮竝びに中鮮地方に電力を供給すべき發電所は、長津江水力開發に依るを最も適當と認め、昭和八年四月、長津江水電株式會社の設立を許可した。同社は昭和十年度發電開始の豫定を以て、目下其の第一期工事として、最大發電力約十一萬キロワットの第一發電所建設中である。尚ほ本工事竣功の上は、該電力の一部を、朝鮮窒素肥料株式會社興南工場の電力不足に當つるものである。

(二)　**朝鮮送電株式會社の成立**　前述の如く統制方策に於いては、送電幹線を國營となすを以て原則としてゐるのであるが、一方之が實施は、財政上實現困難なる事情に鑑み、國營に近き効果を擧げ得べき本會社を組織せしめ、昭和九年四月本會社に長津江水力を西鮮地方に送電する事業を許可した。本府は、目下長津江發電所より平壤に至る二百粁の送電幹線建設中であるが、昭和十年中には平壤地方に送電を開始する豫定である。又近く平壤京城間約二百粁の發電幹線を建設し、京城送電を開始する計畫である。

(三)　**西鮮合同電氣株式會社の成立**　配電統制に基づき、舊朝鮮電氣興業株式會社を主體として、五配電事業の合同を遂げ、昭和九年一月、西鮮合同電氣株式會社の成立を見るに至つた。

(四)　**朝鮮電力株式會社の成立**　南鮮地方に對する電源としては、江原道江陵水力同道寧越無煙炭田の火力發電に依る計畫であるが、之が急速實現の必要上、昭和十年五月朝鮮電力株式會社の設立を許可した。本會社は、昭和十二年に於いて、南鮮各地に送電を開始する豫定である。

朝鮮電氣事業令の公布　斯界前記の大勢に伴ひ、昭和七年二月、制令第一號を以て朝鮮電氣事業令を公布し、次いで同令施行規則其の他附屬法規を制定し、昭和八年十一月一日より之を實施した。之れ實に電氣事業に對する劃期的法令である。

第十　交通・運輸及び通信

一　鐵道

(一)　國有鐵道

國有鐵道諸線　國有鐵道諸線は大體前期と變化がない。但し各線に就き簡明に說明を加へ、昭和九年末迄の現狀を示すこと、する。

(一) **平元線**(平壤・元山間)　昭和九年十二月迄に西浦・長林間を開通した。

(二) **圖們線**(雄基會寧間)　圖們東部線は昭和八年八月雄基・關門を開通し、一方圖們西部線廣軌改築工事の竣功と相俟つて圖們線全部の開通を見、同年八月一日より營業を開始した。因みに圖們線南陽驛より對岸の灰幕洞に通ずる鐵道橋は、昭和八年四月二十日を以て開通式を擧げた。

(三) **惠山線**(吉州・惠山鎭間)　本線は、昭和九年八月一日吉州・白岩間の開通を見た。

(四) **國境二大橋**　惠山鎭と滿洲國長白府とを連結する國際橋竝びに、會寧と其の對岸を連結する國際橋とは、何れも昭和七年十月二十二日を以て開通した。

(五) **滿浦線**(順川・滿浦鎭間)　同九年十一月一日平北熙川まで開通し、目下本線狗峴の工事中

(六) **東海線**(安邊・淨浦項間、金山・鐵嶺間)　其の北部線は、昭和七年九月十六日から長箭・外金剛間、同年十一月一日安邊・高城間の營業を開始した。又南部線は、昭和九年七月十五日釜山鎭・海雲臺間、同年十二月十六日海雲臺・佐川間の營業を開始した。

(七) **慶全線**(晋州・全州間、全義・鳥致院間)　全州・谷城間は、昭和八年十月十五日開通し、其の他は尙ほ工事中である。

京圖線及び朝開線と北鮮鐵道との關係　こゝで最も注意を要するは、滿洲國々有鐵道京圖線(新京・圖們間)及び朝開線(上三峰・朝陽間)が、相次いで落成したことである。前者は昭和八年九月一日を以て全通し、後者は昭和九年四月一日を以て營業を開始したが、之に依つて我が北鮮と間島及び滿洲國との交通運輸には、二條の捷徑路が開かれ、裏日本との交通に一新紀元を劃した。

北鮮鐵道の南滿鐵道株式會社委託　茲に於いて、多年の懸案であつた所謂吉會線(京圖線の舊稱)の建設問題は解決し、京圖線及び朝開線の東北滿洲と北鮮とを連絡する新交通路の出現となり、其の結果、日本海を經て裏日本方面に至る內鮮滿連絡の重要なる一線を形成することゝなり、日滿經濟乃至國防上、重大なる使命を有するに至つた。茲に於いてか、北鮮に於ける鐵道及び之が終端港に對する施設は、昭和八年九月勅令第二百五十八號を以て南滿洲鐵道株式會社に委託することゝなり、本府は之と實行上の方針を協定し、十月一日より二十箇年とし、更に繼續し得る約定である。

右終端港としては清津・雄基の兩港存在するも、新たに羅津を築港とするを最も適當なりと認め、同地と雄基とを結ぶ鐵道は、既に同八年四月より起工し、昭和十年中に全部開通の見込である。又羅津の築港は、同七年八月滿鐵に於いて其の第一期工事に著手した。

裏日本と鮮滿交通狀況　北鮮鐵道委託後、昭和八年十月十五日、初めて清津・新京間の直通列車の運轉を開始し、北鮮二港と新京とを連繫することを實現し、爾後每月六回の日本海連絡船と連絡し、て本格的に能力を發揮することゝなつた。依つて本府鐵道局に於いては、常に日本海就航汽船會社との連絡を圖り、滿洲國各線との直通運輸を開始し、極力便宜を圖つて居る。

列車運轉　列車運轉に關しては、內地・大陸間の聯絡關係及び鮮內主要都市竝びに各線との接續關係等を考慮して按配して居るが、昭和七年三月滿洲國の建國に伴ひ、內・鮮との交通關係一層緊密

となりたるを以て、同九年十一月一日より內鮮滿聯絡スピードアップを實施し、之が爲朝鮮國有鐵道列車運轉時刻の改正を行ひ、之により東京・新京間は、從來に比して十時間餘を短縮することを得た。右直通列車は、何れも奉天に於いて新京・吉林・ハルビン・洮南・天津・北平及び大連方面の主要列車と聯絡を圖り、以て歐亞交通上の重要使命を完うせんことを期しつゝある。

歐亞聯絡　由來朝鮮國有鐵道は歐亞交通聯絡の要衝たる使命を有するものであるが、歐洲戰亂並びに西伯利地方の擾亂等相踵いで起り、大正九年三月以降其の一部を中止するに至つたが、同十四年一月、日露修交協約成立を機會として、同年九月露都に於いて國際鐵道聯絡會議が開催せられ、更に大正十五年十月伯林に於いて開催せられたる第二回歐亞聯絡會議に於いて、關係各國鐵道の加入を得、聯絡運輸規則其の他の取極めを爲し、昭和二年八月より之が實現を見るに至つた。

(二)　私設鐵道

本期間の施設は左の通である。

(一)　朝鮮私設鐵道補助法の改正　大正十年同法の公布せられて以來、半島內に於ける私設鐵道が大なる發展を遂げ得たる事は既に述べ來つた所である。本期に入り昭和九年三月、法律第二十七號を以て本令を改正し、一層之が助成を徹底せしめた。

(二)　伽川鐵道買收　昭和八年四月一日、本線新安州・泉洞間を買收して伽川線と改稱した。

二　軌　道

現　狀　軌道は前期と變る所がないから、此處に現狀を略記するだけに止める。

(一) **京城電氣軌道**　京城電氣會社の經營にて、京城市內郊外麻浦・清凉里・往十里間を運轉する。
(二) **釜山電氣軌道**　朝鮮瓦斯電氣會社の經營に係り、外に釜山鎭・東萊間を併せ營業する。
(三) **平壤電氣軌道**　平壤府の經營に係り、平壤府內及び郊外西平壤・寺洞に至る間を運轉する。
(四) **咸平軌道**　咸平軌道會社の經營にて、湖南線鶴橋驛と咸平邑間を運轉する。
(五) **京城軌道**　京城軌道會社の經營にて、東大門・蠶島間並びに革陽支線を營業して居る。
(六) **手押軌道**　現在營業を爲しつゝある區間は、倭館軌道一粁一分のみである。

三　自動車運輸業の統制

自動車運輸業の現狀　朝鮮に於ける自動車運輸業の情勢を見ると、其の創始は比較的晩近であるが、其の普及發展は道路の改善と相俟つて、實に著しきものがある。卽ち昭和八年一月現在に於ける營業粁數は、乘合・貨物を合せ三萬五千粁に上り、鐵道軌道の粁數の約八倍に達せる狀態である。

官制改正と自動車交通事業法　內地に在つては、既に昭和三年十月鐵道省官制を改正して、同省にて自動車運輸業をも併せ監督することゝなつたが、朝鮮に於いては、昭和七年七月勅令を以て鐵道局官制中に改正を加へ、自動車運送營業の許可・其の他重要なるものに就いては、朝鮮總督に稟伺の上之を處理することゝした。次いで昭和八年九月制令を以て、內地法に倣つて朝鮮自動車交通事業令を公布し、同九年十二月府令を以て關係法規を規定し、同十年四月一日より之を施行した。

四　道路・河川・橋梁

沿革及び施設　本期に在つては長谷川總督時代に計畫した第二期治道工事を實行中であるが、經濟狀態の變遷により、昭和八年度に於いて、工費豫算四十六萬餘圓を節約又は減少して、總工費額三千百萬圓とし、竣功期を昭和十三年に改めた。尙ほ一面、北鮮開拓事業の一部として、此の地方の道路改修を行ふ外、昭和七・八兩年度に於いて、工費豫算總額三百五十餘萬圓の中二百餘萬圓を以て時局應急土木事業とし、一・二等道路及び金山道路並びに林道の改修を行つた。

以上本府に於いて直轄施行するもの、外、國庫補助事業として、昭和七・八兩年度に於いて時局應急土木事業豫算總額三百四十餘萬圓、又昭和九年度に於いて、第二次窮民救濟土木事業豫算總額一千三百三十萬圓の內六百四十餘萬圓、昭和十年度には、第三次窮民救濟土木事業豫算總額八百萬圓の內三百五十餘萬圓を道路費とし、各道をして一・二・三等道路の改修及補修工事を行はしめた。

既成道路の延長　既成道路の總延長は、最近の調査に依れば一・二等道路一萬一千三百三十粁九二〇三等道路一萬二百八十一粁七九九餘である。之に伴ひ現在の營業自動車の運轉網延長一萬六千六百七十八粁七九一餘に上り、全鮮交通の面目を一新した。

國境道路の完成期　新義州惠山鎭間の鴨綠江岸國境道路は今や著々進行して、昭和十四年中には竣功の豫定である。更に別項記載の如く、昭和七年度から起工せられた豆滿江岸の北鮮開拓道路も、目下豫定の工程を進捗中である。

河川改修　第一次齋藤總督時代に於いて企畫せられた六河川の改修期限は、工費百十餘萬圓を減じ其の施行年度一箇年を增加したが引續き着々進行中である。而して右河川の中、洛東江は、昭和十一年雨期迄に堤防の嵩上げ及び補强施設を完備することゝし、昭和九年度に於いて工費豫算四百三十萬圓を追加し、總工費豫算五千二百七十餘萬圓を以て施行中である。右の外、河川の堤防護岸工事等に就き國庫より年に金二萬餘圓の補助を與へ、又昭和七・八・九年度に亙り、窮民救濟又は時局應急施設土木事業として、直轄河川十三地方河川四十一の改修工事を起した。

橋梁其の他　朝鮮に於いては半島を橫斷する大河少からず、然るに往時橋梁の架せらるゝもの少なきを以て、交通上の障害實に尠くなかつたが、治道工事の進捗と共に、漸次此の障害が除去せらるに至つた。殊に本期に於いては、洛東橋南旨橋、錦江橋、釜山大橋、釜山市街と牧の島を連絡する漢江人道橋の完備を見た。尙ほ又、昭和三年より同六年に至り、慶南統營運河を開鑿し、又統營の對岸山陽間を連絡する海底道路を完成した。

五　都市計畫

朝鮮市街地計畫令の公布　昭和九年六月、內地に於ける都市計畫法實施に卽應して、制令第十八號を以て朝鮮市街地計畫令を公布し、同年七月、府令を以て同令施行規則を發布し、昭和九年八月一日より之を施行した。

補助工事　京城府其の他主要都市に對しては、既定の方針に基づき、國庫より補助を與へて之が

第六期　字垣總督時代

完成に努め、又昭和九年度よりは更に窮民救濟土木事業として補助金を支出して居る。

六　港灣・航路・船舶

港灣　第一次齋藤總督時代より實施せる工事は、殆んど豫定の竣功を遂げたが、清津のみは昭和十年度に繰越した。尙ほ本期に入つて、更に企畫を起したものは左の通りである。

(一)　仁川　第三期計畫を完了した本港は、更に昭和十年度より著手した。

(二)　清津　海陸聯絡設備は殆んど竣功したが、尙ほ其の一部は昭和十年度に繰越した。

(三)　清津漁港　本港は、第二期事業として、十年度より著手した。

(四)　城津港貯木場　北鮮拓殖計畫の進展に基づき、本港に近き漢泉川兩岸に、貯木場を築造することゝし、昭和八年度以降二箇年の繼續事業として起工し、昭和十年三月竣功した。

(五)　雄基　本港發展の事情に鑑み、將來尙ほ一層設備を擴張する必要を認め、昭和九年度以降三箇年繼續事業として昭和九年四月より起工した。

(六)　釜山　本港口には本來南北二つの防波堤を要するのであるが、本港北方防波堤築港の目的を以て、更に昭和十年度以降五箇年繼續事業を起し、昭和十年度より著手した。

(七)　羅水　工費豫算二百四十萬圓を以て、昭和十年度より著手した。

築造することゝし、昭和十年度より著手した。

(八)　地方港灣施設　從來國庫より補助を與へて之が助成に努め來つたが、第二次齋藤總督時代以來は、窮民救濟土木事業又は時局卽應土木事業として、年々多額の工事を起し、西湖津漁港の修築及び於蘭鎭港外七漁港の修築を實行した。

命令航路　前期と大略同樣であるが、本期の初め、滿洲事變の影響により、朝鮮・北支那線を變更縮少し、沿岸航路に於いて釜山・濟州島線を廢止し、釜山・元山線を釜山・鬱陵島線に改め、西鮮・東京線を本府命令に繼承した。尙ほ全羅南北兩道と內地との取引通交に資する爲、麗水・下關線を新設して南朝鮮鐵道との連絡を圖つた。其の後、滿洲國の成立、京圖・拉賓兩鐵道の開通及び治安の回復竝びに鐵道滿浦鎭線の起工等に伴ふ北鮮及滿洲內地間の交通取引激增の趨勢に鑑み、新潟・北海道北鮮寄航々路を北鮮、新潟間の連絡航路に變更し、鴨綠江航路の配船を增加し、以て船腹の增大を圖つた。又浦鹽線に於ける荷客皆無の實狀より、伏木・浦鹽線清津寄港航路を清津、伏木線に變更した。

朝鮮船舶安全令其の他關係法規の發布　最近に於て、朝鮮海事界に劃期的革新を行つた所のものは、朝鮮船舶安全令竝びに關係諸法規の施行である。

內地に於いては、昭和四年「海上ニ於ケル人命ノ安全ノ爲ノ國際條約」及び同五年「國際滿載吃水線條約」に從ひ、昭和八年船舶安全法を公布し、同九年之を實施した。仍て朝鮮に於いても、右と步調を一にして海事諸法規を改正する必要を認め、同十年一月、大體內地法と同一內容の朝鮮船舶安全令を制定公布し、同年二月同令施行規則、其の他の關係法規を發布し、同年三月より實施することゝなつた。因みに昭和十年度現在朝鮮船舶は、汽船帆船を合して登簿船數一千二百六十七、總噸數九萬

一千三百四十・不登簿船數一萬百五・總噸數十萬七千六百八十七である。

航路標識　昭和六年十二月航路標識用船光華丸(四十三噸)を建造配置し、同八年三月には、同じく標識船光輝丸に無線電信を設置し、又昭和七年三月者只島燈臺にテレフンケン式方向探知機を、同年七月には小靑島燈臺に自動無線標識符號發射機を、又昭和十年三月には七發島燈臺に無線電信及方向探知機を新設し、試驗中のところ孰れも昭和十年四月より、無線標識局の事務を開始した。

尙ほ昭和九年八月より、主要燈臺三十三箇所に暴風警報事務を開始し、又昭和十年十二月、羅津港外大草島に東洋一の大燈臺を建設した。

七、航　空

法　規　(一)昭和二年六月全國に施行された航空法と同時に、府令第五十六號航空法施行ニ關スル件を發布したが、近年航空事業の著しき發展に鑑み、昭和九年三月前府令を改正し、一層航空事故防止に努めた。(二)昭和四年度以降、民間航空事業に對する奬勵補助豫算が成立したのであるが、同十年一月府令第一號を以て新たに朝鮮航空奬勵規則を發布し、賞金賞品又は奬勵金慰勞金等を授與する途を啓いた。

本期の航空施設　昭和六年十二月二十八日から、新義州假飛行場に既設東京・大連間の定期航空便を寄航せしめ、次いで昭和七年度に於いては、既設京城飛行場の設備等を充實し、國際飛行場としての面目を一新し、更に昭和八年六月二十七日、新たに新義州飛行場を設置した。

朝鮮民間航空事業の概況　昭和三年十月設立せし日本航空輸送株式會社は、昭和四年四月一日から郵便物及び貨物の定期輸送を開始し、更に同年九月十一日からは旅客の輸送をも開始した。尙ほ其の他の鮮內民間航空事業も逐次進展し、近年其の成績稍々見るべきものがある。

八、通　信

郵　便　本期に於いて特に施設したるものは、(一)郵便物メートル法實施　(二)軍事郵便物取扱の二事項に止まるが、前者は昭和六年七月、郵便規則竝びに之に附隨せる關係法規を改正して、八月一日から之を施行し、後者は滿洲事變に伴ひ昭和六年十一月十三日から、滿洲に派遣せられて居る陸軍部隊との間に開始されたものである。

電信電話　滿洲事變勃發後、通信物の增嵩を將來し、之に對應すべく設備の改善施設の充實を圖つた。而して昭和五年度末七百八十九局所であつた電報取扱局所は、昭和十年度末に於いて八百七十八局所となり、電話局所は六百八十五局所だつたものが、七百六十六局所に增加した。今本期に於ける施設の一・二を擧げると、(一)日滿電報規則　(二)日滿無線電報規則　(三)國際電氣通信條約及び同附屬電信規則の制定公布竝びに昭和九年より實施せられた年賀電報等がある。

無線電信　北鮮方面では、滿洲國の誕生を契機として、昭和七年九月、淸津無線電信局の設備を改善して大阪との連絡を開始し、昭和九年一月更に新京・圖們等に及び、且つ該方面竝びに北鮮內地間電報の速達を圖ることゝした。其の外、木浦・濟州・釜山・鎭南浦・淸津の無線電信各局よりは、朝鮮近海

航行船舶との通信を開始し、尙ほ新義州郵便局内に簡易なる短波長無線電信を設備をした。

内鮮連絡電話　多年の問題であつた内鮮連絡電話の開通は、夙に昭和七年度より之が實施に著手したが、其の後經濟界の不況の爲一時中止の姿となつてゐた。然るに最近滿蒙の展開等に伴ひ、該計畫急施の氣運を胚胎し、昭和八年一月十五日、先づ大阪以西、北九州各地との通話を開始し、次いで同年七月十四日を以て東京・京城間の通話開通に成功した。

放送無線電話　朝鮮に於いては、大正十五年社團法人朝鮮放送協會(舊稱京城放送局)設立以來、放送電話を開始したことは既述の通りである。其の後、昭和八年四月より內鮮兩常用語に依る二重放送を實現し、昭和九年十二月末に於いては、四萬五千五百名の聽取者を抱擁するに至つた。尙ほ同放送協會は更に全鮮に亙つて放送網實施の計畫を樹て、著々進捗中である。

マルコニー侯夫妻の來鮮　無線電信の發明者マルコニー侯夫妻は、觀光の目的を以て昭和八年十一月二十五日京城に到着、同日宇垣總督の倭城臺官邸に於ける歡迎會に臨み、翌二十六日京城發滿洲を經て歸國の途に向つた。

第十一　貿易及び關稅

一　貿易

本期の概況

(一)　一般狀況　朝鮮に於ける貿易狀況は、昭和九年の夏南鮮に大水害等ありたるに拘らず、對外的には、圓爲替の低位、滿洲國治安工作の進捗、支那に於ける日貨排斥の緩和等に依り、對內的には、農山漁村の振興、穀價の上昇による購買力の增進、各種事業の勃興に依る好況等の結果、同九年貿易高は、實に九億八千四百餘萬圓に達する躍進振を示して居る。尙ほ輸出入關係を見るに、併合以來は、連年輸入超過の一途を辿り、其の中最も多額の入超を示すものは、昭和元年の九千九百十五萬圓であるが、其の後は漸次減少し、昭和九年には二千百八十五萬圓になつてゐる。

(二)　國別狀況　今昭和九年の貿易額に就いて之を觀察すると、朝鮮輸移出入額の約八割五分は、內鮮間の貿易に屬し、對外國貿易は、一割四分を占むるに過ぎない。而して諸外國中主要の地位に在るものは、滿洲・中華民國の兩國及び北米合衆國等の順位になつてゐる。

(三)　對滿洲國貿易　從來諸外國貿易中、滿洲が首位を占めて居るのは、地理上其の他の關係上から當然のことである。然るに昭和六年九月滿洲事變突發後は、一時輸出貿易の一頓挫を來したが、翌春滿洲國建設の結果、對滿輸出貿易は忽ちにして五千三百四十六萬圓に膨張し、之を昭和六年に比すると三十九割の激增となつて、始政以來の最高位を示した。次に輸入貿易は從來、每年輸出額の二・三倍乃至四倍であつたが、昭和八年來漸く出超に轉ずる至つた。由來滿洲に對する貿易は、朝鮮に於ける外國貿易の六・七割を占め、朝鮮輸出入貿易は、對滿洲國貿易によつて支配されると謂ふも不可なき狀態である。殊に昭和八年七月には滿洲國側の關稅改正あり、且つ最近昭和十年五月には、鮮滿通關協定も成立し、其の前途益々多望なるものがある。

社團法人朝鮮貿易協會　本協會は、昭和八年二月の設立に係り、目下主力を對滿洲國貿易の方面に注ぎつゝある。本府は、同協會に補助金を與へて其の事業を援助しつゝある。

二　關稅

關稅概況　韓國併合以來、連年の關稅收入は、逐年增進の趨勢を示し、明治四十三年に於いては三百萬圓に過ぎざりしものが、翌四十四年度に於いては四百萬圓を突破し、爾後漸增の道程を辿り、大正七年度に於いては遽に千百萬圓、同八年度に於いては一千六百萬圓の多額を算した。其の後財界の恐慌、關東大震火災の影響に依る輸移入稅の低減、又は免除其の他贅澤品關稅法律の實施等の爲、急激なる減退を示したが、同十四年度より昭和四年度迄は、尙ほ一千萬圓乃至千三百萬圓の間を往來した。其の後は、纔かに米穀關稅の復活、綿纖物移入稅の輕減等の影響に依る多少の增減を見たのみであつたが、昭和五、六年度に至り所謂世界的不況の煽りを受け、一時輸移入貿易の激減を將來するに至つたが、其の後漸く好轉し、殊に滿洲建國以來は著しく增勢を示現し、昭和九年度には千三百萬圓に上つた。尙ほ左に本期に於ける關稅行政の重なるものを摘出することゝする。

特例稅率の制度　大正九年八月朝鮮關稅制度の改革に方り、內地現行の關稅定率法を朝鮮に施行したが、煙草其の他の六品に對しては、法律を以て特例稅率を設定した。其の後は漸次之を廢止し、本期に入り昭和七年木材の稅率を最後として、朝鮮特例稅率は全然消滅するに至つた。

隣接國境關稅制度の改正　之は大體陸接國境を有する歐洲諸國の例に倣つて、大正九年に設けたもので、國境より各二里以內の地域內に於いては、其の住民が、收穫又は生產した物品を自ら輸出入するには、別に交通地點を制限せず、又稅關手續をも要せざることゝしたのであるが、其の後に於ける國境事情は著しく發展し、穀類等に本制度を濫用し、以て密輸出入を圖るもの漸次增加し來つたので、昭和七年七月、府令を以て穗、莢、莖の附著せる僅の農產物に限り之を認めることに改正した。

鮮滿通關協定調節　施政以來、最初の國際協定たる日滿關稅協定細則の調印が、本府總督室に於いて、昭和十年五月二十四日を以て調印を了した。之は昭和八年京圖線の全通及び翌九年の朝開線の完備等の關係から、北鮮に於ける國有鐵道を南滿洲鐵道株式會社に委任經營せしむる事となり、前記の通り其の細則の調印をなし、同日より效力を發することゝなつたのである。

第十二　金融

概說　歐洲戰亂後の世界的不況は、世界の金產額の四分の三を其の領土內に出す英國も、昭和六年九月を以て遂に其の金本位法を停止した。本期の當初は、實にこの金を中心としての防禦戰に依つて强く特徵付られるのであるが、日本も其の爲金輸出の再禁止を斷行した。其の後に起る金融經濟の硬塞は、所謂經濟的非常時の名を以て呼ばれ、金の爭奪戰は强度の關稅戰へと轉化し、自給自足の國策的要望はブロック經濟の高調となつたが、其の間滿洲事變の勃發、帝國の國際聯盟離脫、滿洲國の成立となり、遂に日滿經濟ブロックの結成にまで進展するに至つた。而て一面インフレーション政策の續行するあり、殊に朝鮮は滿洲國との地理的環境上通貨の著しき膨脹を來した。

(一)　資本の移動に關する對策

金輸出再禁止と金兌換の停止　昭和五年一月、金輸出解禁の斷行以來、金の急激なる流出を見、玆に何等かの對策を必要とする焦眉の急なるものがあつた。然して昭和六年十二月十三日犬養內閣の成立となり、同日直ちに、金輸出再禁止の公布があつたが、之に依つて朝鮮に於いても、翌十四日府令第百五十二號及び第百五十三號を發布して、金貨幣又は金地金、金製品、金の合金の輸出には總て總督の許可を要することゝし、金貨の鑄潰等は絕對之を禁止した。而も大勢の如何とも爲す能はざるを見るや、越えて十七日、政府は緊急勅令第二百九十一號を以て金兌換の停止を實施した。然るに同令は昭和七年一月二十一日、帝國議會解散の爲失効の已むなきに至つたので、政府は直ちに緊急勅令第四號を以て前年來の方針に依つて、金の流出、資本の逃避を阻止せんとした。

資本逃避の防止　前述金輸出再禁止の結果、對外爲替は暴落に轉じ、一面滿洲事變等に依る圓價格は益々惡化し、一面日銀の發券制度の改正は、通貨膨脹政策の氣配を兆し、玆に餘剩資本は益々外貨債に振り向けらるゝの傾向を助長した。仍つて政府は昭和七年七月一日、資本逃避防止法を公布施行すると同時に、同法ヲ朝鮮等ニ施行スルノ件」を公布施行した。仍つて朝鮮に於いても同年七月十五日を以て、府令第六十三號及び府令第六十四號を發布すると共に、卽日之を實施した。

外國爲替管理法の實施　右の二府令發布後、更に一層强力なる統制と取締を要するものあるを認め、昭和八年三月、法律第二十八號を以て外國爲替管理法を公布し、五月一日より施行するに至つた。而して該法は別に勅令を以て朝鮮にも五月一日より實施せられるに至つたので、朝鮮では、四月を以て府令第四十號及び府令第四十一號を發布し、共に五月一日から實施した。

其の後、五月二十二日、八月十七日及び九月二十三日の三回に亙り、內地法令の改正に順應して朝鮮でも一部改正を行ひ、一方法令の實施上、終始機宜に適する措置を講じて今日に至つた。尙ほ外國爲替管理法に基づき、昭和九年八月三十一日附告示を以て、金地金寶買業者及び金地金保有者より金保有高報告書を提出せしめ、金の移動狀態の調査を行つた。

(二)　時局匡救に關する全融方面の一般對策

概說　世界的不況の後を受けたる本期の經濟界は、未だ回復の域に達せず、農村の困憊と都市の沈衰とは、共に益々深刻を加ふる狀況に在つた。仍つて本府は昭和七年十月以來、特に自力更生の一大運動に著手すると同時に、金融方面に於いても種々の對策を講じた。卽ち普通銀行竝びに金融組合の金融資金を潤澤ならしめ、又一面事業の振興に資する爲積極的に低金利時代の實現を策し、以て金融の疏通を圓滑ならしめんことを期した。

朝鮮不動產融資及び損失補償令の實施　昭和六年十二月金輸出再禁止後の普通銀行は、極度に資金の固渇を訴へ、不動產に固定せる資金の疏通に苦しんだ。內地に於いては、之が匡救策として國家補償の下に、不動產の資金化方策を樹てたが、朝鮮に於いても、昭和七年十二月制令第四號を以て朝鮮不動產融資及び損失補償令を公布し、昭和八年二月から之を實施した。而して右融通資金は、預金部より朝鮮殖產銀行へ融通することゝなつたが、此の間に於ける一般金融市場の情勢は急激に軟化し、本資金に對する需要は、極めて少許に止まらんとする傾向にある。

高利負債の整理　農村振興の爲には、高利負債整理の最も緊急なるを認め、昭和七年十一月十一日、府令第百十一號を以て金融組合員の負債整理に關する府令を發布し、金融組合をして高利負債の整理に當らしめることゝした。之に依り此の資金を大藏省預金部より融通して、鋭意所期の貫徹に努力し來つたが、其の結果、昭和七年以降昭和九年九月迄に整理を完了し得たる高利負債は、總額千二百二萬餘圓に達する狀況である。この實績に鑑み昭和十年に於いては、更に預金部より二百萬圓の融通を受け、之に資金二百萬圓を加へ、總額四百萬圓を以てこの事業を繼續中である。

金利政策　由來朝鮮に於ける金利は一般に高率であつて、事業の勃興を阻害すること尠からざるものがあつた。仍つて明治四十四年利息制限令の公布を見たのであつて、低金利政策は實に始政當初よりの根本政策である。此の政策の結果、明治四十二年に於ける普通銀行の割引歩合は、普通率年中平均四錢二厘であつたものが、逐年漸落歩調に轉じ、昭和九年には朝鮮地場銀行二錢六厘、內地銀行の鮮內支店一錢九厘まで低落し、空前の低金利時代を現出した。預金利率に就いても、大正九年二月、京城組合銀行に於ける預金利率協定の結果、漸次京城以外にも及び、尙ほ銀行組合との間に於いても亦相互協定を爲すに至り、預金に於いても貸出同樣、未曾有の低金利時代を現出した。

擔保附社債信託法の改正　昭和八年三月、內地に於いては擔保附社債信託法を改正し、同年五月二十日より之を施行したので、朝鮮に於いても、同年五月府令第五十六號を以て同法施行規則に改正を加へ、同じく二十日より之を施行した。改正法は擔保物の利用價値を大ならしめる外、種々の便宜を與へんとするものであるが、元來朝鮮には募債市場と目すべきものなく、且つ鮮內にある會

社中には、社債の發行能力を有するもの尠き關係上、其の發達甚だ不振なものがある。

(三)　貨幣及び銀行券

貨　幣　前期に於ける貨幣の流通高は、著しく激減したが、本期に入り、景氣は不況ながら軍需インフレーションの浸透及び圓安に乘る貿易の增進等に依り、補助貨の流通は漸く增加した。昭和九年末に於ける補助貨の流通見込高は九百三萬圓であつて、財界好況當時の大正八年末に比較するも、尙は三百二十六萬圓の增加を來し、相當潤澤なる流通を見るに至つて居る。

銀行券　昭和六年七月滿洲事變勃發以來、滿洲に於ける朝鮮銀行券の發行は著しく增加し、昭和九年末に於ける發行高は、實に一億九千二百四十五萬圓に達した。

小額仕拂手形　朝鮮銀行は、滿洲に於いて發行せる小額仕拂手形を、昭和三年三月十五日限り停止したが、滿洲事變の勃發に伴ひ、昭和七年三月再び之を振出すことゝなつた。

(四)　金融機關

朝鮮銀行　滿洲國の建國（昭和七年三月一日）成るや、鮮滿の關係は愈々密接繁多を加へ、鮮滿に根據を有する朝鮮銀行の業績は頓に擧り、同國內各地に營業所を增設すると共に、吉京線の開通に伴ひ、雄基にも出張所を設けるに至つた。然かも更に廣く世界經濟の動向と、ブロック經濟結成の趨向に鑑みる時、日滿經濟ブロックの結成は蓋し必然的の過程である。

朝鮮殖產銀行　昭和八年八月十七日、朝鮮金融組合聯合會令の發布に伴ひ、殖產銀行は、同會の發行する朝鮮金融債券の應募引受を爲し得ることゝなつた。而して同行は、現在五十三の支店、七十

二の出張所及び派出所を有し、資金は主として朝鮮殖產債券の發行に俟ち、以て半島の產業開發に全力を傾注しつゝある。債券の發行高は、昭和九年度末には二億四千四百九十五萬五千圓に上り、預金は一億五百三十二萬圓貸出金合計三億六千九十一萬六千圓に達してゐる。

朝鮮貯蓄銀行　本行は漸次釜山・平壤・仁川・咸興の各地に於ける代理店を廢して、新たに該地に支店を開設し、尙ほ釜山に出張所を開設し羅津邑には、朝鮮殖產銀行出張所を以て代理店を開業した。其の結果、昭和十年現在に於いて支店・出張所五・代理店五十五を有する健實なる發展を見つゝある。

普通銀行　普通銀行の合同は、既に多年に亙つて續行せられて來たが、更に本期に入つては、各種事業の統制機運と共に之に拍車をかけ、昭和八年六月には、北鮮商業を朝鮮商業に合併し、同年七月には、東萊銀行を湖南銀行に合併し、同年十一月には密陽銀行の廢業を見、越えて翌十二月には、鮮南・慶一兩銀行の合併成つて大邱商工銀行と改稱され、玆に無資格銀行は全く整理せられるに至つた。右の結果一行當平均資本金は增大し、昭和九年末に於ける統計に依れば、地場銀行數八・其の公稱資本金總額二千五百六十七萬五千圓・一行當平均三百二十萬九千餘圓に達し、預金總額は一億四千四百五十四萬八千餘圓・貸出總額は一億三千九百八十五萬二千餘圓に上つてゐる。

手形交換所　昭和九年末朝鮮に於ける手形交換所は京城・仁川・釜山・平壤・元山・大邱・群山・鎭南浦・木浦の九箇所であるが、同年中に於ける交換高を見るに十三億二千九百八十五萬一千圓であつて、併合當初の二千四十八萬九千圓に比れば實に比較を絶する發展と謂はねばならない。

金融組合

(一)　概　說　金融組合の本旨は既述したが、昭和四年十月開催の第一回金融組合大會を契機として、所謂指導金融の必要を强調するに至り、玆に組合員の福利增進を通じて農村の繁榮を促進すべしとなす普遍的大運動となり、金融組合は今や第一義的本質に卽したる全鮮的運動を展開して本期に入つた。

(二)　業務監督規定の改正　斯くして金融組合員の增加と指導金融の徹底强化に伴ひ、金融組合の業務は愈々急激なる發展を遂げ、益々複雜多岐に亙ることゝなつた。仍つて昭和六年十月二十七日、府令第百十三號を以て金融組合業務監督規定を改正し、長期無擔保貸付方法を認め、又長期貸付に就いても、根抵當の方法に依ることを得るに至つた。

(三)　金融組合と農村振興運動　其の後、昭和七年自力更生運動の提唱せらるゝや、金融組合は率先して本運動に參加し、同年同月四・五・六の三日間に亙り、京城に於いて第二回全鮮金融組合大會を開催して其の第一步を踏み出したのであるが、然も此に依る高利負債の整理・農村振興運動の一般に就いては、既に別項に述べたが、金融組合の發展に伴ふ朝鮮金融組合聯合會に就いては、項を更めて之を說くことゝし、玆には其の他の施設を述べることゝする。

(イ)農村振興資金の融通　昭和八年十月、自作農地の購入及び棉作共同作圃の購入其の他の資金を特に低利に融通せしめることゝし、各道に對し總額三百二十五萬五千圓を割當て、金融組合をして之が實行に任せしめることゝした。

(ロ)水害救濟事業への參加　昭和九年夏期に於ける南鮮地方大水害救濟の爲、同年十二月府令

第百二十號を以て、大藏省預金部資金二百萬圓及び政府資金三十萬圓、合計二百三十萬圓を金融組合に融通し、南鮮水害地に於ける金融組合が、この資金を得て被害者に貸付を爲す場合には、特に一組合員に付き三千圓までの融通を爲さしめ、以て救濟の目的を徹底せしめた。

(四)　現　狀　斯くて金融組合は、其の創設以來二十有八年、其の間幾多の變遷を經たが、克く所期の目的を達成して長足の進歩を遂げ、地方産業の開發に組合員の經濟向上に多大の貢獻を爲し、今や朝鮮に於ける庶民金融機關として確固不動の地歩を占めるに至つた。

朝鮮金融組合聯合會の設置

(一)　設置の必要　金融組合の中央統制機關設置の要望は、多年金融組合關係者の唱導し來つた處である。仍つて本府は昭和三年、朝鮮金融組合協會を創設せしむると共に、昭和四年朝鮮殖産銀行内に、金融組合中央金庫課を設置せしめ、金融組合の統制ある發展を期したが、更に一般の輿論は金庫事務の統合をも熱望して已まざるものがあつた。是に於いてか、愈々朝鮮金融組合聯合會の創設を企圖し、昭和八年八月十七日、制令第七號を以て朝鮮金融組合聯合會令を公布し、翌月十八日より之を實施した。

(二)　設置及び組織　同年八月十八日、朝鮮金融組合聯合會設立委員會を設け、定款の作成、出資口數の割當監事の選任等一切の手續を完了し、同月三十一日を以て、愈々玆に朝鮮金融組合聯合會が設置せられ、府令第八十三號及び第八十四號を以て、朝鮮金融組合聯合會令施行規則及び朝鮮金融債券規則を制定發布した。今聯合會の目的及び組織を述べると下の通りである。(一)會員は金融組合又は朝鮮總督の指定した産業に關する法人に限り、一口の出資金額は五百圓とし、聯合會は會員に對し資金の供給、業務上の指導をなし、共同の利益增進を圖る。(二)聯合會の役員は會長、理事、監事とし、會長と理事は朝鮮總督之を任命する。(三)業務は會員に資金の貸付、會員よりの預り金、全會員相互の聯絡等をなす。(四)朝鮮總督は聯合會を監督する爲同會に監理官を置く。(五)聯合會は拂込出資金額の十五倍を限り金融債券を發行することが出來る。

(三)　聯合會の成立に伴ふ改正　此の設立と關聯して、昭和八年八月制令第八號及び同年同月府令第八十五號を以て、金融組合令及び金融組合業務監督規程に夫々必要な改正を加へた。尚ほ昭和八年八月制令第九號、第十號、第十一號を以て、朝鮮殖産銀行令、貯蓄銀行令及び朝鮮信託業令に改正を加へ、朝鮮金融債券の應募引受を認めることにした。

信託會社の合併

昭和六年九月十七日、朝鮮信託業令施行規則の制定發布と共に、既存信託會社二十九社中、特に朝鮮土地信託以下の五社に對して營業の免許を與へた。然して、越えて昭和七年十二月、遂に資本金一千萬圓の朝鮮信託株式會社が創立せられるゝ至つた。同社設立成るや、本府の方針たる鮮内一信託主義に基づき、直ちに既設五信託會社の合併を策し、昭和九年十一月三十日を以て玆に既設五信託會社の合併を完遂するに至つた。尚ほ同社は買收と同時に群山、釜山に支店を置き、更に木浦、平壤に支店を新設した。

無盡業　昭和六年無盡業令の大改正以來、朝鮮に於ける無盡業も愈々健實な發展の道を辿つた。本期に於いては、此の方面につき特別の施設改善を見なかつたが、其の後の發展相當著しきものがある。

がある。即ち昭和七年十二月末に於ける免許業者數三十四社を算し、全鮮を通じて府及び道廳所在地に於いては、殆んど免許無盡會社の設立を見ざるもの無く、試みに最近に於ける無盡業者の業績を見るに、昭和九年六月末現在に於いて、公稱資本金四百二十四萬圓、加入口數七萬三千八百三十五口、之が給付金契約高一億二百六十四萬八千百五十圓に上つてゐる。

郵便爲替貯金等　朝鮮に於ける郵便爲替貯金は、明治十三年釜山帝國郵便局に於いて該事務を開始したのを嚆矢とし、同三十八年日韓通信事業合同以前に於ける爲替貯金取扱局所數は、全鮮を通じて僅かに帝國の施設に係るもの三十に過ぎなかつたが、通信事業の引繼と同時に、全鮮各地に七十二箇所の爲替貯金取扱局所を增設し、同四十年には、從來遞信省の所管であつた朝鮮に於ける郵便爲替及び郵便貯金の管理事務を、統監府通信管理局で掌理することゝした。更に同四十三年には、郵便振替貯金制度を新設し、一般の商取引及び金融の圓滑を助長し、爾來逐次年金、恩給等の支給、道地方費其の他公課の收納或は國債の募集、賣出及び其の元利金の支拂等の業務を開始したので郵便年金を除く外、內地と全然同一となり、現在に於いては其の取扱局所の數も、八百餘を算するに至つた。尙ほ滿洲國の獨立に伴ひ、日滿間の特殊關係に鑑み、兩國間に小爲替の交換を開始することゝなり、昭和九年八月一日より之を實施したのである。

(一)　內國郵便爲替　往時朝鮮に於いては、第一銀行釜山支店の外金融機關の設置なく、在留帝國臣民の不便甚だしきものあるに鑑み、明治十三年五月、釜山帝國郵便局をして、始めて通常郵便爲替事務を開始せしめたるに初まる。夫より漸次民間の便利と金融の圓滑とを圖り、產業の興起と相俟ち、昭和八年度に於ける受拂金額は二億一千萬圓を超える盛況を呈してゐる。

(二)　外國郵便爲替　朝鮮に於ける外國郵便爲替は、明治十三年、英領香港郵政廳との間に交換を開始し、翌十四年八月英國と、又同十八年三月佛國との交換を開始した。外國郵便爲替の受拂高は、歐洲大戰中一時減退したが近年再び增進し、殊に大正十二年一月より、民國との間に交換を開始するやうになつて俄然增加を來し、昭和八年度の交換高は百萬四千圓に達した。

(三)　日滿小爲替　滿洲國成立の結果、從來の制度のみでは不便を感ずるに至つたので、小爲替の交換を開始することゝなり、昭和九年八月一日之を施行した。實施後同年末迄の取扱高は、一萬一千七十七口、金額十四萬二千九百圓に達し、尙ほ將來益々增加の趨勢に在る。

(四)　郵便貯金　朝鮮の郵便貯金制度は、明治十三年八月、釜山帝國郵便局で其の取扱を開始したのが嚆矢であるが、逐次之を他の在鮮帝國郵便局所に及ぼし、同三十八年七月、日韓通信事業合同當時には、既に取扱局所百に達して居た。由來朝鮮には貯蓄機關として擧ぐべきもの無く、同四十一年末現在に於いてすらも、朝鮮人の預金は僅かに四千二百餘人、三萬七百餘圓に過ぎない有樣であつたが、其の後郵便貯金制度の改善と勤儉貯蓄の奬勵の結果、年々貯金額及び預入者數を增加し、昭和八年度末現在は七百四十二萬三千三百四十三圓(朝鮮人のみ)に達してゐる。

(五)　郵便振替貯金　朝鮮の郵便振替貯金業務は明治三十九年三月在鮮帝國郵便局に於いて內地と同時に其の取扱を開始したのであるが、當時朝鮮の民度低く本制度を解する者皆無の狀

態であつた。そこで制度の利用方法及び利便・特徴等を朝鮮人の間に周知せしめる途を講ずると共に、朝鮮經濟界の狀況に鑑み、同四十三年一月京城に、昭和二年十二月釜山に振替貯金口座所管廳を設けた。其の結果斯業も漸次健全なる發達を遂げ、昭和九年度中には口座受拂年額約八億七千二百餘萬圓の巨額に達し、朝鮮に於ける金融機關として缺くべからざるものとなつた。

(六)　年金恩給支給　明治四十三年四月一日より各郵便局所に於いて其の取扱を開始し、又受給者の希望に依り年金恩給證書の寄託事務を執ることゝなつたので、受給者の利便は增進せられ、昭和八年度には郵便貯金の振替預入を除き、其の支給金額五百九十九萬二千圓に上つた。

(七)　國庫金の受拂　明治三十七年韓國財政整革當初、國庫金の取扱上、十箇所の金庫を設置した。然して一面通信機關は、其の合同後、朝鮮人間にも之を利用する者漸次增加するの傾向にあつたのを機會に、同三十九年統監府は舊韓國政府の委託に依つて、金庫所在地外の郵便局所を以て舊韓國國庫金の出納保管に關する事務の掌理に當て、先づ三十五局所を指定して同年十月一日より之が取扱を開始した。本府設置後もこの制度を踏襲し、時勢の進運に伴ひその改善と擴張とを加へ今日に及んでゐる。今業務成績を見るに、昭和八年度には、歲入金受入高五千五百四十三萬餘圓、歲出金拂渡高三千七百七萬餘圓に達してゐる。

第十三　司法及び行刑制度

概　說　朝鮮に於ける司法制度は司法事務の委託（明治四十二年七月）及び韓國併合に伴ふ前後二回の變革を經て現在の法院制度となり、行刑制度は司法制度と歩を同じうして改善せられ、併合後朝鮮監獄令の制定を一轉期として著しき進歩の跡を劃したことは各期に分說し來つたところである。然して本期施設の重要なるものを擧げると下の如きものがある。

地方法院支廳事務の停止　昭和七年二月朝鮮總督府地方法院支廳ノ名稱位置及事務取扱區域ノ件中に改正を加へ、既設裁判所中、仁川・甕州・瑞山・城津・密陽・統營・義城・鎭南浦の八法院支廳に於ける事務は、登記及び公證事務を除くの外は當分之を休止し、又馬山支廳の合議部を廢止して、權限を縮少することゝし、同年二月十五日から實施したが、昭和九年八月再び改正を加へて、同年九月一日より仁川・城津・統營の三支廳に於ける事務停止の復活を爲し、越えて昭和十年八月、更に之を改正して、鎭南浦及び密陽兩支廳の事務停止を同年九月一日から、又瑞山支廳の事務及び馬山支廳の合議部を十月一日から夫々復活した。

朝鮮小作調停令の公布

(一)　制定理由　近年財界の不況は愈々深刻となり、一面一般民衆の權利思想の發達と相俟つて爭議の內容も漸次複雜化し、之が社會上に及ぼす惡影響は、國家的見地に於いて看過し得ない問題となつた。仍つて朝鮮小作調停令を制定し、翌八年二月一日から實施した。

(二)　要　旨　本令は內地の小作調停法に則り、尙ほ朝鮮の實情を斟酌して立案されたもので、あるが、爭議の解決を裁判の方法に依るときは、往々にして相互に感情の欝積を加重し、徒に事件を紛糾せしめる嫌があるので、裁判所が公平な第三者として地主と小作人との間に介入し、兩者

の利害衝突を緩和し、又意思の疎隔を融合せしめ、兩者の自由意思を尊重しつゝ、互讓妥協に依る爭議の平和的解決を促すことを要訣とするものである。

統一手形法竝びに小切手法の實施　帝國政府は、昭和五年五月、瑞西ゼネバに於いて開催せられた爲替手形、約束手形及び小切手に關する國際的統一に關する法律案を帝國議會に提出して其の協贊を得、昭和七年七月法律第五十七號を以て、夫々手形法小切手法として公布した。仍つて朝鮮に於いても昭和八年十二月、制令第二十三號を以て朝鮮民事令に改正を加へて之を引用し、昭和九年一月一日から之を實施するに至つた。

差押の制限に關する民事訴訟法の改正

(一)　改正理由　舊民事訴訟法は現行强制執行編と一體を爲して、明治二十三年四月二十一日法律第二十九號を以て公布せられたものである。而して民事訴訟法は大正十五年四月二十一日を以て改正されたが、獨り如上の强制執行編は、其の大部分依然舊態を存續するに至つた。從つて今日に於いては既に時世に適せざるもの多く、殊に近年財界の不況に伴ふ一般小農及び小商工業者の疲弊は、玆に何等かの方法を講ぜざるべからざる現狀に立ち至つた。かくて昭和十年三月、法律第十五號を以て民事訴訟法中改正を行ひ、五月一日より施行したのである。

(二)　改正要旨　改正法の要點は大體(一)食糧及び薪炭に關する生活保障の限度を三箇月延長したこと。(二)執達吏が食料及び薪炭の差押を爲す場合には、先づ債務者の利益を考慮して差押を爲すを要すとしたこと。(三)裁判所は債務者の申立に因り、必要なる限度に於いて財產を保留するの裁判を爲し、以て差押から免れ得るの途を拓いたこと。(四)右の裁判を爲したる後、之を爲すの理由消滅し、或は事情變更したるときには、裁判所は當事者の申立又は職權を以て右の裁判を取消し又變更することを認めたこと等である。

尙ほ右改正法の附則に依り國稅徵收法に於いても、債務者及び其の家族に必要なる三箇月の食料及び薪炭は、國稅滯納處分に依つても亦之を差押ふることを得ざるものとした。

身元保證に關する法律の實施　帝國政府は昭和八年、法律第四十二號を以て身元保證に關する法律を制定し、同年十月一日から之を實施した。仍つて朝鮮に於いても、昭和十年八月一日、制令第十號を以て朝鮮民事令中改正を行ひ、翌二日公布、卽日之を實施し、身元保證に關する法律關係を明確にし、以て身元保證人竝びに使用人に對する法的保護を確實ならしめた。

刑事補償制度の創始　內地に於いては、昭和六年四月法律第六十號を以て刑事補償法を公布し、翌七年一月一日より實施したのであるが、朝鮮に於いても昭和八年一月、制令第四號を以て朝鮮刑事令を改正し朝鮮特殊の事情に鑑みて若干の特則を設くると共に、內地のそれよりも稍々廣範圍に亙る補償を認めて、同年二月一日より之を實施した。

恩　赦　併合以來、恩赦を行はせられること既に八回を數へ、其の惠澤に浴せる者通計實に九萬八千六百六十三人の多きに及んで居る。然るに昭和九年二月十一日紀元の佳節に當り　皇太子殿下御降誕の惠澤を遍く頒たせ給ふ思召を以て、又々恩赦の典が行はせられ、其の受恩典者は一般減刑一萬五千四百二十四人、復權二萬三千三十九人、總計三萬八千四百六十三人の多きに達した。

執行機關

(一)　併合前の制度　舊韓國時代に於ける民事の强制執行は廷吏をして之に當らしめて居たが、明治四十一年七月法律第十三號を以て民刑訴訟規則を制定し、動產又は不動產所在地の府尹・郡守又は警視・警部を以て執行官吏とし、執行官吏は自己の責任を以て其の官廳所屬の主事又は巡査をして執行行爲の代行を爲さしめ得る旨規定した。其の後統監府裁判所司法事務取扱令の公布を見、執達吏に屬する職務は裁判所書記之を行ふを原則とするが、裁判所又は檢事局は、警察官其の他適當と認める者をして之を行はしめ得る旨の規定を設けた。其の結果、之が施行の實際は、殆んど全部警察官をして之に當らしめる實狀にあつた。

(二)　併合後の制度　併合後二年を經て明治四十五年三月、朝鮮民事令が公布せられ、內容として、民事訴訟法等を引用した結果、法令上は內地と殆んど同樣の執行機關となつたが、執達吏に關する職制は、從來の制度を其の儘襲用して今日に至つた。然しながら元來執達吏事務は、執行法規に通曉しなければ完全に行ひ難く、且つ別に繁劇な本務に掣肘する官吏を以て、其の職に當らしめることは適當でないことは勿論である。仍つて先づ以て機宜の措置として、漸次非官吏の執達吏事務取扱者を置く方針を執り、現今に於いては、各地方法院又は其の支廳所在地には、殆んど全部非官吏たる執達吏事務取扱者を任命配置するに至つた。因みに尙ほ一步を進めて司法の一機關たる執達吏制度を創始する爲、目下銳意調査中である。

行刑に於ける新施設

(一)　概說　概ね朝鮮に於ける行刑制度は、既に完成域にあるが、尙ほ本期の新施設として擧ぐべきものに光州刑務所小鹿島支所の開設と、司法保護事業研究會がある。

(二)　光州刑務所小鹿島支所の開設　昭和十年七月二十三日府令第九十二號を以て、監獄及監獄分監名稱位置中改正を加へ、全羅南道高興郡錦山面に、光州刑務所小鹿島支所を設置し、主として癩患者たる受刑者を集禁することゝした。

(三)　司法保護事業研究會の成立　釋放者保護事業は、大正二年の免囚保護事業奬勵金下附手續の制定を契機として、一段の發展を遂げ、現在に於いては全鮮に二十八の團體を有するに至つたが、猶ほ著しき不便と不徹底を免れ得ない狀態である。以上の要望に應へて生れたものが、主題の司法保護事業研究會である。本會は昭和九年四月一日、京城・大邱・平壤各覆審法院管內を一單位として起り、會員は司法官・刑務官中の中堅と司法保護事業家であつて、何れも熱心な態度を以て事に當りつゝある。

司法々規改正調査委員會　昭和二年五月總訓第十三號を以て司法々規改正調査委員會が朝鮮總督府內に設けられたが、其の後廢止せられ、本期に入りて間もなく、昭和六年九月高等法院に親族相續に關する法規調査會が組織せられ、從來審議未了の分を繼承調査して來た。本會は昭和九年十月に至り再び本府に移り法務局長統裁の下に引續き調査中である。

第十四　祭祀